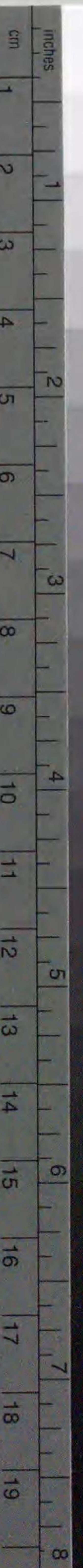


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

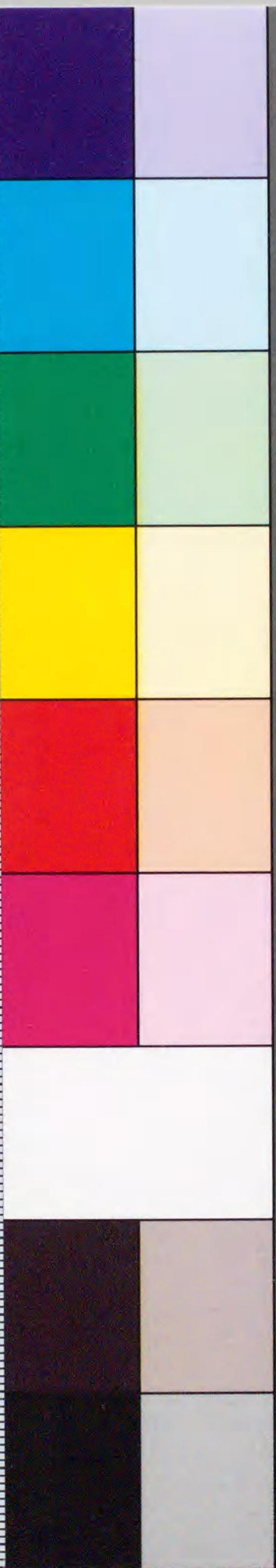
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



334 - 154



\*1200502069574\*

334

154

東坡先生詩集





9590-1



334  
154口

男爵 山田浩遺稿

京都守護職始末

完



334  
154 口

男爵 山川浩遺稿

京都守護職始末

完



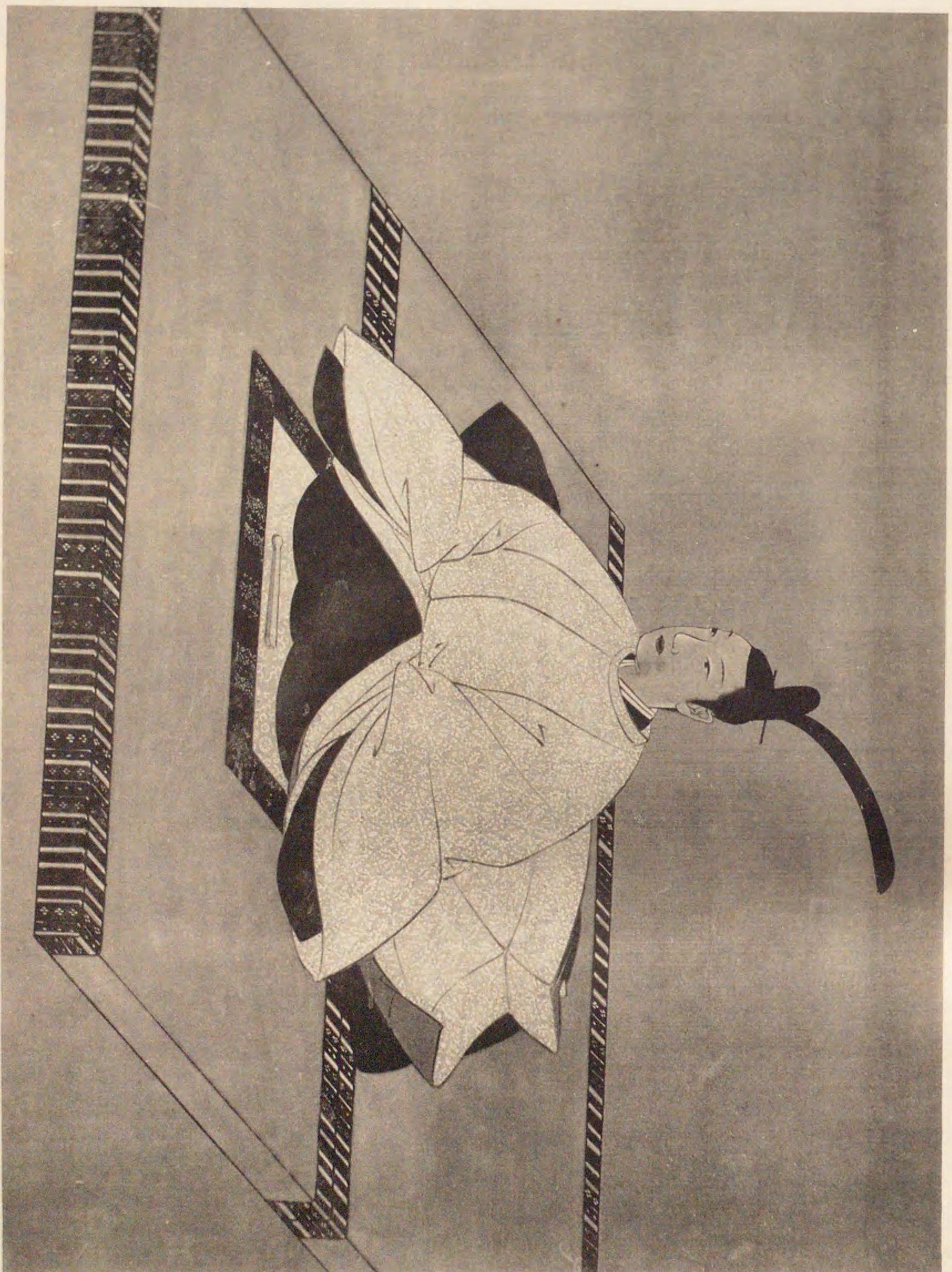
東京帝國大學文科大學史料部蔵



徳川幕府の書齋

[Blank page with faint bleed-through text from the reverse side]






孝明天皇御宸影

東京帝國大學文科大學史料編纂掛所藏複製寫





NEW YORK

Faint, illegible text impressions on the right page, likely bleed-through from the reverse side.



孝明天皇御宸翰

文久三年十月九日二條右大臣我公を召し下し賜ふ所のものなり末文に一箱遺之とあるは御製二首入れ給ふ則別葉の御歌是なり

堂上以下陳暴  
論不正之所貴  
增長有痛心痛堪  
下在余之處建二  
願嘗日憂患掃  
接朕存念貫徹  
之從人其方忠誠



下內余之處建二  
領事已受患掃  
接朕存念貫徹  
之從人其方忠誠  
深感悅之餘右  
壹箱遺之者也

文久三年

十月九日



武吉にハルハアホ  
と云ふをハルハアホ  
世の由りハルハアホ



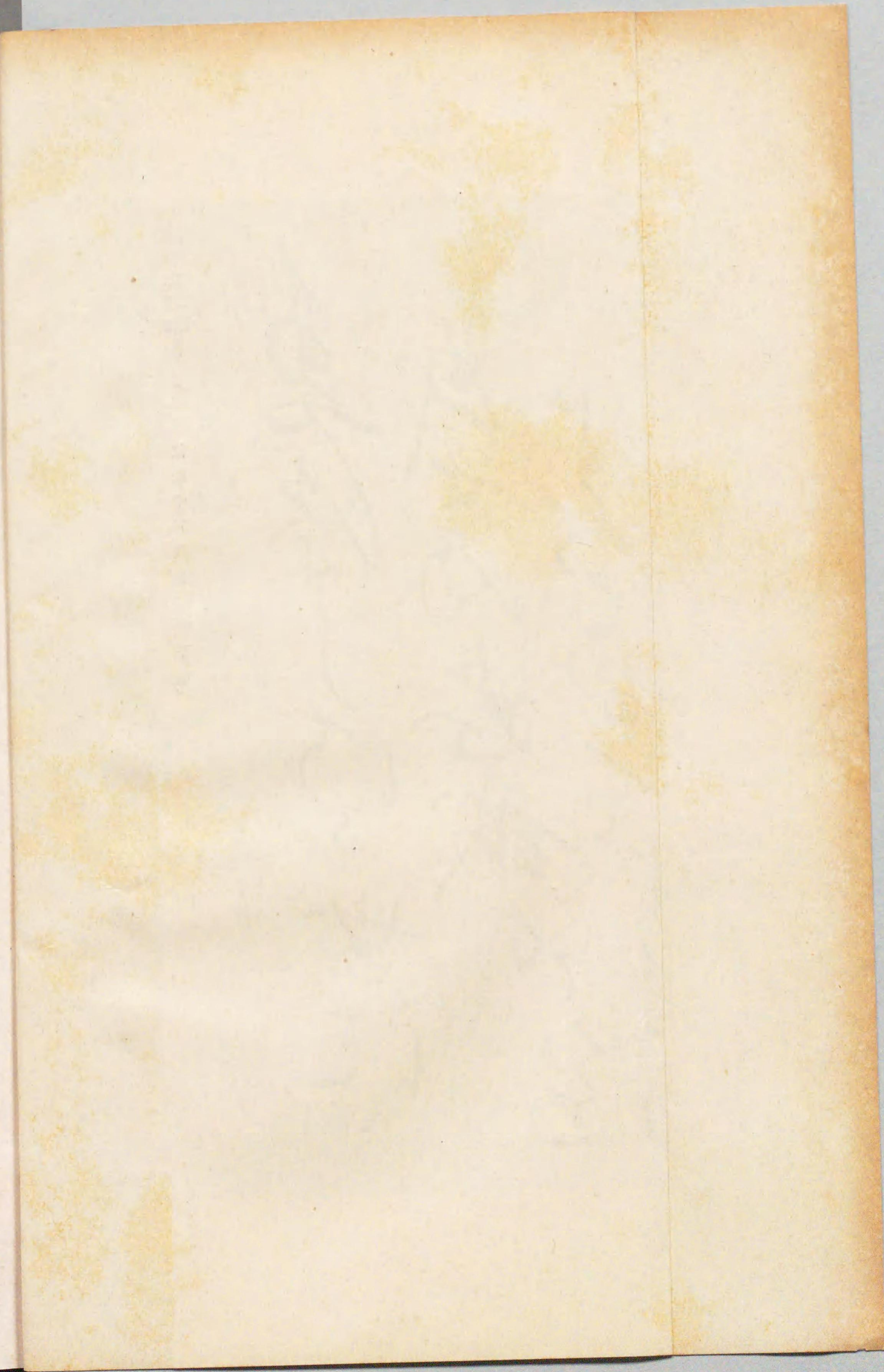
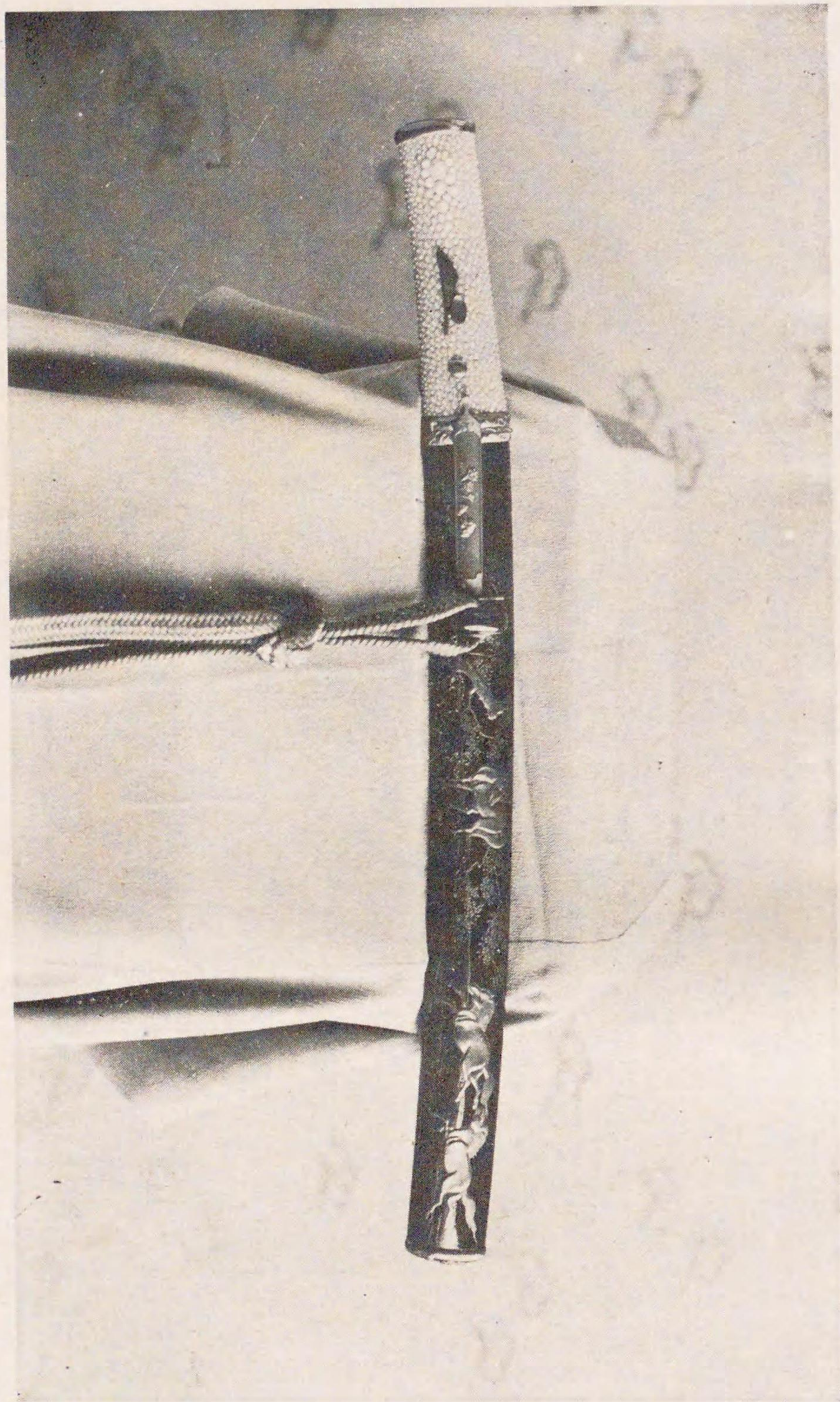
武蔵野の風  
吹く  
草の匂い



孝明天皇の御製 (正三位松平容保公に御下賜)

忠臣の忠誠  
よるに  
和く是れ  
あまの  
河の  
武士の  
忠誠の  
世に  
あまの  
忠臣の  
忠誠の  
世に







元治元年甲子十月廿五日家老神保内藏助二條關白殿へ  
 被召呼左之 御書付添 御短刀御授與相成候事  
 御書付

會津中將

爲國家實ニ勵忠出格之廉殊ニ去七月以來之苦勤厚可被  
 爲褒賞候事

御品書

御箱入 御短刀

金具模様蒔繪等下繪

金具造

蒔繪

兼恒作

原内匠少允平在照

後藤勘兵衛光文

永田習水齋



會津藩主正三位松平容保公眞影文久三年八月五日藩兵馬揃  
 天覽の節の行装にして兼に天覽の節恩賜の大和錦を以て製  
 せられたる戦袍なり

西の空より立騒くもよはなをそはげはな  
 ありしはむむのまはれか辰の川あに雲係

夕三  
 天也をあらぬもか子降るん  
 と神とちりあはる月を

去年の秋  
 つゆ消す  
 民よ心  
 秋のるるもなほ  
 いと去あうのまは  
 出れつにたつる  
 けふはつとさす

去年の秋の歌は明治二年九月のころの御作高木盛之輔所藏

立騒くの御歌は元治元年七月ころの御作森川善兵衛所藏。天地の御歌は元治元年八月ころの御作侍醫馬島瑞圓所藏



一系失其志好遊樂致為奢使士民失其所則何面目戴封  
印領土地必上表可誓居  
右十五條之古堅相守之誠可以中僕日職也

宣統六年戊申四月十日 會津中將

家光中

山川漢書



著者男爵山川浩



# 家訓

源容保書



- 一 大君之義一公大切可存亦勸不可列國之例自處為之
- 一 壞二公則世家子孫而之壞而不可後
- 一 或備不可忘進士可為奉上下之分不可亂
- 一 可敬先愛弟
- 一 婦人女子之言一切不可聞
- 一 可重主畏法
- 一 家中可勸風義
- 一 不可行嗜求媚
- 一 面之不可依怙其負
- 一 進士不可取便碎使傷者
- 一 賞罰家先之分不可不知若首出位者可嚴格之
- 一 不可使近侍者若人之善惡
- 一 政事不可以利害枉道理會議不可狹私意拒人言不
- 一 善不思可以年之能忘在身不可分家之意
- 一 犯法者不可宥
- 一 社會為民立之為永利之也嚴懲其可發必滿之不可他用之
- 一 若失其志好遊樂致為奢使士民失其所則何面目戴封
- 一 印領土地必上表可整居

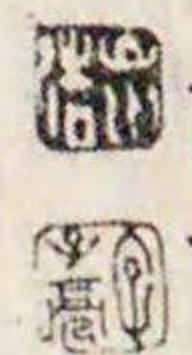
右十五條之古堅相守之以往可以申傳國職也

宣統六年戊申四月十日 會津中將



家光中

山川漢謹書



著者男爵山川浩



### 京都守護職始末凡例

此書題號の如く、専ら京都守護職中の事蹟を録するを以て、筆を文久二年に起し、慶應四年正月に止む、其間藩治及び自家の事項に至りては省畧する所多し、但し苟も職掌に係るものは細事と雖もこれを録す。

此書人名に、公卿朝臣を加へ或は通稱等を以てせるは、悉く當時の官銜及び地位の品等に從ひ、後年昇進の例を用ゐず獨り容保を我公と書するは、家尊に對するの例に從ふのみ、猥りに自尊するの意にあらず。

書中收むる所の文書は悉く原文の儘を録し敢て私意を狹まず、故に往々字句不明或は焉馬の誤謬等あるも私に訂正を加へず但し人名等に於て故らに畧書して解すべからざるものは、○を加へて注解を狹み以て看讀に便にす。



當時藩廳の記録より京都在職中の日録、文書、其他藩士の覺書等に至るまで其數夥多なりしも、戊辰の變に際し、悉く烏有に歸し、僅に百中一二を存するのみ、今に於て徵し難き所あり、故に記事に於て精粗一ならざるは、畢竟材料の多寡に起因するのみ、文久に精にして、慶應に粗なるの類なり、當時大藩の諸侯、松平と稱したるの頗る多し、今は混雜を避けんが爲め本氏を書す。

藩臣の名は、其實名を又維新後通稱を名こしたるものは其通稱を掲ぐ維新後其何れを名こしたるか不明なる場合には、實名又は實名の知れざる時は通稱を掲ぐ。

不明の箇所には□を附せり。

明治三十年

## 京都守護職始末

### 目次

源忠誠公略年譜	一頁
京都守護職の起因	一
諸浪士の跋扈	五
生麥の變	二
西郷田中兩國老諫止	一五
守護職の奉命	一七
公武一和に就きて幕府に建議す	一八
我公の入京	二六
我公初めて參内拜謁す	二九
浪士の惡戯	五九



將軍家入京	七〇
新選組	七三
聖上加茂行幸	七四
我公將軍家の東歸を止む	八一
島津三郎の入京及其建議	八六
聖上石清水行幸	八八
石清水行幸は眞の叡慮にあらず	九八
姉小路公知朝臣の暗殺	一〇二
九門守衛の配備	一〇三
長行朝臣の我公に送れる陳情書	一一六
長藩の外船砲撃	一三六
我公より老中に送りし書面	一三八
守護職東下の御下命並に幕府への御沙汰書	一四一
我公及近衛前殿下に賜はりし御宸翰	一四五

二條齊敬公懇話の大意	一五五
馬揃天覽	一六一
會津土佐の提携	一六三
會津薩摩の提携	一六七
七堂上の西奔	一七五
御宸翰並に御製を賜ふ	一九〇
中川宮に賜はりし御宸翰	二〇九
將軍家恩遇望外	下卷 三
我公に賜へる深秘の御宸翰	一〇
我公守護職を罷め陸軍總裁職たるの内命	一七
我公參議推任を辭せらる	一九
專使を馳せて城邑留鎮の重臣を戒飭す	二八
軍備更張並に攝海防備	三一
我公再び京都守護職を命せられ辭表を呈す	四一

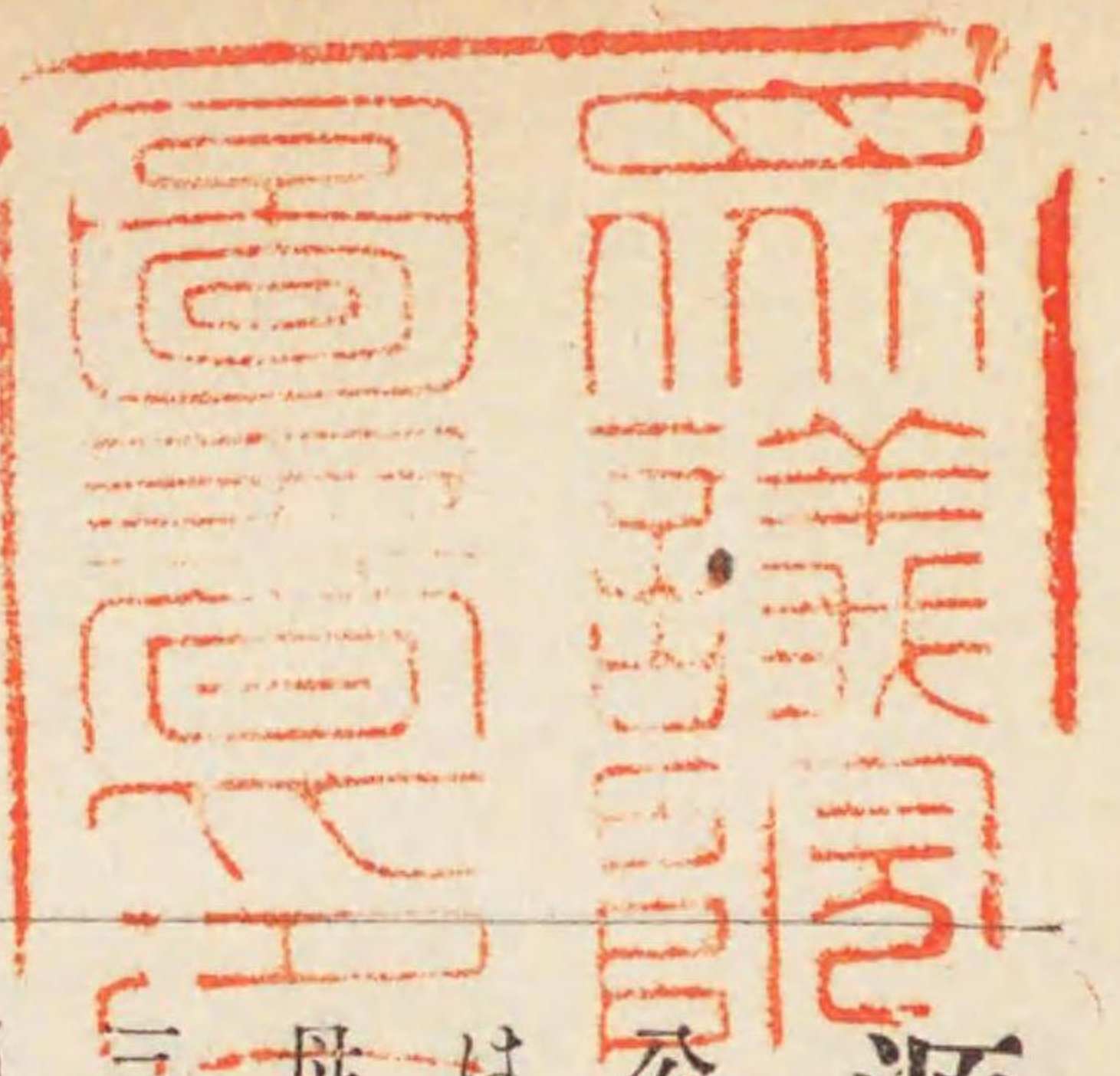


德川慶篤卿の弟余八鷹を以て嗣子と爲すの豫定	四四
横濱鎖港及長門處置に關する勅書	四六
將軍家京都を發し東歸の途に就く	五七
藩士柴司の自盡	五九
毛利慶親卿重臣の入京及軍令狀	六一
長州藩士川端龜之助より定敬朝臣に呈したる緘書並に送戰書	七五
長防追討の勅に依り總督慶喜卿の令並に部署	七九
戰端を開く	八六
蛤門之戰	八八
聖上我公の平癒を祈らせ給ふ	一〇
七月戰役の行賞	一三七
敬親父子伏罪上奏	一四九
我公病全く癒ゆ	一六七
將軍家入京參内す	一七二

征夷大將軍德川家茂公薨す	二一〇
我公余九鷹を以て嗣とす	二三三
天皇崩御	二三四
我公再度參議の恩詔を拜し之を拜受す	二四五
余九鷹參内	二四九
政權奉還の議	二五五
政權奉還の上表	二五七
密勅	二五八
敬親父子赦免	二六四
王政復古の詔勅	二六五
德川慶喜卿時事に付き上奏	二六九
同奸黨罪狀奏聞	二七五
伏見開戰	二七六

目次終





源忠誠公畧年譜

公諱は容保祐堂又芳山と號す陸奥國會津城主松平氏第八世忠恭公の嗣子實  
 は美濃國高須城主從四位下左近衛權少將兼中務大輔松平義建朝臣の第六子  
 母は古森氏天保六年十二月二十九日江戸四谷の第に生る小字は銚之允弘化  
 三年四月二十七日忠恭公の嗣子となり其女に配す八月十五日始て大將軍徳  
 川家慶公に謁す十二月十六日從四位下侍從に叙任し若狹守を兼ね家例を以  
 て溜間に班す嘉永五年二月十日父公卒す閏二月二十五日封を襲き肥後守に  
 遷る是月家老六人大將軍に謁する等凡て家例の如し十二月二十六日左近衛  
 權少將に進む○六年四月安房上總の成所を巡視し士卒の操練舟船の運用等  
 を視又封内の孝義者及び力田の者を賞し高齡者に賑給す六月米國使節ペル  
 リ相模國浦賀に來航し國書を幕府に呈して和親條約を結ばん事を請ふ幕府  
 乃ち有司を遣し之を久里濱に延いて會見するに當り我藩命を受け舟師を出  
 して之に備ふ既にして幕府和親條約許否に就いて諸侯の議を徵す公同班井



伊掃部頭等と共に、宇内の情勢を論して許可の議を建言す、是時我藩兵大に房  
 總守衛の警備を張り、城邑の兵亦馳せ至る、後幕府其勞を賞す、十月幕府我房總  
 の成衛を免し、更に品川灣第二砲臺の成衛を命す、○安政元年正月米國使節再  
 ひ來航して幕府の回答を求む、公又前議を執りて進言する所あり、幕府遂に和  
 親を許す、○六年九月幕府我品川灣砲臺の成衛を免し、蝦夷の地東西別より西  
 澤喜に至る、其  
間網走地方を除き、  
 海岸凡そ九十里を賜ふ、是に於て士卒を移して拓地及漁事を監督せしむ、○  
 萬延元年三月江戸櫻用門の變あり、幕府急に溜間諸侯を召す、公兼程江戸に到  
 り、尋いて幕府と水戸藩の間に就いて、調停する所あり、十二月十二日左近衛權  
 中將に進む、○文久元年十月夫人卒す、○二年五月三日幕府公に命して大政に  
 參せしむ、閏八月朔日幕府公を京都守護職となし、正四位下に陞せ、職俸五萬石  
 を賜ふ、十二月九日上京の途に上り、二十四日京師に入り、黒谷金戒光明寺に館  
 す、○三年正月二日始めて參内就任の事を奏し物を獻す、親王准后亦同じ、是日  
 小御所に於て、龍顏を拜し天盃を賜ひ、且御料純緋の御衣を賜ひ、先に幕府に建  
 議し、勅使待遇の禮を改正せしめたる功を賞し給ふ、四日再び參内新正を賀し

奉り物を獻す、後以て例となす、是より屢參内又は親王攝關公卿の間に來往し、  
 大に公武一和に盡瘁す、依りて畏くも聖上の御信任を蒙り恩遇日に優渥を加  
 ふ、三月四日大將軍家茂公上洛す、公爲に公武の間に盡瘁す、爾後再三上洛あり、  
 詳かに本書に見ゆ、  
 故に略す七月二十九日始て軍隊操練を天覽に供し、明日大和錦二卷白銀二百  
 枚を賞賜あり、八月五日再び之を天覽に供し、畢りて水干馬具黃金等を賜ふ、十  
 八日長門藩士堺町御門守衛を免せらる、公參内して鎮撫に斡旋す事は本編に  
 詳かなり、廿四日幕府將軍家佩用の双刀を賜ひ此功を賞す、廿六日朝廷此功を  
 賞し、御持古の御末廣及び絹五匹を賜ひ、且兵士に金若干を恩賜せらる、十月九  
 日更に宸翰及御製二首を賜ひ、公が忠誠を優賞し給ふ、十五日幕府我守護職就  
 任以來用途多端を察し、累代の預地陸奥國大沼郡五萬石の地を役知として賜  
 ふ、十二月十三日幕府備前行包作の刀を賜ひ、先に將軍家上洛の間、輔弼の功を  
 賞す、元治元年二月八日再び宸翰を賜り、公武一和に就いての叡旨數條を下し  
 賜ふ、十日幕府公が就職以來の勵精を賞し、封五萬石を加へ賜ふ、十一日幕府勅  
 を奉じて、毛利慶親卿父子の罪を問はんと、依りて公の守護職を罷め、陸軍總裁



職となし、尋いて軍事總裁職に改む。十二日朝廷公が就任以來の功勞を嘉賞あらせ給ひ、參議推任の詔あり、公固辭敢て拜せず、更に此勲賞を祖宗正之公に移し賜らん事を奏請す、尋いて允裁ありて正之公に従三位を贈らる。十六日又宸翰を賜ひ御依頼の内旨を下し給ふ。是日將軍家手自ら備前秀光作の刀を賜ひ守護職勤中の勞を感す。三月十四日朝廷奏請を允して參豫を免す。是より先、公我公亦之に補す。四月七日幕府公が軍事總裁職を免し、再び京都守護職となす。蓋し叡旨に出でしなり。六月毛利慶親卿其家老福原越後等に兵を授けて上京せしめ、七月十九日長門藩士國司信濃等兵を率ゐて禁闕に迫る。公病を冒して參内防備を指揮し、遂に之を撃ち却く、爾後禁内に宿衛する事數旬、依りて病重きを加へ、奏請して旅館に療養す。九月五日朝廷公が忠勤を嘉賞せられ、兼恒作蒔繪裝飾の短刀を賜ふ。六日聖上公が病惱を宸憂あらせられ、特に内侍所に其平癒を祈らせ給ひ御幣洗米を下し賜ふ。十四日幕府、我守護職中費用多端を察し、月々金一萬兩米二千俵を賜ふ。二十二日又大和包清作の刀を賜ひ先に將軍家滯京中補弼の功を賞す。十二月十八日幕府去七月十九日の功を賞して筑

前國弘作の裝刀を賜ふ。○慶應元年四月九日聖上公が病少しく癒るを聞し召れ、關白二條齊敬を以て詔を傳へ、杉折及び御物數品を賜ふ。○二年七月大將軍家茂公大坂城にあり、病大漸、二十日遂に薨す、一橋慶喜公入て宗家を嗣ぎ、十二月五日征夷大將軍に任ず。是月水戸故中納言齊昭卿の第十九子、余九麿を養うて嗣子となす。後ち將軍家之に首服を加へ、偏諱を賜ひ喜徳と更め、從四位下侍從に叙任し、若狹守を兼ね、是月聖上御惱、公日夜參内天機を候し奉る。二十九日遂に崩御、依りて公日夜參内宮中を守護し、且御葬送の供奉を勤む。○慶應三年正月御大喪に依て、征長解兵の令あり。四月四日先帝の御遺物を拜戴す。二十三日參議に推任せらる。是日兵庫港開港の勅許あり、是より先英佛等の諸外國公使幕府に之を請ふ事切なり、我公將軍家の旨を奉じ、時勢已むを得ざるを論じて公卿諸侯に説く所あり、是に至りて其請を允さる。十月四日土佐藩士後藤象次郎其主命を以て、幕府に政權奉還を勸る建議を上るを告ぐ、公即ち之に賛す。十四日將軍家政權奉還を奏請す、翌日允裁あり。二十四日征夷大將軍の職を解かん事を奏請す、即日允裁あり、猶暫く舊に依りて事を執らしむ。十二月九日詔



して攝關幕府傳議兩奏守護職所司代等を廢す依りて十二日徳川内府以下悉く大坂に退く○四年正月徳川内府召に依りて上京す我公亦之に従ふ三日我前驅の一隊京師守兵の砲撃に逢ふ即ち之に對抗するに及び遂に利なくして大坂に還る尋いて内府以下東下の途に就く公亦同し十二日江戸に還る時に朝廷徳川氏征討の大號令ありしを傳聞す依りて二月四日書を輪王寺宮に上り其救解を哀請し即日致仕す是日我家老連署を以て尾張以下二十二藩に就いて同く救解を求む十六日公江戸を發し廿二日會津に還る既にして朝廷我隣傍諸藩に命して我藩を征するの報あり依りて書を贈りて其冤を辨疏す會ま仙臺米澤以下の諸藩連署の書を鎮撫總督に呈して我藩の冤を訴ふ言聽かれず且目するに賊に與みするを以てせらる茲に於て哀訴の路絶え遂に奥羽同盟成る八月西軍我封境に迫る君臣籠城死守防戰數旬に涉り衆寡終に敵せず依りて城地を致して罪を請ふ十月十九日公父子會津を發し十一月二日東京に入る即日公は因幡藩に世子は久留米藩に幽せらる十二月七日更に兩藩へ永預けとなる○明治二年五月我家老萱野長修主謀の罪に依りて死刑に處

せられ其餘悉く死を宥せらる六月三日容大公生る九月二十八日家名再興の恩命あり十一月四日華族に列せられ陸奥國に於て高三萬石支配を命せらる十二月七日更に公を和歌山藩に遷さる○四年三月十四日公父子御預け免せられ家に在て謹慎せしめらる○五年正月六日謹慎を免せらる○九年十一月一日特旨を以て從五位に叙す○十三年二月二日光東照宮々司に補す三月十三日上野東照宮々司に兼補す五月十八日特旨を以て正四位に陞叙す六月二十一日岩代國土津神社祠官に兼補す○十七年願に依て東照宮々司を免せらる○二十年九月五日再ひ東照宮々司に補す二荒山神社宮司に兼補す十二月六日從三位に叙す○二十六年九月二十二日願に依て二荒山神社宮司を免せらる十二月四日特旨を以て正三位に叙す五日病みて薨す年五十八諡して忠誠靈神と曰ふ九日東京内藤新宿正受院域中に神葬す



京都守護職始末 卷之上

山川 浩未定稿

京都守護職の  
起因

抑徳川氏の豊臣氏に代りて政權を執るや、専ら制を鎌倉幕府に則り、自ら關東八州の險要に據りて先づ其根本を固うし、群雄を諸國に分封するに及びて、其間樞要の地には譜代若しくは近親の諸將を置いて、萬一の衝に當らしめ、京師に所司代職を置き、譜代の近親を以てこれに補し、兼ねて畿内以西の總鎮たらしむ、是を以て一令發する毎に、所謂置郵して命を傳ふるよりも速に、些の凝滯なく、庶績整然として舉り、特に朝廷に對し奉りては、供御の御料増献を始め、立后立坊大嘗會等、種々の廢典を再興し、敬上の衷悃を盡したるを以て、朝廷亦嘉尚の餘り、優渥の待遇を賜はり、上下洋々として和融し、海内靡然として其徳化に浴し、昇平を唱ふる事二百六十餘年の久しきに至る、武門權を執りて、爾來未



二  
だ曾て有らざる所なり、然るに安政の初め、幕府一朝、祖宗鎖國の制を翻して、開國の制となすや、既に國是の大體を變更したるを以て、其影響凡百の事に及び、漸次更始する所あるは、蓋し事理當然の情勢なりとす、即ち京都守護職を置かれしも亦其一にして、此職を始終せしは、我舊藩主故正三位松平容保公なりとす。

初め幕府開國の方針を斷行せしに付ては、實に本朝未曾有の大事なるに、勅裁を待つに及ばず、これを決行せしは、事蒼皇に出たる蹟あるを以て、畏くも朝廷の嫌疑に觸れ、從て公卿諸侯の中にもこれを憤慨し、國是を鎖國に挽回せんと欲して、攘夷を主張する輩多く、延いて草莽の徒に至るまで、滔々としてこれに雷同し、人心漸く恟々として内訌茲に生ず、是時に當りて、幕府の大老井伊掃部頭直弼朝臣、疾くも既背の人心を收攬して、幕府の權勢を發揚せんと、世に所謂戊午の大獄を起し、其處置貴紳草莽に論なく、當を失して苛酷を極めしより、其結果幕府をして一層衆心の離叛を招かしめ、中にも水戸藩の如きは憤激最も甚しく、其藩士等概ね直弼朝臣を指して不俱戴天の仇となし、遂に萬延元

年三月三日登城の途、櫻田門に要して、之を殺害したり、そも此事たる實に未曾有の大珍事なる上に、三家の一たる水戸家臣の所爲なるを以て、上下の驚愕はいふも更なり、殊に將軍家酷く其兇暴を怒り、急に溜間席の諸藩を召して諮詢する所あり、我公亦此召命に依りて三月下旬江戸に到る、是より先戊午の大獄の原因と爲れる、水戸家に賜はりし勅書を奉還すべき旨、幕府より屢、水戸家に令すれ共、水戸の藩士言を左右に托して、其令を奉せざるさへあるに、剩へ黨を結び境を守り、勅書にして國境を出るあらんには、兵力に訴へてなりとも、之を取り戻さんなど、唱導して幕使に禮を失する等、其無狀も亦甚し、我公等の登城するや、老中久世大和守廣周朝臣、安藤對馬守信正朝臣等、台旨を傳へて、水戸藩士兇暴の罪を鳴らし、依りて尾張紀伊の兩家に命じ、兵力を以て典刑を正さんとなり、我公大に驚き、水戸藩士等の兇暴實に譬ふるにもなし、然れども水戸藩は朝廷の信する所、列藩の囑望する所にして、且三家の一なり、想ふに今回の事たる、彼藩臣過激の輩、脱藩して此舉に及びしにて、素より水戸家に於ては、制馭緩慢の責は免かれ難きも、身自ら之を犯し、とは事情大に異なるを以て、宜



しく事の顛末を探求し、且は天下の大勢に鑑み、他日の累を遺さざる事、今日の急務ならんと論せしに、老中の人々台慮既に決せられ、今更これを翻すべくもあらず、足下これを然るべからずとなさば、自身言上あるべしとて、これを容れず、因りて我公亦云所なく退出せり、執權職として鹽梅の任に在る者、此至當の建議を聞き乍ら、一人のこれを執達するなきは、實に意外の極と雖も、亦以て當時幕府廟議の切迫なるを推知するに足る、幾許もなく又召あり、將軍家親しく我公の意見を諮問ありて、其言を嘉納せられ、水戸藩問罪の事遂に寢む、されば將軍家深くこれを嘉賞あり、是年萬延元年十二月十二日左近衛權中將に進めらる、是に於て我公更に宗家と、水戸家との間を和融せしめんと、文久元年三月家臣外島義直機兵衛、秋月胤永悌次郎に旨を授けて、上州館林に遣し、其藩臣岡谷繁實時常鈕が水戸の事情を詳かにせるを以て、就いて問はしむ、然るに繁實は我公の豫期せられたる如く、水戸の事情を詳知せず、是に於て外島秋月は常陸笠間に至り、加藤有隣後櫻に面して略々水戸の事情を得遂に直ちに水戸に至り、武田正生修理後伊賀守號耕雲齋原忠成市之進に面す、是時正生忠成等、曩に同藩過激の徒が兇暴よ

りして、累を主家に及ぼし、より、日夜憂慮に沈み茫然としてなす所をしらず在りしかば、今我公の意を聞くに及びて、恰も津口に舟を得たる如く、大に悦び、胸襟を披きて事の顛末を陳述し、只管救解を求めたり、公此復命を聞きて、直ちに幕府に委細を言上して申宥め、猶水戸藩には又家臣を往復せしめ、切に諭して恭順の實を表せしめしかば、一滴の血を流さずして、勅書を返上せしめ、事故なくおさまりぬ、因りて將軍家、我公の此調停の勞を嘉賞ありて、自今以後時々登城諸事無遠慮、年寄共と可致相談と面命ありたり、是ぞ我公が將軍家の信任を蒙り、並せて幕府諸有司に推重せられつる始めにて、實に文久二年五月三日なり、

曩に井伊直弼朝臣の凶變あり、尋いて老中安藤信正朝臣、阪下門外に於て遭難の事ありしより、幕府の威嚴頓みに衰へ、衆庶漸く輕侮の念を起し、特に京師には諸藩脱籍の士若しくは草莽の徒、自ら有志者と號して盛んに攘夷を主張し、陸續踵を接して公卿の門に入説す、凡そ是等の徒、概ね幕府開國を斷行したるは漫りに多年昇平に馴れ、遊惰に流れし餘弊、鈍くも外人の威嚇に恐怖し、決然



これと争ふの勇なく、一時の偷安に出でたるとなし、外人を夷狄禽獸と呼び、嗷々として鎖攘を唱導するも、一も確乎たる定見あるにあらず、甚だしきは往昔の元寇に比して、神風の靈驗を頼むものさへあり、而して公卿亦概ね宇内の大勢を知らず、且は多年窮乏に苦しみ、窃に武家の熾盛に慊焉たらざるより、是等の入説を傾聴し、直ちに採りて實行すべしと迷信し、相共に尊攘を唱ふ、これによりて、自然公武其方針を表裏にし、往時は百事幕府に委任あり、垂拱して治平を覽そなはし給へる朝廷の、今は翻へりて幕府を掣肘するに至れるも、幕府敢て自ら顧みる所なく、徒に舊套を墨守するのみにして、萎靡振はず、是に於て海内の雄藩各々其反省を促し、且は内治の釐正に付いて、進言獻策する所あり、其尤も率先せるを、薩摩長門土佐の三藩となす、依りて俗間に三藩の稱あり、されど三藩其議一ならず、或は豊臣氏の制度に倣ひ、雄藩主五人を舉げて幕府の大老となすべし、或は將軍に後見職を置き、雄藩一二を舉げて大老となすべし等の異なるありと雖も、其根底を攘夷の實行に取るに至りては、衆論同一轍なり、是に於て彼の有志と稱する浮浪の徒、開戦の期、旦夕に迫れりと妄想し、輦下を

憚らず、數十人黨を結びて京中を横行し、或は富豪の家に迫り、軍資と稱して米金を掠め、或は異論者を殺戮して血祭と唱へ、横暴至らざる所なし、時に彦根藩兵、京都守衛に在りと雖も、此暴勢に辟易して手を下す能はず、會々島津三郎實名兵、京都守衛に在りと雖も、此暴勢に辟易して手を下す能はず、會々島津三郎實名忠教後久光初め周防和泉三郎と稱し後從四位上左近衛權中將に任じ大隅守と稱す其主に代りて上京の報あるに際し、京師訛言あり、三郎の來るは浮浪の徒を馳りて、攘夷の先鋒を奏請するにありと、所司代酒井修理大夫忠義朝臣若狭小濱城主豫め事變を慮り、倉皇二條城に入りて自ら衛り、急を幕府に告ぐ、京中爲に荷擔して起ち、白晝戸を閉し、夜間行人を見ざるに至る、既にして三郎京師に入る、浮浪の徒これを要して強請頗る騷擾を極む、朝廷乃ち三郎に命じて、これを鎮定せしむ、三郎勅旨を以て、これを諭し、其の頑強服せざるものは、これを殺戮し、日ならずして事全ク定る、世之を伏見寺田屋の變といふこれより其名聲一時に隆々たり、既にして三郎時事に付いて奏上する所あり、其略に云く、

一 閣老久世大和守早々致上京候様屹度被仰渡候而如何可有御座候哉  
一 粟田宮尊融法親王鷹司大閤政通公法親王鷹司右府公輔照御慎解被爲在候而は如



何可有御座候哉

一於關東一橋殿尾張前大納言越前中將土州宇和島御慎解被爲在候而は如何可有御座候哉

右は罪科之有無全く不奉存候得共天下之風評且此節難波邊所々充滿致し居候浪士の説を承り候所此御方々奉恨衆怒之所歸に御坐候間是等之御所置無之候ては暴發目下に發り人心一和と申所に至申間敷と奉存候に付愚慮之程叩心膽奉申上候

一於關東安藤對馬守速に退役被仰付候様御坐候ては人心口亂變亂之基と可相成奉存候

一御慎解之上は一橋殿御後見越前中將殿御大老職被爲在候而は如何御坐候哉右等之處人心一和の基本と乍恐奉存候

一前件之儀被仰渡に付而は乍恐朝廷之御威光被爲立候半依而は關東有司急速取用之儀如何可有御坐候哉と奉存候間一二之大名へ御内勅被下結局見届候様被仰付候而は如何可有御坐候哉

一越前在職候は、上京被仰付朝廷御遵奉之道相立邪正之辨明白に相成候様被仰聞度奉存上候事に御坐候

公武御合體上下一致之上異人之所置天下之公論を以て永世致貫徹候明斷被爲定皇威諸蠻へ輝候様被成度奉存候右は近頃僭越之至固不免鐵鉞之罪奉恐縮候儀に御坐候得共近來世態觀察仕候處綱維日に廢弛人心不和衰亡之極變故四出終に異人之正朔を奉じ候様相成候哉も難計乍恐玉體も不被爲安様に承り且本文之事件叡慮之被爲向候所に候哉と奉伺候到底叡慮補佐公武御合體人心一和之道御成就被成候様有御坐度一二件國論を受内々奉言上云々

朝廷これを採納あり、是年<sup>文久二年</sup>五月大原左衛門督重德卿を勅使として東下せられ、三郎これを護衛す、勅書に云々

朕惟方今時勢夷狄恣猖獗幕吏失措置天下騷然萬民欲墜塗炭朕深憂之仰耻祖宗俯愧蒼生而幕吏奏曰近來國民不協和是以不能舉膺懲之師願降嫁皇妹於大樹則公武一和而天下戮力以掃攘夷戎故許其所請焉而幕吏連署曰十年



内必攘夷戎朕甚喜之抽丹誠祈神以待其成功昨臘和宮入關東也使千種少將  
岩倉少將諭天下大赦之事且告而曰國政仍舊大概委關東至如外夷之事則我  
國一大重事也係其國體者咸問朕而後定議或使二三外藩臣預聞夷戎之所置  
幕吏對曰宸意事甚重大難遽奉行請暫猶豫既而頃日列藩竊有獻謀議者如薩  
摩長門二藩殊親來奏事且山陽南海西國之忠士既蜂起密奏云幕吏奸徒日々  
多正議委地而蔑王家睦戎狄物貨濫出國用之耗萬民困弊之極殆至受夷戎之  
管轄不日而可知也矣冀舉旌旗奉鸞輿於函嶺誅幕府之姦吏或曰爲除太平漫  
閑遊惰之弊誅京師之姦徒又曰不顧幕府下攘夷之令於五畿七道之諸藩如其  
衆議畢雖出于忠誠憂國之至情事甚激烈先使諭薩長事鎖厭其他召幕府老吏  
久世大和守往復歷日未告唯諾而先行昨臘所諭之大赦夫大樹猶弱何失之有  
但幕吏因循偷安撫馭失術如是則國家傾覆可立而待也朕日憂懼焉所謂偷一  
日之安忘百年之患聖賢之遺訓可鑑矣當內修文德外備武衛斷然建攘夷之功  
於是斟酌衆議執守中道欲使德川再興祖先之功業張天下之綱紀因策三事其  
一曰欲令大樹率大小名上洛與公卿大夫議治國家攘夷戎上慰祖神之宸怒下

從義臣之歸嚮啓萬民和育之基比天下於泰山之安其二曰仍豐太閤之故典使  
沿海之大藩五國稱五大老爲諮決國防禦夷戎之處置則環海之武備堅固確  
然必有掃攘夷戎之功其三曰令一橋刑部卿援大樹越前中將任大老職輔佐  
幕府内外之政當不受左衽之辱此萬人之望恐不違朕意決此三事是故下使關  
東蓋欲使幕府選三事中之一以行也是以周詢群臣群臣無所忌憚各啓沃心丹  
宜奏讜言。本書は重徳卿の關東に齎し、所に世の稱す  
るものなれども未文の處疑しきに似たり  
幕府綸命を受けて大に悟り、一橋刑部卿慶喜を後見職に、松平慶永朝臣越前居舊  
主隠居  
時に春嶽  
と號す政治總裁職に舉げ、將軍上洛の事を議定し、尋いて舊來の弊政改革を  
決行して、非常の嚴革と號し、先づ諸大名の家眷を其領邑に還し、且平素の服制  
及儀從の人員等を略減し、専ら華美の弊習を去りて簡易の實用を採り、閑職冗  
員等を淘汰し、特に戊午の大獄に罪せられたる輩の幽閉を釋し、又故井伊直弼  
朝臣此大獄を決行せし事專恣の取計ありといふを以て、其封十萬石を削りて  
これを退咎し、之に與せる諸有司を罰する等、着々歩を進めて、一時人目を驚か  
せり、中に就いて井伊家退咎の如きは、前後撞着の處置にして、頗る失體に類す



と雖も、是れ一時人心を收攬せんがため止むを得ざるに出でたる所なり、先に勅使大原重徳卿の西歸するや、島津三郎亦從つて西上し、途武州生麥驛に於て、英國人其儀從を侵し、といふを以て、之を斬殺せしが、世之を生夢其入京の變といふするに及びて、諸公卿此疎暴を措いて論せず、反りてこれを以て勇敢恃むべしとなし、殊に先に伏見に於て浮浪の騷擾を鎮め、今又勅使に從行して攘夷督促の綸命、幕府をして速にこれを奉戴せしむるも、其功居多なりとして、長く輦下に留めて守護の任に充てんとす、然れども長土の二藩これを喜ばざるを以て、敢て發せず、幕府これを聞いて、外藩を以て、京都の守護職に任ずるは得策にあらざるのみならず、遂には政令分岐の害を來し、人心の歸嚮を迷惑せしむるに至らんも計り難し、疾く親藩中より撰任せざるべからず、親藩中重望ありて、且兵力充實なるを求むれば、先づ指を越前會津の兩家に屈す、然るに越前は慶永朝臣、現に總裁職に在るを以て、幕府の議、我公を以て、これに充てんと、先づ我家老横山常德主税を召して、其内意を示す、公偶ま時疫に罹れるを以て、重臣を登城せしめ、老中に就いて、容保苟も台命とあらば、敢て辭せざるは、藩祖の家訓なる

をもて、謹みて命を奉せんも、窃に顧るに、菲才此空前の大任に當るべくもあらず、且は城邑東北に僻在せるを以て、家臣等概ね上國の風習を諳せず、懃るに台命と藩祖の遺訓を重じ、菲才を忘れて、大任に當らんも、萬一過失あらば、獨り一身一家に止まらず、忽ち累を宗家に及ぼさん事必せり、夫れ宗家を累するは、即ち國家を累するにて、萬死もこれを償ひ難し、願くは微意諒察を賜へと、固辭すと雖も、幕府の有司等、これを傾聽せず、慶永朝臣の如き駕を馳せ來りて、勸告す、公病を勉めて面接せしに、奉命を勸むること極めて懇ろなれども、公固く取りてきかず、慶永朝臣等、或は書を寄せ、或は重臣を招きて、これを勸むる等、頻繁として日夜絶えず、今左に其一班を示す、

一 翰啓上候 兎角秋蒸去兼候所、先以公方様益御機嫌克被爲入候條、可易御心候、彌御清榮珍重に存候、儲又貴恙如何被爲在候哉、日々關情之次第、何分御攝養之上、一日も早く御登營奉希候、且又御家老横山主税呼出申聞候儀、如何御聞取被下候哉、而方今京師之方頻りに風説も相聞え不穩之様子、殊に薩州屋敷も御出勤之上委何時暴發之患も難料、其上傳奏より三郎高官位任叙之儀



も申越是比島津三郎に官位任叙刑部殿慶一喜橋始め一同深く此節憂痛至極に御坐候夫に付いても京師御手薄にては何分難相成是非御受不被成候ては公武御合體に至り兼可申と奉存候當今此二右之仕合故何卒々々一旦御受けにさへ相成り候へば其上の御内願筋等は小生盡力申是非々々御都合相成候様取計申度奉存候昨今如此之儀故一旦の御受けは速かに被成下度一重に以て奉懇願候則今日も被爲召候て御尋も被爲在上にも殊の外の御心配に御坐候私御役前に取候ても早々御出勤の上一旦御受けに相成候へば大原への申譯も相立第一御尊奉筋に取り最上之御都合に御坐候機會不可失速に御英斷被成下候様奉願候御國元の御都合も可被爲在候得共夫迄相待候ては則足下の御受遲滞に及候ては上の御尊奉筋に關係致し不容易儀右之處御汲察可被下候早々主税始へ御談御返答可被下候先右用事而已早々不備八月七日付慶永朝臣自署春嶽尙々時下御自愛奉專念候土津公會津藩祖左中將正之公の神謚正之公は徳川二代將軍秀忠公の三男なり以來の御家柄と申旁今之艱難を御亮察被下只今御受到に相成り候へば將軍家被

爲重京師之信義も相立ち私共に於ても難有奉存候激切之儀申上候は甚恐入候へ共公方様御いとう敷姑息之様に候得共御心配の御様子見上候へば落涙之外無之奉存候台徳院様秀忠公の御血脈之公方様土津様御末胤之貴兄に候得ば御情に置候は御同様と奉存候徳川氏信不信の相立ち公武御合體之有無は貴兄受斷不斷にあり小生泣て申上候も方今台徳院様土津公被爲在候は必ず御受到に相成可申と奉存候末世には候得共御同情と奉存候以上

又一翰謹啓仕候兎角蒸熱に御坐候處彌御安清珍重奉存候然ば今朝申上候儀如何御聞取被下候哉何分關心之次第日々京師之事に付ては一同焦慮罷在候今日も御前へ罷出候處段々之御尋も有之御受御待兼被遊候御様子に被爲在候夫に付今夕退出より登館仕御病床へ罷出御談判致し度候早々慶永

朝臣署名春嶽

事情右の如くなれば公も今は辭すべき詞もなく翻然として奉命に決せしに、會ま家老西郷近頼母田中玄清土佐會津より程を兼ねて來り公に謁して諫むる



に幕府近時の情勢より時勢の非なるを開陳し、今の時此至難の局に當るは、所謂薪を負うて火を救ふにひとしく、恐らくは勞多くして其功なからんと、言辭凱切、至誠面に溢る、公即ち其席にある江戸家老横山常德、留守居堀長守七太等を召して、近惠等の言を告げ、是れ實に余の初志なり、然るに台命頻に下り、臣子の情誼今や辭するに詞なし、且竊に聞く、初め予の固辭する再三なるに及び、或は是を一身の安を計るとなすものありと、抑も我家宗家と盛衰存亡を共に共にすべしとは、藩祖公の遺訓、加ふるに數代隆恩に浴せるを、予不肖と雖も、豈一日も其報效を忘るべけんや、唯不才萬一の過失より、累を宗家に及ぼさん事を恐るゝのみ、素より他の批判に依りて進退を決すべきにあらずと雖も、苟も安を貪るとありては、亦決する所なかるべからず、さはれ斯る重任を拜せんも、君臣一致にあらざれば、其報效期すべからず、卿等宜しく審議を盡して、予の進退を決すべしとありしかば、常德を始め、何れも公の衷悃に感激して、此上は義の重き所を執り、他日の如何を論すべき秋にあらず、君臣唯京師の地を以て死所となすべきなりと、議遂に決す、

是年文久二年閏八月朔日我公召によりて參城ありしに、京都守護職に補し、且正四位下に陞せ、役料五萬石を賜はる旨命あり、次に老中の人々にして上京の用途として、金三萬兩貸與へられ、尋いて幕府牧野備前守忠恭朝臣越後長岡城主を所司代に、寄合永井尙志主水正後を京都町奉行に擧げ、又高家中條信禮中務太輔を京都詰となし、守護職を補翼すべきことを命ず、

これに依りて公先づ家老田中玄清及び公用人野村直臣左兵衛、小室當節金吾、外島義直、其他柴太一郎當時秀次、大庭機恭平、柿澤重任勇記、宗像靖共直太郎等を京師に遣し、在任の準備をなし、且は目下京師の情勢を視察せしむ、時に京師には關西の諸藩士數多在京して、其藩の周旋方と稱し、宮堂上の門に出入して時事を議す、從て彼れ有志と稱する徒、各これに夤緣雷同して熾んに激論を主張し、始て人に逢ふに、某は某の脱藩人なり、或は何年以前幽閉せられしものなりなど、恰も無上の榮譽を荷へるが如く公言し、自ら浪士と稱するも、中には農商の子弟、無賴にして郷關を逐はれしものも少なからず、凡そ此等の徒、鎖港をいへば正議となし、勤王家と重んじ、開港を説くものを俗論となし、佐幕家と卑む、故を以て開港



佐幕は、恰も無比の罪名の如し、此徒常に宮堂上の門に出入し、無稽の空論を喋喋して、これを煽動し、甚しきは彼等一夕坐上の空論も、明日忽ち如汗の綸命となるに至る、實に暗々裏に朝權を窃めりといふも、蓋し過評に非るなり、彼等今我藩士の入京を聞き、中には會津藩あるを知らず、我標札を見てくわいづ藩は何國の大名なるやと傍人に問ふものあり此徒にして國事を嘔想ふべし其論旨、日夕來訪して開鎖の所見を叩くもの頻繁なり、されど、我藩士等職責のある所を重んじて、敢て之に應せず、獨り大庭機年壯意氣を好み、廣く彼等と交通し、一己の所見といふを以て、これに當るに、議論風生、往々彼等を壓す、故を以て彼等機を推崇する事甚しく、爲に其情況を詳にするを得、并せて京師の形勢を詳かにするを得て、之を江戸に急報すること屢なり、これに依りて公も職責の在る所は、一に輦下の鎮護にあり、と雖も、主とする所は公武の一和にあり、されば叡慮専ら攘夷にありて、屢其綸命を下したまふに、幕府其奉行の實蹟を擧るなくんば、一和の機あるべからず、然りと雖も、攘夷は元より行ふべくもあらざれば、先づ三港の外通商を拒絶し、暫く時機を待ちて、漸次に叡慮を翻し奉るに如かずと、乃ちこれを幕府に建議す。

公武一和に就きて幕府に建議す

不肖の私重き御政事に預り、殊に京都守護職被仰付、冥加至極、難有仕合に奉存候依之、萬分の一も御國恩に奉報度、日夜苦心候得共、淺識寡聞之至爲差見込も、無御坐恐入奉存候得共、此節柄と申當職罷在候間、鄙見之程不憚忌諱奉申上候方、今之形勢外夷之跳梁、日々甚敷勿體なくも、上は奉惱叡慮下は人民不居合に成行深く、心配仕家來共へ申付内外の衆議をも爲聞取且京師へも遣し、彼地の様子爲伺候處、主上に於ては鎖國攘夷御確定被遊隨而京中には勿論關西の列侯諸浪士迄も開國の説相唱候者は、頃日無之程に承り候右之通り、夷人を嫌ひ候人情に候處、於公邊は益夷人を御叮嚀に御取扱の御都合より、人氣騒々敷種々變亂出來仕候儀と被察候畢竟、戊午年御奏聞もなく、調印濟を始攝泉開港御差許御府内在留御殿山造館等皆以て主上の御本意に不被爲在御逆鱗も、被爲在總容の不居合と相成殺害等も有之譯と愚察仕候且先年堀田備中守間部下總守等を始京都へ被遣候處、品々御行違之儀も有之哉にて、當時に至り候ては、恐多も關東にては、謠詐權謀を以て京都を御取扱被遊候とて、追々御信用も御薄く、被爲成外藩等へ御依頼被遊と奉存候將



軍様には素より御別意決而被爲在候儀には無御坐候へ共全く御役人方之不取計より事起り公武之御間御一和なき様相響誠以恐入候儀歎敷次第に奉存候此上御殿山夷館出來御府内へ常住致し諸港御開に相成候は、御逆鱗は不及申列藩之動搖に相成皇國總容之居合必至と不宜如何様之異變出來候も難計候間何れにも叡慮に應じ人情に相叶御國體も相立君臣御一致之御處置肝要と奉存候長崎箱館横濱之儀は是迄之通り被据置御殿山夷館攝泉開港御府内留住遊歩之事等御英斷御拒絕被遊度候尤是迄致不取計候諸役人は所當被仰付彼も諸雜費掛り候分は償ひ被遊候御趣意を以委敷諭解致し候は、可宜奉存候然に前文の通主上専ら鎖國を被思召候處へ三港差置候と申すにては叡慮に戻り候様に候へ共長崎は昔年よりの開港場なり下田開港の儀は主上にも無御餘儀御聞入に相成且は宇内の形勢熟考仕候處海外萬國日々開け往來互市致し各爭權利時勢に相成皇國のみ鎖國孤立と申すにては彼の事情を知て其長所を取に由なく攻守之道も充分難届既に是迄往來互市致候へば社大艦巨砲も出來海軍の御備も相立武備充實

之助と相成候儀顯然に御坐候間三港は其儘被据置條約制度改正致し萬一も我制度を破り無禮不敬之儀有之候節は直様御打拂に相成候は、即攘夷之御主意に相叶奉安叡慮人心も居合可申奉存候是迄は夷人不禮驕慢日々に相募り候得共更に御構無之御國人而已御取締嚴敷様世上へは相取れ全く御役人方之姑息苟安にして死を恐るゝ所より斯夷人之跋扈を増長爲致候と心得居相見申候仍而此度委曲諭解致し候にも實に決戰の御覺悟被遊度候尤應接之儀は御國是暎と被爲立候上に可然者へ全權御委任被仰付候は、機に臨み變に隨ひ如何體にも處置之道可有御坐是則公武御一和之所係にして皇國盛衰之界天下治亂之分れ目に相成可申至極御大切之御場合と奉存候私事守護職被仰付罷登候に付而は御尊崇之御趣意相達不申候半では不相成依而は深く思召被爲込候攘夷之叡慮御遵奉被遊候儀專要と奉存候然處開鎖之儀は至極重大之事件に御坐候間來春御上洛迄に内外大小名之存寄銘々御直にも御聞取被遊逐一御奏聞之上至當之處へ御決定被遊度奉存候左無御坐候ては自然守護之任も立兼候儀と奉存晝夜苦心仕家來



共迄見込相尋決心仕候儀に御坐候若し御許容無御坐候而は不容易此度之大任可相勤見詰更に無御坐候間御詫にても申上外無御坐儀と深く奉恐懼候右申上候存意之次第篤と御賢察御英斷被爲在候様偏に奉願候

但本文御英斷被遊候上は應接方至極御大切に御坐候間可然人物身柄に不拘格別に御登庸全權御委任被遊不得已事件共眞實に令諭解至極誠實に御處置御坐候は、黠夷も承服可仕奉存候

一彌以右愚意御採用被下候は、先日被仰出候武備充實之儀標準無御坐候ては昇平偷安之情決戰之覺悟無之御趣意貫徹仕候儀難計候間此度叡慮遵奉三港之外拒絶に付而は如何なる異變も難計候間先日被仰聞置候武備充實之儀は則右等の爲に候條猶又御沙汰爲在候は、御改革之御趣意も著敷相立御國威更張可仕儀と奉存候以上九月

時に幕府の諸有司舉りて開港に傾けるを以て、此建議を見るに及びて、時務に通せざる言となし、これを斥けんとす、我公憤然として反覆論辯せしかば、漸く採納せしも遂にこれを實行せざりき、

此時朝廷には攘夷の斷行に急にして、更に三條中納言實美卿、姉小路左中將公知朝臣を勅使として東下せしめ、これを督促せられんとす、是より先、柴太郎江戸を發せんとするや、出羽上の山の人金子與三郎に面せしに、金子柴に謂て云く、伊勢に山田大路親彦御炊と云ふものあり、憂國の士なり、今子先づ山田大路に面し之に計らば、上國の形勢を詳かにし得るのみならず、子が任務を盡くすに於て頗る便宜を得んと、柴之を然りとし、江戸より伊勢に至り、山田大路に面し其紹介によりて、松坂の人世古格太郎に面す、世古は松坂の富豪にして、轉法輪家三條の信用を得、同家に入出入する事數年なり、柴其紹介により、野村直臣と共に實美卿に謁せしに、卿東下の事を告げて、從來幕府に於て勅使待遇の禮頗る簡傲に過ぎ、近來漸更正する所ありと云ふも、先に大原重德卿東下せしに、未だ全く故態を改めずといふ、こたび予東下に付て、幕府禮遇備はらざるあらば、これ争はざるを得ず、然る時は、幕府の失體これより甚しきはなく、亦以て人心の向背に關せん、今幸に卿が主、中將顯職に補し、専ら敬上の意を體すと聞く、卿等中將に此意を致し、暫く上京の期を緩うし、予の東下を待ち、勅使待遇の禮



を更正して、幕府敬上の典を明かにすべし、中將にして此事をなす、蓋し難きに非るべし、中將上京遅延の上奏、其他朝廷に係る事々に於ては、予亦中將のため一臂の勞をとるべし、是れ亦予に於て難しとせざる所なりと、これに依りて、直臣太一郎と相前後して東下す、これより我藩士、轉法輪家に時々出入して、諸事を談ずる事となれり、一日太一郎先、我公幕府に呈せし、三港外閉鎖の建議書を實美卿の覽に供す、後數日、卿太一郎を召し、汝が主の建白書を、乙夜の瀏覽に供せしに、從來攘夷を論ずるもの過激に涉らざれば、因循に失し、一も適實の議を聞かず、此議蓋し中正直ちに採りて、實行すべきなりと、詔らせ給ひ御手許に留め置かれたり、此議密に汝に語り置くと、我公が聖明の信任を得られしは、此建白書より始まると云ふ、直臣等東下して、實美卿の旨を啓するや、公大に之を然りとし、即ち幕府に建議して、悉く舊格を改正す、頓て十一月實美卿等、左の勅書を携帯して東下あり、

攘夷之念、先年來至今日、不絶日夜患之於柳營、各々變革施新政、欲慰朕怡悅、不斜然處舉天下於無攘夷、一定人心一致、難至乎且恐人心不一致、異亂起於邦内

早決攘夷布告大小名如其策略、武臣之職掌、速盡衆議、定良策、可拒絕醜夷、是朕意也

右一紙別紙一通口代

今般攘夷之議、決定有之天下に布告にも相成候上者、外夷何時海岸を刼掠し畿内に闖入の程も難測候間、禁闕之御守衛嚴重に被仰付度、被思召候然る所海國者夫々之防禦も有之海岸に引離候諸藩者、救援之手當有之候事に付、邊鄙より畿内に警衛差出候には、自然不行届之筋も可出來且自國之兵備手薄に相成國力之疲弊にも可至候間、京師守護之儀は御親兵とも可稱警衛之人數を不被置候ては實に以て宸襟をも不被安候間、諸藩より身材強幹忠勇氣節之徒を令選舉時勢に隨ひ舊典を御斟酌に相成御親兵と被遊度、被思召候右親兵被爲置候に付ては、武器食糧等准之候間、是亦諸藩へ被仰付石高相應貢獻致し候様、被遊度候況、是等之儀者、制度に相渡候事に付於關東取計諸藩へ傳達有之候様、被仰出候最、即今之急務に候間、早速評定可有之御沙汰、被爲在候事



實美卿等の江戸に着するや、將軍家は、總裁職松平慶永朝臣をして郊迎せしめ、入城の日には、將軍家自ら玄關に出て迎ふる等、其禮遇誠に鄭重を極め、殆ど實美卿等豫想の外に出でたり、因て卿等は、我公敬上の衷悃に出づる所となし、爾來公武一和の事に就いて、互に輔車相依るべきを約し、十二月七日歸途に就かる。

## 我公の入京

同き九日公亦江戸を發し、二十四日巳上刻京師に入る、町奉行永井主水正、瀧川播磨守屬僚を率ゐて、三條橋東に迎ふ、公直ちに宿館に入らず、本禪寺に到りて、旅装を禮服麻上に更め、關白近衛忠熙公の第に詣り、天機を候し畢りて、東山の麓谷なる金戒光明寺の宿館に入る、是日市民路の兩頬に羅列して、其行装を觀るもの、蹴上より黒谷に至るまで、些の空隙を見ず、公馬上にて儀從數百連亘一里に餘り、家老横山常德後殿たり、其儀從亦數十人、恰も一諸侯の如し、曩きに京師所司代酒井忠義朝臣及び京師守衛彦根藩士等、浪士の鎮壓を誤りしより、京中竊に腰拔武士と譏笑し、幕府譜代の大名等、概ね然りと誤想し、所司代町奉行ありと雖も、これを輕侮し、曾て倚賴の

念なかりしに、今公の入京に當り、其儀從の盛にして、且途次關白殿下に詣り、天機を候する等を見て、各手を額にして之を迎へ、人心稍々安んせり、是より先近畿諸藩の兵を徴して、九門を守らしめしに、是に至りて悉くこれを罷む、二十五日公始めて近衛殿下に參謁し、徐ろに滿腔の赤誠を開陳し、方今の急務は、海内人心の一和より先なるはなく、人心一和は主として公武一和にあり、そも人心一和せざれば、いかなる良謀上策ありと雖、決してこれを行ふ事能はず、これに反して、苟も人心一和する時は、何事か成らざるべき、容保不肖と雖も、公武一和の爲に死を矢つて、之に當るの意を以てせらる、殿下大にこれを賞歎ありて、款待時を移し、且隨從の臣小森一貫始め久太郎後一貫齋と更む小野權之丞等にも謁を賜ふ、蓋し殿下資性温厚、且齡漸く高く、事に練成なり、初め薩長土の三藩、京師に勢力を得るや、同く三藩と稱せらるゝと雖も、薩の所論往々長土と異なる所あるを以て、長土竊にこれを喜ばず、會々殿下職を拜するに及びて、嘗て近親の因みあるを以て、専ら薩の建議に傾く、因りて薩州關白の稱あり、これによりて長土二藩薩の勢を殺がんと、三條實美卿、姉小路公知朝臣等に依る、兩卿年壯、氣銳に



して、其入説を信じ、事に於て往々殿下と相抗し、朝議これがために相表裏する事屢なるを以て、諸公卿の非難を招き、漸く職を辭するの意ありしに、今我公の意中を聞くに及び、相符合する所あるを以て、亦明かに其事情と、意中とを開陳して、互に相倚るべきの意を致せり、初め公田中玄清、外島義直等を上京せしめ、在任の準備をなさしむるや、堂上家に入して、朝廷の事情を伺ひ知るも、亦急務の一なりと雖も、我公家昔より堂上家と姻親を結ばざるを以て、一家の頼るべきなし、時に幕府歴世、山陵の修築を戸田越前守忠恕朝臣下野字都に命す、因りて越前守其族人忠至、戸田間瀬和三郎後に稱すをして京師に上り、其事を奉行せしむ、忠至嘗て我藩長沼流の兵學を學び、且從來我藩戸田家と、兩敬の親あるを以て、玄清等先づ忠至に會して其意を告ぐ、忠至即ち其宗家正親町三條實愛卿今の嵯峨侯爵家の先代時に議奏職に在るを、以て、介して卿に謁せしむ、尋いて三條實美卿の招見あり、此兩卿に就いて、粗伺ひ知る事を得、今又殿下と肺肝相照すに及び、公武一和の事始めて端緒に就けり、

是月九日朝廷國事掛、參政寄人の三職を置き、關白前左大臣忠熈公議奏中納言

實美卿三條大納言忠能卿中山大納言實愛卿正親町三條中納言雅典卿飛鳥井宰相中將公

誠卿河野傳奏大納言俊克卿坊城宰相中將定功卿宮野等をして、之を兼補せしめ、外に

青蓮院宮尊融法親王、左大臣忠香公一條右大臣齊敬公二條前右大臣輔熙公藤原内大

臣公純公德大寺左大將忠房卿近衛大納言實良卿一條大納言忠禮卿廣幡大納言家信卿

大炊御門中納言重胤卿田庭中納言季知卿三條中納言實則卿德大寺宰相中將有容卿六條

左衛門督重德卿大原三位信篤卿長谷少將公述朝臣河鱈侍從公愛朝臣裏辻侍從實梁朝

臣橋本右中辨博房萬里小路中務少輔資生朝臣勘解由小路等を以て之に補し、後少將公知

朝臣姉小路を之に加ふ、抑も朝廷の實務に當れるは、關白并に傳奏議奏の兩職に

して、關東への命令、其他武家に關したる事は、傳奏之に當り、朝廷の典禮公卿の

任免等は、議奏之を司り、關白は兩職の上において之を統轄す、此三職以外の公

卿は大臣と云ひ、納言と云ふも、畢竟榮譽の名稱に過ぎず、然るに關白は勿論、兩

職に補せらるゝは、門地に定りありて、有爲の公卿あるも、朝議に參するを得ざ

るなり、癸丑甲寅以來國事多端に際し、廣く人材を登庸するの途を開かんが爲

め、國事御用掛を置くの議あり、壯年の堂上、諸藩士、浮浪の徒の入説を悦ぶ人々



は、盛にこれを主張し、遂に朝議之に決す、關白兩職の外に行政の機關を法定せるは、徳川氏執政以來の一大變革とす、

文久三年正月二日我公始めて參内新正を賀し奉り、小御所に於て龍顏を拜し天盃を賜り、且傳奏衆を以て、去歲幕府に白して勅使待遇の禮を更め、君臣の名分を明かにしたるの功を叡感あり、特に緋の御衣を下し賜る、宜しく戰袍若しくは直垂に製すべしとの恩詔を下し賜ふ、そも武士にして御料の御衣を賜りしは、古來稀有の事、殊に徳川幕府の時に於ては、蓋し空前の隆恩なり、此日我公御太刀馬代蠟燭を献す、親王御方に献する亦之に準す、准后御方に紅白縮緬を献じ、謹みて在任の慶を表す、同日御太刀馬代蠟燭を献じて、新年の賀儀を表す、後ち以て例となす、此餘月々献品あり、今之を畧す

是より先、京師には外船攝海に入航するの浮説紛々たるを以て、朝廷在京の諸大名に、其防備の方策を上らしむ、我公家老田中玄清等をして淀川を下り、各所の地勢を按檢せしむ、既にして歸り報じて云、山城の地四面山岳蜿蜒として繞り、自然に墻壁をなし、眞に國名に副ふ、八幡山崎に至りて兩山相迫り、一水の通

ずる所、是れ自然の關門なり、其他の通路亦嶮岨の地勢に依りて關門を設けんと、其議數條を上る、後八幡山崎以下の要地に、關門を設けしむ、

是時に當り、將軍家將さに上洛せんとするを以て、長門因幡等を始め、諸藩主續續入京あり、從て其藩士等の中、過激の論を唱へて相往來せるより、彼有志と稱する浮浪の徒、交々競うて其門に出入し、時事を横議する事、恰も鼎の沸くが如し、元來京師の俗、優柔沈着なりしに、頻年浮浪の徒、横行して殺伐を恣まゝにせしより、人々互に危懼の念を懷き、夜間は疾く門戸を閉ぢ、往來絶えてなく、殆んど風聲鶴唳にも、荷擔して立ちのく有様なりしかば、我公入京の初め、浮浪の横議を根底より鎮定せんと、先づ幕府の制、概ね戰國以來の沿襲に係るを以て、今に至り名義の當らざるものは、之を更め、且供御の御料定額あるに、物價昔年に倍蓰し、加ふるに官武の小吏等、蚤縁奸をなし、御料ために充備を缺き、殊に堂上家は概ね薄祿なるを以て、頗る窮乏を極め、中には職業を營みて、生計に資するものあり、此輩常に幕吏の饒なるを妬みつゝ、在りしに、攘夷の論起りしより、幕府の所置、當を失する者あるを以て、浮浪の徒、之に入説煽動して、物議の紛擾を



極むるに至る、因りて公主として御料に、額を定むるの制を廢し、及び堂上家を賑給せん事を、幕府に建議す、浮浪の徒、之を聞て、口の藉るべきなきも、其横暴は依然たり、又町奉行に旨を諭して、大に鎮撫に力を盡さしめ、其部下の與力山田省三等こは戊午の大獄を構成するに預りて力ありしものなりを黜け、平塚飄齋、草間列五郎、諫川建次郎、北尾平次等是れ戊年の年事に坐し、幽閉せられしものを擧用し、其他儒者中島永吉今の錫胤を始め、曾て有志と稱せられて、罪を獲たる輩を悉く釋し、只管民心の綏撫に勵精し、其一令の行れず、若くは兇暴をなすの訴あるを聞ては、皆公自己の不肖に歸し、一言責を下僚に及ぼさざりしかば、下僚の輩亦從て之に倣ひ、専ら職責を重じて盡瘁す、是月正十七日、長門藩主毛利大膳大夫慶親朝臣參議に任せらる、是れより先、近衛殿下姻戚の親を以て、常に多く薩州の議を採用す、三條實美卿等過激堂上の人々、薩藩の議や、もすれば公武一和に傾くを嫌忌し、長門藩をして、薩州の右に出でしめ、其威力を藉りて、素志を貫かんと欲し、慶親朝臣を中納言に陞せん事を奏請す、時獅子王院宮及び右大臣二條齊敬公、内大臣徳大寺公純公、左大將近衛忠房卿等、其越階希有の例なるを以て、之を否となすも、過激堂上固く請ふ

て止まず、遂に止むを獲ず、一階を進め參議に任ず、當時過激堂上の跳梁親王大臣を壓するの情勢概ね斯の如し、之に依りて、近衛殿下意平かならず、率然として辭職を奏請す、二十三日允裁ありて、猶内覽元の如しと宣下あり、前右大臣鷹司輔熙公代りて、關白氏長者の詔を蒙る、

二十二日正夜、浮浪の徒處士池田大學を大坂に殺し、其首級を難波橋に梟し、傍に此者正議の士に與して周旋せしが、反覆して姦吏に通じ、諸藩誠忠の士を斃して、自ら免る、依りて天誅を加ふと、揭示したり、大學元京師の人、儒業を以て堂上家に入し、名聲頗聞ゆ、戊午の獄に罪を獲て追放せられ、後釋されて大坂に居り、名を退藏と改め、前事に懲りて、又時事を談せず、然れ共嘗て其言に依て、有志の徒の密事漏泄する者多し、故を以て彼等に反覆の小人と罵らる、此時山内豊信朝臣土佐藩主隠居、容堂と號す上京の途次、大坂の旅館に大學を招き、酒食を與へ談ずる所あり、夜更て歸るに及び、四人あり、之を途に要し、駕中に殺し、なり、越えて二十四日、其左右の耳を斷りて、正親町三條大納言實愛卿、中山大納言忠能卿の兩第に、各其一を投げ入れ、且兩卿戊午以來千種岩倉二朝臣に同意し、酒井修理



大夫を輔け、賄賂を貪りし等の罪あるを以て、三日の間に議奏の職を辭せざれば、此耳の如くすべしとの書を添へたり、兩卿大に愕き、即ち之を朝廷に言上せしに、滿朝驚愕色を失ひ、後三日遂に兩卿の職を罷む、是時高松三位保實卿急に尾張及び我藩へ左の書を寄せらる、以て當時朝廷の情況の一斑を知るに足る、以急帖得貴意候然は過日於浪華討取候池田大學の左右の耳を中山家正親町三條家へ浪士共持込候儀宮中御評議不輕相成行終に昨夜兩亞相議奏御役御免隱居相成此趾萬端朝政執器如何可相成哉誠に以被案候次第に落入候尤攝家方集會御評議有之候此段尾陽前亞相并會侯越候等へも急聽可然存候尤一橋黃門公へは保實より急注進申入候儀候也

正月二十八日

保實

尾陽侯

會侯

其筋有志中急々

二月朔日の夜彼徒七八人千種家に、四五人岩倉家に詣り、何れも人屍の手及び封書を出し、之を入道殿

去年九條前關白、左大臣尙忠公、久我内大臣建通公、岩倉中將具視朝臣千種少將有文朝臣富小路中務大輔敬直朝臣少將

の掌侍(今城氏)右衛門の内侍堀川氏具視朝臣の實妹勅勘を蒙り落飾す故に斯くいふに披露せらるべしといふ、兩家の臣等、畏縮して其名を問ふに及ばず、彼等亦直に去る、其書を見るに、是は賀川肇の手なり、肇嘗て公等の奸策を助く、故に之を献す、聞く近日少將、右衛門の兩女官復職せんと、果して然らば是れ亦斯の如きを免れず、此意を兩女官に告げんことを願ふとあり、肇は千種家の雜掌にして、頗る時事に奔走し、名を堂上諸藩の間に知らる、正月二十八日の夜彼徒十餘人、白刃を振うて其家に亂入し、これを求むるに得ず、因りて其子を捕へて之を殺さんとす、肇これを聞くに忍びず、重壁の内より出で、これを制し、遂に殺さる、彼等其首級と其兩手を斷ち、壁に罪狀を記して曰く、献毒を謀り、且町奉行與力加納繁三郎、渡邊金三郎等と奸を謀り、或は少將、右衛門の兩掌侍、復職を請願する等の數件なり、蓋し此事其實否は知らずと雖も、當時喧傳する所の流説なり、其夜又後見職の旅館前に、肇の首級を白片木に戴せ、奉書紙を以てこれを包み、且小笠原圖書頭、大目付岡部駿河守、目付澤勘七郎の三氏に、宛たる一書を添へて差置きたり、其書の大意に、攘夷の勅を遵奉せられし上は、宜しく速かに拒絶すべし、然るに儉安に流るゝもの、遵奉



は名のみにして、其實開港通商を欲するは疑ふべからず、斯の如く朝命を蔑如せらるゝに於ては、天下有志の徒決して之を許さず、依つて速かに攘夷の期限を定め、天下の疑惑を解くべし、粗末の首級と雖も、聊か攘夷血祭の祝意を表すと、言辭頗る無禮を極む、凡そ彼等朝廷幕府の重職に對してすら斯の如し、況や其他をや、或は町奉行部下同心の手先、又は年行事等を某所に殺し、或は某町の商家に亂入して、金銀を掠奪するなど、大凡日に二三、斯の如き訴なきはあらず、茲に至りて彼徒の兇暴其極に達し、口を尊王攘夷に藉りて、實は酒色の資に、賊をなすもの比々是なり、されど町奉行部下の與力同心等も、彼徒の氣勢に辟易して、誰一人進みて、これが逮捕に力を盡すものなきを以て、其犯人を得ず、従つて京中の人心恟々として、其騷擾又前日に幾倍せり、此時我公偶ま微恙に罹り、事を視ざりしかど、斯く日一日と騷擾甚しきを見て、先づ書を後見職に寄せ、近來浮浪の徒、輦轂の下を憚からず、兇暴日に甚しく、前夜は兩議奏の第に、一昨夜は千種岩倉兩家、且貴館にもこれを致す、抑も彼等をして高貴を侮慢するに至らしめしは、歸するに容保曠職の責遁るべからず、倩ら事の、是に至る所以を考

ふるに、是れ全く言路壅蔽して、下情上達せざるに依れり、故に速かに令を下して、言路を洞開し、物情を鎮むるに如かず、依りて、其草案を具して呈供すと、後見職これを見て、貴意甚だ善し、然りと雖も浮浪の徒、これに乗じ群り來りて、囂々私見を主張するに至らば、其繁雜堪ふべからずと之を可とせず、我公再三これを促すに及びて、後見職予此多忙の際、更に群囂の煩雜を添ふる能はず、但し貴方一己にして、他に累を及ぼさざれば可なりと、公素より他を累すの意にあらず、一己能くこれに當らんと、乃ちこれを所司代牧野忠恭朝臣に示して、京中に令せしむ、忠恭朝臣亦逡巡して、斯の如き未曾有の事は、老中の命あるにあらざれば行ひ難しと、敢て従はず、公今にして機を失せば、他日臍を嚙むとも及ぶべからず、直に町奉行に命じて、令せしむるの捷徑に如かずと、命じてこれを令す、其大意は、攘夷一決の時に方りて、舊弊を一新し、人心協和すべくして、輦轂の下、恣に人を殺害するものあるは、想ふに言路壅蔽の致す所、自今以後改めて、國事の得失に係るものは、内外大小を問はず、憚る所なく、有志に就いて進言すべし、若憚る所あらば、緘封して呈供すべし、事に依りては、守護職に面陳するを許す



と、元來當時の風習は、一の訴願にも必ず町内組合の連署を以てし、加ふるに先づ、其草案を町奉行部下の與力同心に示して、添削を受け、然る後上達するを以て、事甚だ煩しきも、これより其風一掃して、人民これを便とせり、  
 始め我公守護職に任ずるや、過激の堂上、幕府親藩の專任を嫌忌し、窃に島津久光と並任せしめんと謀る、幕府老中の人々、之を聞いて大に憂慮す、我藩人亦久光が無位無官なるを以て、我公と並任せらるゝに嫌焉たらざる者あり、公慰諭して曰く、苟も朝廷と幕府とに裨益あらんには、三郎も可なり、四郎も亦可なり、官位の有無は問ふ所にあらずと、老中の人々安んぜず、久光の上京に先んじ、將軍家上洛ありて、親しく禁闕を守護し、以て物情を鎮定すべし、元來上洛は大原勅使下向の時、既に確定せるを以て、彼につけ、是につけ、此春早々上洛あるべき由を、既に江戸に於て、我公に内諭せらる、公着京、爾來京師の情况进行を察するに、兩守護の處置はどにかく、將軍家上洛ありて、萬機に當り給ふにあらざれば、公武一和の實蹟遂に擧り難きを覺り、是月正月二十八日、家臣丹羽宗源勘解由、外島義直に、旨を授けて東下せしめ、將軍家の上洛を促さしむ、

二十九日正月、青蓮院門主尊融法親王に、還俗すべきの内旨を下し賜ふ、法親王は伏見貞敬親王の御子、先帝御猶子として、青蓮院に入室あり、得度ありて、尊融法親王と稱し給ひ、後戊午の大獄に干連あり、退隱ありて、獅子王院宮と稱し、昨年七月、青蓮院に再住の命あり、天資英邁にして、深く國事を憂へ、時々諮詢を蒙りて、献替する所ありと云ふ、或は云ふ、關東の俗吏等、宮の眞意を知らず、過激黨の巨魁を和らげんと、議するものありしこ、故を以て、主上深く御依頼の叡念あらせられしも、御法體なるを以て、屢々玉坐に咫尺し給ふこと能はず、主上常に之を惜み給ひけるに、曩に後見職上京するや、建議數條を上る中に、宮還俗の事あり、主上之を嘉納あらせ給ひ、是日殊に内旨を下し賜ふ、然るに法親王躊躇敢て拜せず、蓋し是より先、諸藩士等相競うて、宮堂上の間に入説し、中に就いて薩摩藩の説、専ら公武一和にあり、親王大に之れを嘉みし給ひ、其所説を聽容し給ひしが、後に出入するもの、殆ど薩摩藩士のみにして、他藩士なきに至る、依りて他藩士等大に平かならず、中にも長門藩士の如きは、其主中納言推任の議を、否とせられしといふを以て、怨む事甚だ深し、親王亦之を慮り給ひ、輒く内旨を拜し給はず、既にして是年



八月二十七日に至り、勅を奉じ還俗ありて、彈正尹に任じ給ふ、依りて尹宮と申し、又賀陽殿に居り給ふを以て、賀陽宮、一には中川宮とも申しける、是れ即ち後の久邇宮朝彥親王の御事なり、

是月<sup>二</sup>七日又山内豊信朝臣の館前に、人の首級を風呂敷に包み、緘書を添へ、投する者あり、其書の大意は、是れ唐橋村惣助の首なり、常に千種家に入出して奸を助く、今や攘夷に決し、大樹公上洛あらんとす、是時に當り、老公の處置は、神州の安危に係り、速に攘夷の期限を決し、宸襟を安んじ奉らるべし、依りて血祭の證にこれを呈すと、蓋し豊信朝臣資性豪放なるも、事體を視るの明あり、攘夷の遂になすべからざるを覺り、今日の急務は、只公武一和にありとなし、曾て江戸にあるや、後見總裁兩職及び伊達宗城朝臣と共に、攘夷の朝議を翻さんことを議る、會ま其藩臣武市半平太、小南五郎右衛門、土方楠左衛門<sup>久元</sup>一派の輩、これを聞いて、因循俗論と憤慨し、故らに之を激せんがために、此暴舉に出でたるなりといふ、我公之を聞いて意安せず、是日病を勉めて鷹司殿下に詣り、右等兇暴の次第を述べ、此輩天威を恐れず、尊貴を侮る、罪萬死に當れり、されど其根底

を究むれば、畢竟上下の事情隔絶せるに依る、故に今普く令を發して、言路の洞開を期せり、今より後、猶此令に遵はず、兇暴をなし、若しくは匿名の書等を投じて、人心を惑亂する如きものあらば、容保職責の在る所、嚴にこれを逮捕すべし、故に堂上家にありても、萬一是等の事ありと雖も、漫りに動搖せられざらんことを希望すと、殿下大に之を可とし、直ちに奏聞ありしに、叡慮淺からざる旨、通達せらる、因りて更に左の令を布く、

當春以來藩臣浮浪の徒堂上家へ立入正義の士と唱へ種々致入説候より、叡慮貫徹不致事往々有之、隨而不心得之者共、横行致し無辜のものを殘害し、恣に火を放ち家屋を毀ち、或は張紙等致し町方を騒がし、遂には不容易巧みに及候聞えも有之、言語同斷の儀に候然處、今度は勿體なくも宸襟より發し、右等の弊風御改革被遊、取締方屹度被仰付候御吟味も有之、候間一同可致安心候、猶又今度叡慮之難有を不知、往々心得違之者有之、公けに申出も無之、無根の説を立、人心の迷惑を生じ候儀甚如何に候、若又存意有之は無忌憚可申出旨、兼々守護職申付も有之、候間以來心得違無之様可致事



是より後、轟武兵衛、中島永吉、藤本津之助等來謁して、陳述する所あり、公乃ち家臣をして往來交遊せしめ、大に其所懐を盡さしむ、されど其他の浮浪の徒に至りては、一人として公然と來りて、所思を述ぶるものなく、唯私かに過激の横議を逞うするのみ、先に我公家臣丹羽宗源、外島義直の二人を、東下せしめて、未だ其報を得ざるに、疾くも關西の雄藩續々入京し、且總裁職松平慶永朝臣及び尾張前大納言慶勝卿等、入京ありしより、彼浮浪の徒、頻りに堂上家へ入説せるに依り、俄かに攘夷の期限を定るの論、朝野の間に紛然たり、されど總裁職及び土佐宇和島二侯等は、到底攘夷のなすべからざるを信じて、これに意を傾けず、雖も、獨り長門藩君臣共に斷然として之を主張し、堂上家にありては、三條實美卿これを主唱し、共に名聲一時に隆々たり、故を以て、實美卿の聲望殆ど滿朝を壓し、關白殿下と雖も、時に屈從するに至る、我公家臣野村直臣を、卿の許に遣し、曩に容保横濱、長崎、函館の三港を存し、其他の開港を拒絶し、然る後規畫の熟するを待ちて、攘夷を斷行すべしとの議を建てしを、公はこれに賛同ありしに、今や翻りて、斷然攘夷の期限を定むべしと、主張すと聞く、貴意果して如何と申し、に、卿

予の前日中將の建議に賛同せしは、天下の人心未だ攘夷に切迫ならざる故なり、今や然らず、天下の人心滔々として偏に之に傾き、形勢亦前日と異なり、故に斷然攘夷を決行するに非ずんば、忽ち天下四分五裂の亂階を啓かん、是れ予が前日の所思を翻へし、所以なりと答へて、其方略の如きは敢て明かならず、蓋し其真意の在る處知るべきなり、既にして二月七日後見職急騎を馳せて、我公と山内豊信朝臣とを總裁職の館に招き、且狩衣を用意すべきを命せらる、依りて公急ぎ其館に至り、會議の後、後見總裁兩職及び山内豊信朝臣等と相携へて、直ちに鷹司殿下に詣る、こは是日正親町實德卿、三條西季知卿、橋本實麗卿、豊岡隨資卿、東園基敬朝臣、滋野井實在朝臣、姉小路公知朝臣、壬生基修朝臣、正親町公董朝臣、石山基文朝臣、錦小路賴德、澤宣嘉の十二人、議を合せ、突然參朝して、殿下に迫り、既に朝廷、攘夷の議一決して、勅を下すと雖も、幕府因循未だ何等の處斷をなさず、勅命を輕んずる實に甚だし、今にして之が處置をなさざれば、有志の輩、憤慨措く能はず、將に暴發してなす所あらんとす、其機且夕に迫れり、故に宜しく、速かに攘夷の期限を定め、以て人心を安んずるにあらざれば、其危害の及



ぶ所料り知るべからずと、殿下既に浮浪の徒の兇暴に戰慄するに、今亦此言を聞くに及びて、驚愕周章一方ならず、急に人を馳せ、後見職に此言を告げ、攘夷の期限を定めて、奏聞すべきを命ずるに依りてなり、此事重大にして、一二在京有司の決斷すべきにあらざるを以て、これを稟すと雖も、殿下只管浪士暴發の一事に畏怖し、更に事の大小を顧みず、切に期限を定むべきを命じて、他に及ばず、是に於て、後見總裁兩職我公豊信朝臣と議して、將軍家上洛あり、諸般の處置をなして、東歸の後を以て、始めて攘夷を決行すべし、故に強いて茲に期限を定めんには、即ち將軍家江戸歸城の日を以てすべしと稟せしに、殿下稍々其意を了せり、されど猶未だ安んぜず、次日更に裏辻侍従公愛朝臣に謀り、中島永吉をして來り我公に勧め、因幡侯池田慶徳朝臣即ち慶喜卿の兄と共に、後見職に説き、某月某日と期限を確定すべしとなり、慶徳朝臣亦將に來り告る所あらんとす、時に熊本藩士轟武兵衛、中島永吉と共に、我藩士の館舎を訪ひ、將軍家上洛將さに近きに在るに、後見總裁職の人々先達て上洛ありしも、未だ何の處する所もなく、徒らに數日を過ごし、剩へ攘夷亦近きに決行あらんとす、宜しく人心を鼓舞作興すべきに、

有志の輩敵愾の英氣勃々たるを、反りてこれを抑制せんとするもの、如し、此故に人心疑惑を懷き、遂に過般の如く、人の首級を以て、後見職の館に投ずるに至る、其威嚴の滅殺せる、公自ら之を取るなり、抑も海内人心の赴く所は、攘夷の一事にあり、朝廷これを勅し、幕府これを奉ず、有志の輩手を額にして、其期を待つ一日千秋の如し、然るに荏苒日を曠うして、未だ其準備だも見ざるは、實に後見職攘夷に意なきを以てならん、果して然らば、是れ違勅の罪遁るべからず、諸君宜しく速かに後見職に攘夷の決行を勸むべし、然らざれば、大事これより去らんと、凡そ有志と稱する輩、一意攘夷を熱望せる、概ね斯の如し、  
二月十一日夜將に半更ならんとする時、後見職急騎を馳せて我公を招く、公到れば、其門前人衆群蹙して尋常の體にあらず、公入謁するに、後見總裁兩職及び山内豊信朝臣と共に甚だ憂色あり、後見職蹙眉して、今夕俄然勅使として、三條實美卿退朝より直に來駕あり、野宮定功卿、橋本實麗卿、豊岡隨資卿、河野公誠卿、滋野井實在朝臣、正親町公董朝臣、姉小路公知朝臣の八人、之に副ひ、急ぎ總裁守護の兩職を會し、攘夷の期限を確定して、奏聞すべしとの勅命を傳ふ、其切迫斯



の如し、以て如何んと、遂に前日關白殿下に答ふる所を以て、奉答する事に決し、後見總裁守護の三職豊信朝臣と共に、勅使に謁し之を奉答するに、實美卿肯せず、將軍家歸城の日を以て、期限となすも、其何の日にあるや、測り難し、當さに某月某日と確定すべしとなり、後見職月日を確定するは、後見總裁守護職等のみにして、決定すべきにあらざるの事由を陳じ、且將軍家歸城に於ても、朝旨を請うて、諸般の處置を了するの後なるを以て、是れ亦豫め月日を確定し難きを奉答す、實美卿又強ゆること能はず、然らば將軍家在京して、諸事を了する十日を以て期とす、其東歸する海路をたらば、亦十日にして歸城すべし、因りて將軍家上洛より、二十日を期して攘夷を斷行すべしと、後見職これを難じて、將軍の在京を十日と限るも、萬一延べざるを得ざる、事情出來するに至らば、忽ち欺罔の罪免るべからずと、論難數刻に渉るも、實美卿聽かず、遂に將軍上洛後、二十日を以て期限となすに決して、勅使退出ありしに、天全く明けたり、是日堂上家は悉く天威を挾みて、意氣昂然辭色、共に勵しく、議論從て過激、毫も寛假の態なく、若し其意の如くならざれば、指して因循といふ、蓋し當時因循の一語は、殆ど百惡

を意味するに同じ、故に我徐ろに條理を陳じて論ずる所あるも、毫もこれを容れず、唯彌々述べて、彌々激するのみ、畏くも叡聖なる主上にして、斯く忿卒に勅使を下され、且急劇に奉答を促す事實に、不可思議の極と雖も、是れ深き事情のある事にて、是れより先、熊本藩士轟武兵衛、長門藩士久坂玄瑞、寺島忠三郎三人、鷹司殿下に祇候し、三條の建議を上る、其一は攘夷一決すと雖も、幕府之を決行するは信じ難し、故に確然と其期限を定めしむべし、其二は大に言路を洞開して、草莽微賤の者と雖も、自由に權貴の門に出入進言せしむべし、其三は朝廷に國事係りを置くと雖も、其人選精しからず、故に朝議往々葛藤を生ずといふ、宜しく之を改選すべし、若し此議採用なきに於ては、三人席を汚さんと、固く死を決し、強迫す、蓋し殿下春秋漸く高く、性亦温厚なり、過激の論は其好む所にあらず、され共、自信薄く、己が所見を以て、他を排斥する能はず、故に表面上は、衆議を容るゝに似たるを以て、諸藩士多く出入し、中に就いて長州藩士最も多く、依りて長州關白の稱あり、然れども、其論する所、往々反覆の事あり、是れ亦多々の入説を傾聽するに、因れり、故に私かに聞くに、畏くも御信任薄く、是事後に出る、窃に勅書に詳なり、



前關白近衛忠熙公及び中川宮に依りて薩摩藩の意見行はるゝもの多しと有志の徒これを拒まんがために殊に言路洞開を要請せるなり殿下此三人の決する所あるを見て大に怖れ急に其藩々の留守居役を召し率ゐ歸らしむ後ち日ならずして十二人の堂上俄に參内して殿下に迫り今又八人の堂上急劇の勅使として後見總裁守護職に迫る其趣旨共に同一なり是に由りて之を觀れば其勅旨果して眞なりや否やは多言を要せざるなり

朝議既に右の如くなるを以て浮浪の徒之に雷同し幕府を因循苟安と罵り公然暴發を唱へて憚る所なし二月十五日後見職總裁守護職及び伊達宗城朝臣

前宇和島藩主

山内豊信朝臣等を二條城に會して之が處分を議す是より先後見職議して彼徒暴行惡むべしと雖も其志に於ては一片國を憂ふるの餘り君親を棄て國家に盡すものなり故に其罪を宥して其志を賞さば彼亦恩に感じて暴行を止めんと我公之を不可とし浪士の患其來る處久し今根本に溯りて其弊を匡濟する方法を講せず單に之を賞して其歡心を買はんとするが如きは徒らに彼が笑侮を招かん唯舊によりてこれを包容するに如かずとこゝに至り

後見職總裁職壽武兵衛等鷹司殿下に迫るを聞き之を除き去るに非れば不可なりと其徒數十人の名を記してこれを逮捕せしめんとす我公固く前議を執り議して云く後見職等の指して浮浪の徒となす姓名中現に藩士にして過激の徒と見做す可からざるものあり又過激の徒なりとなすも其罪狀明確ならざるあり盡く追捕して玉石を混せば戊午の大獄を再演するが如くなるべし今姑く之を包容し根本を治めて而して後其枝葉に及ぼさんと豊信朝臣等これに賛同す然れども總裁職等固く取りて聞かず遂に互に讓歩して浮浪の徒を説諭して其主家に歸らしめ主なき者は幕府に於て之を養ふ事に議決す時に堂上家も亦彼徒を厭惡し翌十六日傳奏衆坊城俊克野宮定功の兩卿より書を以て命を傳へて云く先に輦轂の下に於て猥に人を殺害し或は奇怪の所行を爲すは嚴に禁じたるにも係はらず今猶暴行止まず宜しく糾索して嚴に之が處置を爲すべし如し一藩の力之に堪へざるに於ては何れの藩と共力すべきや其所見を具申すべしと我公急に駕を命じ殿下を候し前議を啓す殿下首肯し予が意素と浮浪の徒を鎮靜するに過ぎざるのみ殊に之を所する嚴に過



ぎ平地に風波を生ずるが如きは望む所にあらざるなり又一橋春岳に謀り來りしや否やと我公未だ敢てせずと答ふ殿下然らば速かに其文を改め一向に鎮靜の意を以てすべし我公又一藩の力云々の命の如きは我固陋の臣之を聞かず朝廷倚頼するに足らずと爲し給ふものとなし憂憤せん事を恐ると殿下首肯し其文をも改むる事を約す爰に於て浪士逮捕の事止むを得たるは我公の力なり我公又兵數隊をして終夜市街を巡邏せしむ蓋し浮浪の徒をして其暴行を謹み反省せしめんと欲してなり

先に見總裁守護職及び山内豊信朝臣連署を以て攘夷期限を奉答せしを以て朝廷二月十七日に堂上家翌十八日に在京諸侯を參内せしむ其人々には徳川慶喜卿同慶勝卿尾州老侯我公の實兄同茂徳卿尾州藩主慶勝卿の養子黒田齊溥朝臣筑前細川慶順朝臣肥後蜂須賀茂韶朝臣阿波世子毛利定廣朝臣長門世子淺野茂勳朝臣藝州竹義堯朝臣秋田松平定安朝臣雲州上杉齊憲朝臣米澤伊達宗城朝臣宇和島中川久昭岡侯及び我公等二十一藩の諸侯なり主上小御所に出御關白勅旨を演達す云く

近來醜夷逞猖獗數覬覦皇國實に不容易形勢に付萬一於有汚國體缺神器之事は被爲對列祖之神靈是全當今寡徳之故と深被痛宸衷候に付蠻夷拒絕の叡慮を奉戴し固有の忠勇を奮起し速遂攘夷之功上は奉安宸襟下は救萬民令黠虜永絶覬覦之念不汚神州不損國體様との叡慮に被爲在候事

右一紙

攘夷拒絕之期限於一定は闔國の人民戮心可勵忠誠は勿論の儀に候先年來有志の輩以忠誠報國之純忠致周旋候儀叡感不斜候依之尙又被洞開言路雖草莽微賤之言達叡聞忠告至當の論不淪沒壅塞様との深重の思召に候間各各不韜忠言學習院に致參上御用掛の人々ね可揚言と被仰出候間亂雜の儀無之様相心得可申出候事二月十日

天皇入御一同勅旨を謹承し廊下に退く尙又議奏三條實美卿廣幡忠禮卿書を以て諸侯に達して曰く

攘夷の期限大樹公御上洛之上言上之趣昨冬勅使之勅答有之候處方今段々不容易時勢差迫り候に付過日以御使一橋中納言に御尋相成候處別紙の通



申上候間爲心得見被下候事

今日被仰渡候に付ては所存有之候は、可申出尙又可勵忠誠候事

本文に別紙とあるは、慶喜卿以下連署して國事係に出だし、攘夷の期限に關する答書を謂ふなり、

是日朝廷又先に設くる所の國事掛に付いて、其人を精選し、更に國事參政には、橋本實麗卿、豐岡隨資卿、東久世通禧朝臣、姉小路公知朝臣を以て、之に補し、三條西季知卿、庭田重胤卿、德大寺實則卿、六條有容卿、柳原光愛卿、河緒公述朝臣、橋本實梁朝臣、萬里小路博房朝臣、勘解由小路資生朝臣を以て、國事御用掛と爲し、正親町實德卿、滋野井實在朝臣、東園基敬朝臣、正親町公董朝臣、壬生基修朝臣、中山忠光朝臣、四條隆訶朝臣、錦小路頼徳朝臣、澤宣嘉朝臣を以て、同寄人に補せり、始め壯年過激の堂上等、主として國事係を置くの必要を痛論し、關白兩職に迫り、遂に去冬を以て之を置くの勅令を發表せられたり、然るに其補職せられたるは、關白大臣兩職の公卿等にして、所謂有志の壯年堂上は、實則卿寺大等の數人に過ぎず、是を以て、所謂有志の諸藩士、浮浪の徒等、其計畫大に齟齬し、遂に國事

掛の精選を激論し、其交迭を見るに至れり、是より後、國事掛は全く過激派を以て組織せられ、諸藩士、浮浪の徒の機關となり、關白以下を壓迫して朝權を專らし、其專横至らざる所なし、越えて二十日、長門守定廣朝臣書を上りて、加茂八幡へ行幸を請ひ、且御親征の議を獻す、其書に云く、

今度非常之宸斷を以て、測海の大寇を掃攘し、皇國之武威を八蠻に御輝被爲遊度思召に付、必竟御親征も不被遊候ては、不相叶御時勢を奉察候癸丑已來度々伊勢加茂石清水攘夷安民の御祈誓被遊候事に御坐候此度攘夷奉幣使御發し有之非常御破格を以て御參詣被遊御代々様の叡靈に御報告無之候ては、不相叶儀と奉存候此度は、大堰嵐山等の行幸の類には無之未曾有の大耻辱を被爲雪皇國を堅猛に被爲固度御孝敬之御至誠四海に顯赫被爲在度所謂天行健と申議に奉存候加茂泉涌寺御參詣も即御親征御巡狩之思召に被爲出速に御施行被爲在度獻芹之微衷伏て奉願上候恐惶謹言

是月二十八日定廣朝臣再度上書して、御親征の策を獻す、是比御親征の議論は、當時政海の下層なる浮浪の徒間には盛なりし、然れ共堂上の人々、猶之に左袒



するもの少きを以て、定廣朝臣をして献策せしめしなり、是ぞ御親征の表面に顯れたる始めなり、そも徳川氏をして、將軍の職にあらしむるは何の爲なるぞや、天皇に代り奉り、軍國の萬機を統轄する爲ならずや、幕府を廢し、朝廷に於て、天下の政を統べらるゝの時あらんには、御親征も亦故なしとせず、然るに征夷將軍の職を存しながら、猶御親征あるべきの筈なきは、識者を待たず、故に世人密に親征の議を稱して、廢幕即ち討幕の献策といふ、

二月二十一日傳奏衆書を以て、我公に學習院を開き、草莽微賤の者と雖も、進言献策するを許すを以て、萬一狂氣胡亂の徒來院するも圖り難し、依て警衛の士を出だすべきを命せらる、蓋し前日浮浪の徒二十人許、夜に乗じて傳奏野宮定功卿の邸に詣り、自ら浪士と稱して謁を請ふ、卿大に怖れ、家臣を出だして、其言はんと欲する所を問はしむ、彼等事重大に係るを以て、親しく謁するに非んば敢て言はずと、卿已むを得ずこれを召すに、入謁する者僅に三人、餘は外に待つ、彼三人三ヶ條の建議を述ぶ、其一は將軍近く上洛すべし、朝廷之を待つに、宜しく名分を正しうせざるべからず、其二將軍上洛は、實に千載一時の大機會なる

を以て、宜しく政權を復すべし、其三裏辻侍從公愛は正義を以て、名あるに廢黜せらる、宜しく其職を復すべしと、是より先、公愛朝臣自己の攘夷に關する私見を、朝議の如くに諸藩に流布したりと、いふを以て、勅勅を、卿これに諭して、予一存を以て、之が採否を決すべきにあらず、他日朝議に付すべしと、三人日を期して其採否を聞かんと乞ふ、卿事決定せば汝等を招かん、依りて居所を告げよとありしに、彼等素より浮浪の輩、宿所を定めず、故に重ねて參謁すべしと、此應對の間、外に待つもの刀を抜いて松枝を斫り、暗に勇威を示す、是夜四條家に至れる者も亦同じ、故に朝議特に此命ありしなり、以上は表面の朝議にして、其内情に至りては、學習院の警衛を我に命じ、如し我にして浪士の駕馭を誤らんか、之を名として、我守護職を免せしめんと、の策なり、こは前殿下に中山忠光朝臣の語りし所にして、之を以て前殿下が、私かに我公に警戒せられし所なり、我公が如何に、過激堂上並に浮浪輩に、忌憚せられたりしを見るべし、

是より先、我公屢々書を以て、將軍家の上洛を促すと雖も、關東に於ては、其路程に付いて議決せず、先に海路大坂に到るの報ありしも、又變じて陸路となり、二



月二十一日を以て程に就くの報あり、因りて後見、總裁守護職と共に、鷹司殿下及び近衛前殿下中川宮に就て此由を奏し、且將軍家上洛參内の日、首として自ら戊午以來、失政の咎を引て、官位一等、鶴退を奏請すべし、因りて朝廷も、亦舊の如く萬機を委任あらん事を稟請す、事天聽に達せしに、御嘉納ありて、特に官位、鶴退の事、其議に及ばずとの恩詔を下し給ふ、過激の堂上之を聞て、慊焉たらず、議論紛々として、遂に傳奏衆より後見職へ、今度大樹上洛參内の日、總て舊來待遇の式を更め、現官位の品等に依りて、接待あるべしとの内旨を下す、抑も征夷大將軍の主職たるは、今更喋々するの要なし、是を以て、徳川氏政權を執りて以來、朝廷の優遇殊に厚く、台徳大猷の二公上洛あるや、現官位の品等に關せず、是を關白の上に班次せしめ、關職の重きを表示せられしなり、然るに現將軍家は、就職日猶淺く、官右大臣なるを以て、單に官位の品等による時は、關白殿下は勿論、二條一條の二大臣の下に列せざるを得ず、蓋し是を以て、幕府の威嚴を下ださんとする、排幕の黨の計なり、總裁職之を聞いて、大に色を作し、そも征夷の職は、關外の重任にして、關白の上に班次するは、古來の制なり、然るに今故なく其

職掌を措き、現官位の品等を以てせんとあるは、是れ實に將軍家を辱かしむるものなり、慶永等これを見るに、忍びず、唯半途より駕を還すに如かずと、山内豊信朝臣これを聞いて、總裁職の言一理ありと雖も、是れ大早計に失するものなり、宜しく更に奏請して、舊典に復せしめん、然らずんば、予はこれより辭し去らんと、兩々相下らず、我公これを調停し、總裁職をして姑くこれを忍び、共に復典の事に力を盡さしめ、乃ち相共に、先づ中川宮に詣り、これを申請す、宮これを然りとせせるも、朝廷の事、一己の力に能はざるを諭さる、因りて更に近衛前殿下、鷹司殿下の兩公に謁して、將軍家既に前年來、失政の咎を引き、官位一等を鶴退し、謹んで叡旨遵奉の實を奉らんとす、然るに天恩優渥、これに對して特殊の恩詔を賜ふ、冀くは此叡慮を擴め、舊の如く萬機御委任の實を明かにし、待遇の典等、總て舊制に依らん事を、然らずんば、幕威地に落ち、諸藩を統馭する能はず、遂に四分五裂に至らんと、兩公之を然りとす、是時過激堂上の間に、諸藩に勇壯の士を徵して、朝廷の親兵となし、且彦根藩の罰、猶輕きを以て、罰を加ふべきの議あり、蓋し此二件は、去歲三條實美卿勅使として、東下、江戸滞在の間に、京師より追



命あり、卿之を幕府に宣せられしも、幕府の議之を可とせず、山内豊信朝臣は、三條家と姻戚の親あるを以て、備さに其不可なる理由を説かしむ、卿亦專任の勅にあらざるを以て、強ひて之を争はず、將軍家上洛を待ちて、之を審議すべしと、其事寢みしに、是に至り此議再燃せり、蓋し過激の堂上之を以て、將軍待遇復興に代ふるなり、因りて又豊信朝臣をして、實美卿に就いて其不可を陳せしむると、雖も、卿聽かず、尋いて彼浮浪の徒等、亦これを聞いて其必要を喋々するに至る、而して其理由とする所は、往年内裏炎上の際、畏くも倉皇宮闕を出御ありしに、堂上僅かに數人供奉するに過ぎず、而も公卿女官に論なく、悉く徒歩し、漸くにして官人等、半途より追隨供奉せり、今や非常の時に當りて、萬一の際又斯くの如くなれば、實に忍びざる所、故にこれに備へんためなりといふ、蓋し又口を之に藉りて、過激堂上各自家の爪牙を蓄はんと欲するにあり、我公之を聞いて、親兵を置くの理由往年にありては、誠に然らざるを得ずと雖も、今や臣守護職として、數千の兵を提げて京師にあり、是れ即ち親兵なるのみ、然るに之を措いて、更に親兵を置くは、是れ臣を以て烏合の衆に劣れりとなすもの、如し、恐らくは天意にあらざるべしと、此言に依りて、堂上の議少しく阻む、

右の如く過激浮浪の徒種々の手段を以て、公武の一和を妨害し、將軍家入京の期、近づくに及びて、名分を正しくすべしとの議論、彌々朝野の間に喧囂たりしに、果して二月二十二日の夜、浮浪の徒等持院に在る所の、足利高氏以下三代の木像の首を取り、三條橋下に梟し、其下に各其位牌を掛け、傍らに左の文を板札に認め、建て置きたり

逆賊

- 足利高氏
- 同 義詮
- 同 義滿

正名分之今日に當り、鎌倉以來之逆臣一々、遂吟味可誅戮之處、此三賊巨魁たるに依て、先醜像へ加天誅者也

文久三年亥二月二十三日

逆賊足利十五代



此者共之惡逆は已に先哲之所辨駁萬人之能知處にして今更申に不及と雖も今度此影像共を令斬戮に付而は贅言ながら聊其罪狀を示すべし抑此大皇國之大道たるや忠義の二字を以て其大本とするは神代以來の御風習なるを賊魁鎌倉頼朝世に出奉憐朝廷不臣の手始を致し尋いて北條足利に至りては其罪惡實不可容天地神人共に誅する所也雖然當時天下錯亂名分紛擾之世朝廷御微力にして其罪を糺し給ふ事能はず遺憾豈可悲也今彼遺物を見るに至りても眞に奮激に堪へず我々不敏也と雖も五百年昔の世に出でたらんには生首引拔んものと握拳切齒片時も止事能はず遂に不臣の奴原の罪科を正すべきの機會也故我々申合先其巨賊大罪を罰し大義名分を明さんがため昨夜等持院に有所の高氏始め其子孫の奴原之影像を取出し首を刎是を梟首し聊散舊來之蓄憤者也

亥二月二十三日

大將軍織田公に至り右之賊統斷滅し些は愉快といふべし然るに夫より爾來今世に至り此奸賊に超過し候者あり其黨許多にして其罪惡足利氏の右

に出づ若夫等の輩直に舊惡を悔え忠節を抽て鎌倉以來の惡弊を掃除し朝廷を奉補佐古昔に復し積惡を償ふの所置なくんば滿天下之有志追々大舉して可糺罪科もの也

右は三日之間晒置者也若捨候者は急度可行罪科もの也

是れ即ち公然と幕府を指稱し尊氏の首級を以て將軍に擬せしなり初め我公の京師に入るや特に公用局の下司大庭機をして浮浪の徒に交遊し其動勢を探らしむ機知遇の忝きに感じ死を矢つて其任を勉む時に浮浪の徒中江戸の人諸岡節齋伊豫の人三輪田綱一郎下總の人宮和田勇太郎信濃の人高松趙之助因州の人仙石佐多男石川一陸奥の人長澤眞古登下總の人青柳健之助等皆平田篤胤の門人若しくは歿後の門人と稱し無稽の陋説を主張し自ら勤王家と誇る常陸の人建部建一郎信濃の人角田由三郎備前の人野呂久左衛門岡元太郎京地の商人長尾郁三郎小室利喜藏後信夫江州の商人西川善六浪人中島永吉等相和稱し其論する所過激疎暴至らざる所なし機之と交遊して大に其歡心を得頗る崇信せらる故を以て木像梟首の企あるや機逡巡すること能はず



己れ衆に先だちて、此暴舉をなし、窃かに歸りて、詳かに之を我公用局に報ず、公之を聽き、先に浪士を待つ包容を主とし、極めて寛優を以てせしかど、是に至て其圖を改む、抑も高氏等世議論ありと雖も、苟も朝廷官位を賜り、天下の政權を執りて、其功亦少しとせず、斯る尊貴を辱しむるは、即ち朝廷を侮辱する者殊に其暴行たる屍を鞭つに同じ、速に之を逮捕して嚴刑に處せざれば、國家の典刑立ち難しと、二十五日の夜を以て、町奉行に令して捕縛せしめんとす、部下の與力平塚飄齋、町奉行に啓して、彼れ木像梟首の黨、現に京師にある者四五百人ありと云ふ、今これ捕へんとさば、必ず餘黨一時に蜂起し、守護職の力と雖も、或は制し難からんと、奉行及び部下の輩爲に躊躇し、姑く逮捕の斷行を延べん事を我公に請ふ、飄齋又伊勢の人世古格太郎にこれを告ぐ、格太郎又これを三條實美卿に告ぐ、卿因りて格太郎をして、我公に其逮捕を停めんことを求む、公想らく、浮浪の徒、縦し幾百人あるも、元來烏合の鼠輩何の爲すあらん、假令彼等に實力あるにせよ、國家の典刑は正さざるべからずと、是時我藩臣機密に參するもの、飄齋の密事を漏泄せるを怒り、赦すべからずとなすものあり、人之を飄

齋に語る、飄齋自裁せんとす、蓋し永吉等、此語を放ちて飄齋を動かし、之を奉行に報せしめ、其事を罷めしめんとするの策に出でたるなり、飄齋覺らず、眞意に騷擾の患を招かむ事を恐れしなり、即ち機言に依て、暴徒の所在を確め、逮捕を町奉行に令し、且其部下の與力同心等、浪士を怖れ事を誤らんを慮り、賊一人に對し上士二人、下士二人、卒三人の割合にて、我藩士を附屬せしむ、蓋し與力同心なきも、我藩士のみにて、優に逮捕の實力あるを期せしなり、廿六日の夜半、逮捕の諸隊黒谷を發し、其一は久左衛門の居宅なる、満足稻荷神社前に向ひ、其いは祇園新地の妓樓奈良屋に向ふ、祇園に於ては綱一郎、建一郎、勇太郎、眞古登、機を獲、満足稻荷社前に於ては久左衛門、元太郎を尋ぬるに見えず、即ち其衆を移して、二條衣棚綱一郎の寓居に到り、節齋、趙之助、建之助を獲、佐多男は自裁す、尋て郁三郎を捕へ、永吉を索むれ共得ず、久左衛門と善六とは後に江州に於て逮捕せり、因りて翌二十七日、我公傳奏衆に就て、其顛末を上奏す、其大意は本月二十日夜、言を尊王の大義に托し、足利三將軍木像の首を抜き取り、之を梟せるもの、昨夜之を捕ふ、彼等所爲の殘逆なる、墓を發き屍を鞭つに均し、夫れ足利氏



の如きは、議論あるを免かれずと雖も、當時朝廷大政を委任し、官位を賜ふ、これを辱しむるは、即ち朝廷を侮辱するものなり、加之彼れ口を足利氏に藉り、擬して以て幕府を侮辱す、若し彼等尊王の衷情より出でたりとならば、先に言路洞開、草莽微賤の者と雖も、進言するを許せるに、彼等何者ぞ、其令を奉せず、斯く兇暴をなす、是れ實に上朝憲を侮蔑し、下臣子の本分を失ふ、故に不日之を嚴刑に處すべしと、實美卿一派堂上の人々、深くこれを憂へ、其罪を寛假せしめんと甚だ力む、總裁後見兩職にありては、大に機の心事を憫み、これを救解せんと、特に町奉行をして、天保年間大鹽平八郎が隱謀を、密告したる某の例に倣ひ、獨り機を赦すの議を致さしむ、我公斷乎として之に従はず、故を以て議遂に浮浪の徒を、諸侯の許に禁錮するに決す、蓋し兩職に於て、我公機特赦の議に従はざるを以て、故らに盡く寬典に處せしといふ、即ち大庭機、諸岡節齋を信州上田藩主松平與十郎忠禮の家臣へ、青柳健之助、建部建一郎を勢州久居藩主藤堂佐渡守高聽の家臣へ、長澤眞古登を遠州横須賀藩主西尾鑑之助忠篤の家臣へ、野呂久左衛門を越前勝山藩主小笠原左衛門佐長守の家臣へ、三輪田綱一郎を但馬豊岡

藩主京極飛驒守高厚の家臣へ、宮和田勇太郎を勢州薦野藩主土方聶千代雄永の家臣へ、何れも預けられたり、

尋いて、七月十日傳奏飛鳥井雅典卿書を以て、左の事を令せらる、

先達而木首一件に付被召捕候浪人追々大名へ夫々預け被申付候由其内郁三郎儀は身柄も相違之由に候得共、矢張外浪人同様大名へ預け被申付候様宜敷可被取計事

長尾郁三郎は京師の富商にして、嘗て排幕堂上のため、屢其窮を救ふ、故を以てこれを禁獄するに忍びず、幕府の制規に於て、士民の區別あるを知らず、一片の私情より此令ありしにて、當時縉紳家の國家の制典に通せざる、凡て此類多し、

郁三郎は、其後京師六角に牢舎せられたるが、翌年七月、戦亂の時、丹羽出雲等と共に、斬に所せらる

是時又町奉行をして、普く洛中洛外に令せしむ、其大意は彼浪士等の如く、言を大義名分に托して、私意を挟み、朝廷を侮辱するものは、一切之を宥さずと雖も、眞に尊攘を志す者に於いては、素より朝廷幕府の嘉尚する所、愈其志を勵むべし、但し漫りに過激に奔り、騷擾を致すものは、決してこれを宥さずと、初め京師



の人我公浪士を寛優するを見て、或はこれを疑ふものありしが、是に至りて、其眞意の有る所を覺り、舉りて我に依頼するに至れり、

二月二十五日傳奏衆我公に勅旨を傳へて、學習院内狹隘なるを以て、我藩士守衛の舎を新設すべしと、因りて其計畫をなし、尋いて更に又評定所を設け、汎く公卿諸侯を會して、天下の訟獄を決斷せしむ、其造營就らざるの間、假に學習院を以て、之に充てんとの内旨を傳へらる、時に長門藩君臣共に、足利三代の木像を辱しめし浪士の罪を宥さんことを主張し、遂に傳奏衆書を總裁職に寄せて、前日守護職捕ふる所の、足利三代の木像を辱しめし者、其心事を酌量すれば、實に正義の士なるを以て、これを逮捕するは當れりや否、且人心之に服するや否を知らず、暫く其刑期を緩うすべしと、我藩士等之を聞いて、怫然として、朝廷彼等を以て正義となすは、是れ捕ふるものを以て不正義となすなり、苟も兇暴を行ふものを以て正義となさば、國家の典刑何れにかあると、中にも逮捕の事に與かれる、年壯血氣の輩、四十餘人悉く正服して、傳奏衆野宮定功卿の第に詣る、會ま卿病に罹るを以て、其臣木下右兵衛尉に就いて、大に論ずる所あり、即

ち我藩士の説に賛同し、病癒ゆるを待ち、參朝して辨明すべきを約す、我藩士等轉じて學習院に詣り、三條西季知卿、姉小路公知朝臣、壬生基修朝臣、中山忠光朝臣等に謁し、左之書を呈し、其所懷を述ぶ、

去月召捕候浪士之輩は正義之聞有之候所、其儘に相成候ては人心騷擾致し候間、召捕候者共早々出牢爲致候様被仰出有之哉に候處、右之者共先般肥後守申上候通人臣至極之官位を蔑如致し候段、不憚天朝此道一度相開候は、乍恐奉對宮堂上之御方如何様之非禮相加候様成行も難計無餘儀、召捕候儀にて素より至當の事に候然處、彼等正義之者と被仰出候は何たる件を被爲指候哉、乍恐主上には御聖明に被爲在候得は、斷然右様之御沙汰無之筈に奉存候去は何たる譯柄にて、右様御沙汰御坐候哉、其根元承届重大罪科に係候所置公平之次第奉言上至當之御沙汰不被下候ては、壯年必死之輩何分居合不申、遂に藩籍を脱し如何成恐入候儀を生候も難計候間、何卒不正之間明白にして、天下後世之疑惑無之様御所置被下度於私共奉歎願候、以上三月六日

諸公卿其言の理あるを以て、唯々として争ふ事能はず、時に我公多事、連日二條



城に在り、これを聞いて大に驚き、急に外島義直を遣し、これを止めしむ。義直至れば衆將に坊城俊克卿の邸に至り、辨疏する所あらんとす。義直我公の命を傳ふるに依り退歸す。義直依りて學習院の吏員某に面して、其事我公の意にあらざる由を謝して歸る。總裁職亦書を傳奏衆に呈して、彼徒を以て正義となすは、何の所以を知らず、苟も正義の士は、兇暴の處爲をなさず、これをなすは即ち不正の徒なり、故に宥すべからずと、辭氣凜然たり、因りて其事寢む。蓋し是より先、浮浪の徒、王政復古を説き、大内裏を造營し、評定所を設くるの論ありしも、公卿之を傾聽せざりしに、是に至りて卒然學習院に評定所を設くるの論起れり、蓋し是に由りて、彼暴徒の特赦を議せしめんと、密計に出でたるなりといふ、時に將軍家入京近きにあるを以て、翹首して之を待ちしに、江戸より急報あり曰く、英國軍艦數隻横濱に來航し、去年武州生麥驛に於て、島津三郎のために、英國人殺害されし復仇として、同氏の首級を得て甘心せん、若し然らずんば償金を得んと、其他江戸御殿山の館を放火し、或は外國人を殺傷せる等、數事を合せ、其償金を得んと、幕府に迫る事甚だ急に、彼が勢我應答の如何に依りては、直

ちに兵端を開くに至らんと、因りて二月二十八日後見總裁兩職及び我公等議して、彼れ急に日を刻して返答を迫るも、將軍家旅行中といひ、宜しく條理を盡して之に應對せしめんため、先づ大目付竹本甲斐守に旨を授けて、東下せしめ、即ち總裁職參内して、英國軍艦來航の事由、及び竹本甲斐守東下の由を奏し、畢りて在京諸藩を二條城に會して、此由を告げ、事或は開戦となるも計られざるを以て、沿海領邑の諸藩は速に兵備を整へ、萬一に備ふべきを訓令す、こゝに於て沿海領邑の諸藩大に驚き、倉皇として京師を去るもの多く、左なきだに風聲鶴唳にも驚く、京師の人情なるに、今此報ありて、諸藩國に就くものあるを見て、種々附會の流言紛々として起り、甲説乙傳、恟々たるに、彼浮浪の徒之に乗じて、大に幕府の因循を鳴らし、横濱或は長崎に赴き、攘夷の先鞭を着けんと、この意を以て、所々に張札をなして、同志を集めんとす、過激の堂上これを傾聽して、殿下に迫る等、頗る喧囂を極む、因りて我公日夜警邏を嚴にして、不虞を戒む、凡そ春來、我公の多忙なる、一難題生じて、これを處理し、畢れば、既に數條の難事、双肩に懸り、或は禁中及び親王公卿の間に奔走し、或は二條城に徹宵し、若しくは後見



總裁諸藩の館に駕を馳する等、夜を以て日に繼ぎ、殆ど寧居に暇あらず、其苦心煩勞、更に筆舌の名狀する能はざる所なり。

三月四日はより先、浮浪の徒等過激の堂上と謀り、兼て任命ありたる、伊勢大廟への勅使發向の期日を、ことさらには是日と定め、途上勅使の威を以て、將に入京せんとする、將軍家に侮辱を與へんとの密謀あるを探知し、味爽將軍家入京あり、松平隱岐守勝成朝臣伊豫松山城主前驅として、一日を先んじて着京あり、後殿は榊原式部大輔政敬朝臣越後高田城主扈從の老中水野和泉守忠精朝臣、板倉周防守勝靜朝臣、若年寄田沼玄藩頭意尊、稻葉兵部少輔正己、其他諸有司の隨從、悉く舊典に従ふ、唯諸大名扈從の如きは、往昔台徳大猷二公の舊典ありと雖も、今や諸藩概ね疲弊に陥り、且は時事多端なるを以て、諸事簡易を主とし、僅かに親藩二三を從ふるのみ、其路程宿泊の如きも、舊典は其國郡の居城、若しくは陣屋を以て、これに充てしも、今は略して一般諸侯と同じく、宿驛の本陣を以て之に充て、其旅裝亦近臣と同一にして、時に或は徒歩せる等、其質素簡略實に空前の事なりとす、是日在京諸侯悉くこれを郊迎し、續いて二條城に登り、入京を賀す、我公亦同

じ、特に將軍家近く我公を召して、久々在京の勞を慰する事、極めて惻篤なり、是より先、京中流言あり、將軍家參内の日、先づ詔して其職を解き、然る後、謁を賜ふと、因りて後見職、鷹司殿下に就いて、親しく天位に咫尺し奉り、叡慮を候せん事を請ふと雖も、國事係の堂上之を、肯んせざるを以て、未だ其事を果さず、老中板倉勝靜朝臣これを聞いて、大に憤慨し、後見職に勸むるに、將軍家叡慮遵奉の至誠を盡し、久しき廢典を擧げて上洛せるに、誠意朝廷に貫徹せず、斯説あるは、何ぞ、公速かに之に力を盡さるべしと、我公亦勸告する所あり、依りて後見職奮然意を決して參内し、鷹司殿下に就いて、將軍家昨日入京の由を奏し、且、畏くも天位に咫尺し奉り、親しく叡慮を候せんことを請ふ、殿下逡巡せしも、後見職切に請うて止まず、國事係の堂上之を聽くと雖も、敢て支ふるものなし、漸くにして殿下上奏ありしに、直ちに勅許あらせらる、依りて三月五日、後見職參内せるに、即ち御前に召し出ださる、殿下玉座の右傍に侍し、少許を隔て、傳議兩奏衆國事係の堂上、列を正して着座せらる、慶喜卿玉座を離るゝこと遠きを以て、殿下に向ひ、將軍の名代なるを以て、少しく玉座に近づき奉らんと請ふ、殿下春秋漸



く高く、耳些く聾ふ、未だこれを聞かざるに、言疾くも天聽に達し、詔ありて近く召させ給ふ、慶喜卿恭肅座を進め、先づ將軍の命を奏し、次に頃日道路説を傳ふるあり、家茂參内の目、先づ關外の職を罷め、然る後謁を給ふと、家茂を始め臣等大にこれに惑ふ、依りて臣をして、豫め叡慮の在る所を候せしむと、殿下に向ひて言上せしに、聖上疾くもこれを聞こし召され、否將軍職舊の如く、且萬事を委任す、汝等浮説に惑ふ勿れ、尤も攘夷に於ては、一層勵精すべしと、玉音琅々として殿階に徹す、遙か席末に候せる輩と雖も、明かに耳底に達し、一座爲めに肅然たり、慶喜卿謹みて聖恩の忝きを拜して、御前を退き、更に殿下に謁して、親しく拜聽せる所の、聖詔を筆し賜はんことを請ふ、殿下諾して筆を執り、書して賜ふ所を見るに、單に攘夷を委任すとの一語のみ、後見職謹みて、聖詔に省略あるを争ふ、殿下聾に托して、其疎忽を謝し、入りて聖旨を乞ひ、再び筆を執り、具さに勅諭を書して賜ふ、後見職これを拜受して退出ありしに、國事係の堂上數輩、其席にありしも一人の之を争ふものなきは、眞に叡慮の在る所明白にして、私にこれを如何ともなし難きを以てなり、是日後見職國事係の人々を退け、殿下と二

人御前に候して、上奏する所あらんと期せしも、殿上の形勢、これを申請すること能はず、單に此事のみにて退出せられしが、二條城に歸り、將軍家に謁して、此顛末を言上せしは、時既に曉天なり、以て其時態の容易ならざりしを推知するに足る、三月七日將軍家參内あり、在京諸侯悉く扈從す、我公實父松平義建朝臣の喪あるを以て、憚りて之に與からず、

十月幕府老中の人々左の内旨を、我公に傳ふ、

當所に罷在候浪士共の内盡忠報國有志の輩有之趣に相聞得候右等の者共一方の御固も可被仰付候間、其方一手に引纏差配可被致候事

初め京師浮浪の徒、跋扈を極むるに當り、江戸に於ても、其轍を踏まんことを慮り、大に浪士を募り、寄合鶴殿鳩翁、山岡鐵太郎、松岡萬等をして、これを統轄せしむ、其衆二百人餘、將軍家上洛の途次、列外の警衛として、中山道を経て京師に入る、蓋し之を以て、京師の浪士を壓せんとするの策なり、其京師に着するや、議論嗷々として、舉動も亦疎暴を極む、英人來り迫るの報あるや、東歸して攘夷の先鋒たらんことを望むものあり、又京師に止りて、將軍家を守衛せんことを望む



ものあり、鳩翁等力之を制御する能はず、遂に東歸せんとするものをば、鳩翁自ら率ゐて東下し、止まらんと欲するもの二十餘人を、右の内旨に依り、我公に附屬せしめられ、是を新選組と云ふ、其壬生寺に屯集せるを以て、世人壬生浪士と稱す、新選組規律嚴肅、志氣勇悍、水火と雖も辭せず、後諸浪士來附するもの頗る多く、守護職の用をなせる事、亦甚だ多し、

聖上加茂行幸

先に、英國軍艦來航の上奏ありしより、攘夷の叡慮彌々切なるに、將軍家上洛ありしを以て、其決行近きにあらんを期し、親しく其成功を御祈願のため、三月十一日車駕加茂下上社に行幸あらせられ、關白以下公卿殿上人將軍家以下後見總裁兩職在京の諸侯悉く供奉す、關白大臣は乘輿、其他の人々は騎馬なり、折節雨時々降來る毎に、各緋傘を以てこれを覆ふ、其壯觀眞に古畫の如し、蓋し聖上行幸は、數百年來の廢典を擧げしを以て、是日遠近の老幼貴賤、路傍に踞して、これを拜し奉り、或は手を拍て稽首する等、恰も神佛を拜する如きものあり、既にして社頭に御着輦あらせたまひ、神事畢りて、神饌を分ち賜ふに及び、特に將軍家を召させられ、御手自ら天盃及び神饌を賜ひ、慰撫の恩詔殊に優渥なりしを

以て、供奉の堂上爲に目を囑するに至る、蓋し曾て後見職鷹司殿下に就て、將軍家參内の事により、竊かに願慮する處を開陳せるに、殿下私を以て、聖上將軍に倚賴の叡慮、殊に渥し、然れども今は他に憚らせらるゝを以て、深く包ませたまふのみ、他日將軍上洛に於ては、必ず聖慮の優渥を知らんと、茲に至て前日の親勅といひ、今又此恩遇に依つて、益々叡慮の在る所を拜するを得たり、是日我公居喪を以て、憚りて供奉に列せず、家老田中玄清をして、兵を率ゐて路上を警衛せしむ、還幸の後、聖慮の優渥なりしを拜聽して、公武一和の基礎、今日始めて定めり、不肖容保聊か祖宗に報ずるを得たりと、感喜の餘垂泣するに至れり、先に攘夷の期限を定むるに當り、大樹上洛の上は、滯京十日を限るの勅旨あり、我公素思は、將軍家上洛の上は、暫く輦下に留り、萬機親しく勅旨を仰ぎて決行せば、公武の一和、日に其度を進め、従つて天下の人心歸嚮する所、一定せんと期せしに、今此勅旨に従つて、東下あらば、二百餘年の廢典を興して、遙に上洛ありしに、其効なきのみならず、公武の間、更に隙を生せんも圖られず、因りて尾張前大納言慶勝卿は、曩に三條實美卿、攘夷期限決定の勅使として、來臨ありし時、卿



未だ上京せず、其事に與らざりしを以て、我公卿に説いて、此勅旨を翻へし奉らん事を勉めしむ、時に卿病に臥し、が、これを然りとし、即ち病を勉めて、書を傳奏衆に就いて朝廷に上る、其書に云く、

恭惟兵は和を以て要と爲と承り候得者、舊懲之事、君臣御一和ならでは難行届奉存候、君臣御一和に相成候得は人の歸嚮を知申候如此なれば、則普天率土一和せざるなし、而後攘夷の事被行可申奉存候去る者は日に疎く來る者は日に親む習ひ大樹十日之在京直様東下と相成候得は誠實御一和之有餘恐らくは有之間敷百有餘里之御遠別無程御間隙の生ずる必然之道理と奉存候然る上は天下之勢不可救之場合に可及候半歟、是臣が乍病中日夜不安寢食處に御坐候仰ぎ願くは大樹に被命御一和相整へ四海歸一之場に相運候迄は輦下に滞在有之候様仕度味死伏願所仕に御坐候且亦攘夷之儀は兼而之期限之通人を遣して可被行候壽永之亂頼朝鎌倉に在りながら範頼義經をして平氏を平げしむ此一節を以ても將軍自ら趣候に不及事現然と奉存候此段奉言上度乍恐如此に御坐候誠惶誠恐頓首敬白

十三日

書上るに及びて、朝廷これを允したまひ、是月十七日慶喜卿、勝靜朝臣召によりて、參内ありしに、殿下左の聖旨を傳へらる、

大樹歸府之儀再應被相願候得共歸府有之候ては如何の變事出來候も難計左候得は實以一大事の儀故被惱宸襟候間天下の爲且は徳川氏の爲をも深被思召候儀今暫滯京有之攘夷基本相立叡旨御貫徹人心安堵之場合に至候迄被奉宸襟候様周旋可有之御沙汰候事

別紙

英夷渡來に付關東之事情切迫に付防禦の爲大樹歸府之儀尤之譯柄には候得共京都並に近海之守備警衛策略大樹自指揮可有之候且攘夷之折柄君臣一和に無之ては不相叶候處大樹關東へ歸府東西相離候ては君臣之情意不相通自然間隔之姿に相成天下之形勢不可救之場に可至に付當節大樹歸府之儀は於叡慮不被安候間滯京有之至衛之計畧厚被相運奉宸襟候様思召候英夷應接之儀は浪華港へ相廻し拒絶談判可有之開兵端候節は大樹自出張前軍指揮候て皇國之氣挽回之機會可有之思召候間關東防禦之儀は可然



人相撰被申付候様にと御沙汰候事<sup>三月十日</sup>

七八

然して幕府當路の人々、將軍滯京の事に關し、猶遲疑して決せず、三月十七日我公左之書を幕府に上る、

此度御上洛被遊候段、寛永以後之廢典被爲舉實に非常の御盛事、恐悅之御儀奉存候然るに餘り、暫時の御逗留被仰出候間、乍恐御一和之程も無覺束と千萬恐懼仕候處、過日天朝より御一和相整人心歸嚮候迄、御滯京被遊候様被爲蒙仰誠に以恐悅之御儀に候處、横濱表事情切迫致候に付、此節御歸府被遊候様に而は既に被爲蒙朝命未だ間も無之御一和相整人心歸嚮と申場合にも不相至強而御東歸被遊候は、叡慮之程も難計被爲對天朝御不都合之儀も可被爲有と深く心痛仕儀に御坐候依之長々御滯京御警衛被遊、叡念相達候上御歸府被遊度儀と奉存候彌以夷情切迫致候に付、而は御沙汰之通御後見總裁職之内にて御下り掃攘之功相立可申候尤私當職被仰付罷登候折來春早々御上洛御警衛可被遊旨被仰聞候間、日夜奉待上當節既に御上京相成英佛國人等攝海へ渡來可致旨申遣候趣にも有之殊には重き被爲蒙朝廷之恩

命候上は長く御滯京被遊上は奉安宸襟下は萬民之歸嚮被爲致神州無窮治安之基本相立候様不被遊候、而は必至と不相成義と奉存候以上

然るに後見職總裁職共に、初より攘夷のなすべからざるを知り、寧ろ和親を望めるを以て、これに當るを欲せず、是に於て總裁職は、攘夷の事たる、到底なす能はざる所なるを、今日まで唯々として過ぎ來れるは、機を見て其議を翻へさんと期するのみ、今や此勅命を賜はるに及びては、事如何ともなすべからず、苟も成らざるを知りて命を拜す、是上を欺くなり、慶永寧ろ謹を蒙るも、上を欺くに忍びず、今は職を辭するの外なしと、我公慶喜卿と共に、其留任を勸告すれ共、遂に病と稱して辭職の書を呈し、其許命を待つに及ばず、是月<sup>三月</sup>二十四日卒然として國に歸る、幕府其疎率を謹め、人を馳せて之を留めしむるも及ばず、後ち命じて、國許に於て謹慎せしむ、

右の勅旨を奉ずるに付いても、英國要求の償金、出否の事未だ決せず、是に於て後見職今や既に攘夷の決せるを以て、これを斥け、一金も與ふべからずと主張し、老中の人々意安んせず、是月<sup>三月</sup>十六日これを我公に謀る、公大にこれを不可

七九



とし、そも生麥驛の事たる、曲我にあり、彼之を責めて其償を求む、理當きに然るべし、攘夷の事、固より名義を正しくせざるべからず、故に宜しく彼が要求を容れて、我曲を償ひ、然る後、斷然攘夷を決行すべしと、されど後見職朝議如何を慮り、遂巡決せず、我公乃ち予寧ろ因循の汚名を取るも、信義を外國に失はしむるに忍びずと、徳川慶勝卿に謀り事由を朝廷に上奏す、

是時に當り、江戸にても攘夷の令を布きしより、民間浮説紛々として百出し、或は品川高輪等、海岸の人家を焼拂ふべし、或は大名旗下以下士民の婦女老幼を擧げて、其領邑若しくは山間の地に移し、諸藩邸を兵營となすべしなど、各臆測を逞うし、吠虚傳實、人心恟々たり、本城留守尾張大納言茂徳卿始め諸有司、百方を盡して之を鎮制すと雖も、人心毫も安んぜず、事京師に聞えて、將軍家從駕の人々、亦恟々として各内顧の情切に、公武の事情、天下の大勢の何たるを辨識せず、一人還御を唱ふれば、百人忽ち之に和し、且暮還御を促がすの外、殆んど他事なく、將軍家にも知らず識らず、東歸の思ひを起し、後見職亦同じく、遂に是月三十七日、親ら鷹司殿下に就いて、將軍家の東歸を奏請す、我公之を聞いて、大に

我公將軍家の  
東歸を止む

驚き、直ちに二條城に登り、後見職老中の人々に、將軍家二百年來の廢典を興して、遙々上洛ありしに、未だ何のなす所もなく、倉皇として東歸あらば、上は叡慮に背き、下は天下の人心を失ひ、又救ふべからざるに至らんと、切に東歸を止むと雖も、皆依々として決せず、因りて徳川慶勝卿に謀り、相共に殿下及び傳議兩奏の間に奔走して、滯京の勅旨を賜はらんとを請ふ、即夜半、後見職急に我公を二條城に招く、至れば、即ち將軍家を留むるの勅旨下れるなり、其大意は、英夷渡來關東の事情切迫なるを以て、大樹歸府して防禦せんとす、固より宜し、然れ共、京師並近海の警衛も、亦大樹自ら指揮すべし、且接戦の日に及びて、君臣の間情誼相通せざれば、自ら隙を生ずるに至る、故に大樹の歸府するは、叡慮の安んぜざる所なり、英夷の如きは、之を浪華港に來らしめ、若し兵端を開かば、大樹自ら之を指揮すべし、皇國の元氣を挽回する此機會に在り、關東の如きは、宜しく其人を撰び任すべしと、時に二條城には、窃に二十三日を以て、將軍家京師發途と定め、人々其準備をなす、榊原政敬朝臣等は、先發を以て、既に途に就く、是に於て人々、呆然、既に往くもの復還り頗る紛擾を極む、我公此勅を拜して、大に喜ぶ



と雖も、其中に英艦を浪華港に來らしめ、兵端を開かば大樹自ら之を指揮すべしとの一語に於ては、堂上家の怯臆なる元來外船の兵庫港にさへ來るを怖るるに似すと、甚だ怪しみに、後果して其實を詳かにするを得たり、事は即ち下條に見ゆ、是より先諸藩に親兵を徵するの朝議、我公の上奏する處ありしを以て其事寢みしに、是に至りて攘夷決定を理由とし其論囂々たり、慶勝卿豊信朝臣の力、今は之を排斥する能はず、是時我公論じて云く、諸藩より壯丁を献納せしめて之に親兵の名を與へんか、左右諸門の警衛の如きは、勢親兵の任ならざるを得ず、然らば守護職の任務は、單に洛内外を守護するに止まらん、是れ幕府の守護職を置きし意にあらず、容保始より一藩を以て親兵を任ずるものなり、願くは諸藩より献納するの兵を京師守衛兵となさんと、是議行はれ、是日十三日傳奏衆旨を幕府に下す、幕府乃ち十萬石以上の諸藩に令して、一萬石に付いて壯丁一人を出さしむ、長門藩即日命に應じて之を出す、時に某侯の封僅に一萬石なるに請うて一人を出す、時人これを一人の守衛兵と譏笑す、我公特に上奏し我全藩を以て守衛兵となし、別に人を出さざらん事を請うて裁可を得た

り、尋いて三條實美卿、豊岡隨資卿、東久世通禧朝臣、正親町公董朝臣を守衛兵の長となす、三月二十二日將軍召によりて參内あり、後見守護兩職老中以下諸有司之に従ふ、聖上常御殿に出御あり、鷹司殿下一人玉座に侍し、將軍家を召して詔に、萬事を委任せる上は尙滯京して諸侯を指揮すべし、諸藩にも將軍に委任せるを以て、其指揮を受くべきを命すべし、公武の一和は億兆安堵の基なれば、朕特に意を是に注ぐと、將軍家此恩詔を拜し、聖恩の優渥に感じ、殿下に向ひて之を拜謝し、且東歸の意なき由を奏す、殿下亦叡慮斯の如く萬事委任あらせらるゝ上は、彼英國要求償金の如きも、素より委任中の事なるを以て關東に申遣し、無謀の戰爭なからん様に計ふべしと、因りて將軍殿下に向つて、前日賜ふ所の勅旨に英艦を浪華港に來らしめ、若し兵端を開かば臣自ら指揮すべしとあり、今親しく拜する所の恩詔と異なるは、前日の勅旨は更正ありしや如何と、殿下之に答へんとせしに、聖上親しく浪華は帝都の要港、斯地に兵端を開くが如きは萬一もあらしめざれ、斯の如き勅旨を下せしは、朕の毫も知らざる所、今親しく汝に命する所を以て、汝速かに之を奉行せよと、是に於て傳奏衆より傳ふ



る所の勅旨は、彌真勅ならざるものあるを詳かにせり、果して過激の堂上此恩詔を喜ばず、後日勅書を賜はるに及びて、將軍職舊の如く委任す、但し國事に於ては、直ちに朝廷より御沙汰相成儀も可有之事とあり、當時勅命の内外、齟齬せる概ね此類なり、是日慶喜卿我公老中板倉勝靜朝臣等には、小御所に於て殿下優渥なる勅誼を傳へられ、やがて將軍家退出あり、叡慮の忝きに感泣して東下の念休みたりしが、左右の群小思郷の情勃々として禁する能はず、是に至りても亦滯京の勅旨を奉すべきを云ふもの甚だ少し、因りて我公將軍家上洛以來、僅に一度行幸に供奉の外何のなす所なく、今日又優渥なる恩詔を蒙りしに、これが報効を立てずして、東歸あらば忽ち天怒に觸れ、遂に公武の疎隔を招かん、宜しく滯京して報効を勉むべしと、公入りてこれを争ふ時は、諸有司唯々として口を箝し、公去れば忽ち喋々として東歸の議を立て、國家報効の何たるを辨せず、獨り老中板倉勝靜朝臣滯京の議に従ふと雖も、同僚水野忠精朝臣此人俗にして大體を知らず、嘗て中川宮に謁して事を議せしに、唯々として何の答ふる所あらず、後ち宮或人に和泉は眞に賢路を塞くものなりと宣ひしとぞ以下これを欲せざるを以て、壹人の力衆に勝つ事を得ず、會々鷹司殿下、徳川慶勝卿を招

き、前日聖上親しく將軍滯京の詔ありし上は、萬一東歸あらば不測の患を生せん、卿天下の爲め且は徳川氏の爲を思は、宜しく將軍に勧め暫く滯京して、攘夷の基本を立て、叡慮貫徹億兆安堵の成績を擧げしむべしと、卿之に感奮して、我公と共に二條城に登り、切に東下の不可を説いて、滯京を勸む、諸有司漸くこれに聽從せり、

將軍家既に滯京に決し、松平慶永朝臣先に自ら職を解いて、國に歸れるを以て、朝廷更に水戸中納言慶篤卿に勅し、東下して攘夷の事に任せしむ、依りて防禦の事、大樹目代の意を以て之を指揮すべし、且先代の遺志を繼述し、一致に力を盡し、掃攘の成功を奏すべしと、詔ありて眞の御太刀を賜ふ、我公即ち幕府に建議して、古より人君の將を命じ軍を出すや、推輪捧轂全權を以て之に委す、今や英夷に接するに就いては、京師よりこれを掣肘する事なく、一に慶篤卿に委任し、應對の如き、其人を撰び命じ、且水戸藩臣も亦其撰に入るべし、然らざれば其成功を責め難し、且豫め此意を朝廷に上奏すべしと、幕府これを採納あり、且將軍家慶篤卿を召して、宜しく勝算を立て、名義を正うして、無謀の擧を慎むべき



を面命す、卿此命を得るや、更に幕府の賜暇を待つに及ばずして途に就く、是より先朝廷屢島津三郎を召す、是月三月十四日突如として上京す、然るに守護職内命の飛語尙未だ止まず、長州人及び浮浪の徒大に驚き、百方過激の堂上に入説して之に反對す、三郎中川宮鷹司殿下等に謁して、今日は伏藏なく言上仕り候間、忌諱嫌疑等は御宥捨奉願候とて左の建議を爲したりと云ふ、

一攘夷の御決議輕卒の儀然る可からざる事

一後見總裁を奴僕の如く御對遇あつて浮浪藩士の暴説を信せらるゝは尤も然るべからず且つ御膝下に於て法外の儀有之候を其儘に召置かれ候儀は朝憲幕令も行はれざる姿にて只亂世の基と歎息に堪へず候事

一右に付暴説を信用の堂上方は速に御退け浮浪藩士の暴説家は幕府より所置ある可き事

一宮川○中前宮前關白○近衛前殿下中山正親町三條等は以前の如く御委任の事

一天下の大政は征夷大將軍へ御委任の事

一長州父子の所存を後見より質問あるべき事

一御親兵一條之事

一無用の諸大名藩士等は都て歸國すべき事

一主命の外は藩士へ御面會御無用の事浮浪は尤も不可然事

一主家亡命の者を御信用は不可然等

一英國一條諸外國一條

一神宮御守衛として親王方を差遣はされ候儀は尤も不可然事是は其近國の大名へ命せられて至當の事

一浮浪藩士の心底能く御勘辨有之度事

外に國事係參政等を廢す可きの件もありしと云ふ、以上の數件は要するに其論する所公武一和に外ならず、當時京師形勢如何なりしやを見るに足るべし、三郎止る十餘日にして歸國し、豊信朝臣、宗城朝臣等公武一和の有力者相踵いで歸國し、我公と衰勢を挽回するに周旋するものは、只慶勝慶喜の二卿あるのみに至る、

四月二日將軍家召に依て參内あり、徳川慶勝卿及び後見守護兩職等之に従ふ、



聖上小御所に出御あり、將軍家を召して天盃及び寮の御馬を賜ひ、畢りて慶勝卿慶喜卿及び我公にも酒饌を賜はり、重ねて將軍家を御學門所に召され、御内宴を開かせたまひ、御饌に陪せしめ、畏くも數献天盃を賜はり、從容閑話夜に及び看遇最も優渥を極む、從駕の輩にも酒饌を賜ふ、將軍家此恩遇に感喜して刻の移るを知らず、過激の堂上これを見て悦ばず、交々目を囁して耳語相報ず、中川宮密に我公に告げて聖上本日將軍の看遇蓋し前古比なし、恐らくは他の嫉妬を招かん、宜しく其歸途に備ふべしと、公乃ち密に家臣小室當節を我營に歸し、兵を出して禁門より二條城に至る、要所要所に配して不虞に備ふ、漸く初更に及びて將軍家退朝ありしに、我兵所々に嚴然たるを見て、旗下の輩甚だこれを恠しむ、蓋し此事極めて秘密にしたるを以て、旗下の輩これを知らざりしなり、後ち是日宮中に於て私かに將軍家を謀るものありしを聞くに及びて、中川宮の言偶然ならざるを知れり、

四月十一日車駕石清水八幡宮に行幸、親しく攘夷の成功を御祈願あらせらる、我公服中を以て供奉に列せず、蓋し此事眞に叡慮に出でしにあらず、過激の堂

幸  
聖上石清水行

上等切にこれを勧め奉りしに依れり、故に朝議可否の説區々にして、中川宮は徹頭徹尾之を可とせられず、依りて是月四日と令せられ、後又更めて十一日となりしなり、時に聖上將軍家を待ちたまへる事極めて優渥なるを以て、之を妬む輩、八幡行幸の日を待つて私かにこれを謀らんとすとの説、宮中に行はれ、前日密かにこれを幕府に報するものあり、これに依りて諸有司悉く戒心を懷き、將軍家の供奉を止む、我公之を聞いて今此未曾有の盛典に、將軍家供奉に列せざれば、威名頓みに地に墜ち、又復すべからず、區々の輩恐るゝに足らずと、徳川慶勝卿に謀る、卿時に病褥にありしが、斯の如き盛典武門に於て避くべきにあらず、路次の戒心あらんには、予居喪卿も我公と同じく實父松平義建朝臣の喪中なり、親ら從ふ能はずと雖も、警備の事俱に共にすべしと、即ち相携へて二條城に登り、これを争ひ議則ち決して供奉せられんとせしに、夜半に及びて將軍家外邪に侵され、發熱甚しく、時々眩暈あり、側衆糟谷筑後守云、予久しく左右に奉仕す、雖も、紀邸、然れども、爾來未だ曾て見ざる所の苦悶なりと、然れども將軍家奮然として予頭を擧げ得るまでは、必ず供奉に列せんとありしが、侍醫の輩大に之を不可とし、且後見職亦眼病に罹られしが、これを聞いて將軍家は



危きを冒すべからず、予は否らず即ち將軍家に代りて供奉に列すべしと、我公將軍家の供奉に列せざるは千載の遺憾なりとせるも、病苦の體如何ともすべからず、因りて俄かに此由を奏して供奉を辭し、并せて典藥頭を賜はり一診せしめん事を請ふ、聖上之を聞こし召され、御驚き且御疑ひあらせられしが、典藥頭奏する處に依りて叡慮釋然たり、我公又家老横山常德に兵を率ゐて警衛せしめ、仙臺藩重臣片倉小十郎と共に前後に立て備へたり、

是日二條右大臣齊敬公には、宮中の留守を勤めたりしに、宮中の間に乘じて、過激の徒、闖入して親王殿下を奪ひ奉り、事を舉げんとすとの風説あり、公依りて急に其臣高島右衛門尉を我公の營に遣し、非常に備へんことを求む、我公即ち秋月胤永、廣澤安任等に兵を授け、往いて宮門の外面を警邏せしめ、遂に異事なく還幸あらせられたり、當時事情斯の如し、然るに世に八幡宮は源氏の氏神なるを以て、其寶前にて節刀を賜はり、攘夷の詔を拜するを恐れ、將軍病と稱して出でずと傳ふ、蓋し亦嫉妬の輩の唱ふる所に出でたれ共、形跡上幾分か事實の如く見えたるは是非なき事なりき、始め後見職將軍家の代理として供奉せし

が、眼病篤しと云ふを以て途より歸館す、將軍家を企圖せんとするものありと聞いて、奮て其代理として供奉參加しながら、其前後の容體より察するに、斯の如き國家の大盛典に參列を缺くを要する程の眼病にあらざるも、半途にして歸館せしは、遺憾の極と云ふ可し、只此卿は前に勇にして後に怯なるは、單り此時のみにあらざるなり、

是月四十七日三條橋畔に張紙せるものあり、首めに將軍家の諱を特書し、上洛以來の事を書し種々の罵詈雑言を錯へ、中に慶喜卿の事をいふて、八幡の神前に於て御用もあるべきに出奔せりといひ、又板倉周防守、岡部駿河守等奸吏多くして、井伊安藤の二の舞を演ずなど、其無稽いふに足らずと雖も、何もの、所爲なるや、百方搜索すと雖も、證左を得ず、時に毛利慶親卿將さに國に歸らんとす、我公之を留むと雖も、曾て聽かず、遂に其臣佐々木男也を遣し、藩事已むを得ざるものあるを告げ、家臣を率ゐて國に歸る、京中傳へ云、彼張札は蓋し長門藩士のする所、故に去りて其趾を滅するなりと、其實否は知る可らず、十八日傳奏衆より、爾後十萬石以上の諸侯、三月を以て交番して京師を守衛す



べきの勅旨を傳ふ、初め過激の堂上諸大名をして、中半に京師江戸に參觀せしめんと議あり、蓋しこれに依て幕府の權を殺がんとせしも行はれず、是に至りて此命あり、曩に畏くも聖上親しく、將軍家に萬事を委任す、宜しく諸侯を統率すべしとの恩詔ありしに、旬日を出でず幕府に一應の商議もなく、直ちに此命あり、其鋒楯往々斯の如し、困りて四月より六月に至るまで、上杉與平を始めとして參觀し、爾後參觀交互に次序ありて、三條實美卿これが進止を掌る、先に京師守衛兵の命ありて、其統括も亦卿之を掌らる、是より門前輿馬群をなし、其臣丹羽出雲守亦好みて過激の論をなす、故を以て常に諸藩過激の輩及び浮浪の徒卿の門に出入頻繁として、中にも筑後の眞木和泉、土佐の土方楠左衛門、長門の桂小五郎後ち木戸準一郎、久坂義助、佐々木男也、肥後の轟武兵衛、石見津和野の福羽文三郎今の美靜等其魁にして、名聲殆ど京中を傾く、先に水戸慶篤卿を攘夷の目代として東下せしむるや、英國要求の償金も、亦幕府委任中の一なりとありしに、こゝに至りて過激の堂上等、償金拒絶を主張し、屢々鷹司殿下に迫る、幕府に於ても、初め後見職亦英國の要求何れも従ひ難し

と、諸藩に明示せしは、今に於て言質となり、更にこれを委任中の一なりと抗論するを得ず、困りて是日十八老中小笠原圖書頭長行朝臣に命じ、東下して償金拒絶のことに當らしむ、長行朝臣其行はれざるを論じてこれを辭すると雖も、後見職聴かず、これを強ふること再三に及び、長行朝臣命を拜して翌日京師を發す、蓋し其意自ら任じて、期する所ありしなり、果して後日一大物議を惹き起せり、

慶篤卿既に東下ありしも、攘夷の事手を下すに及ばず、一日一日と空過せるのみ、蓋し卿資性溫柔にして事に斷なく、素より大事に當るの器にあらず、且其藩臣亦黨派ありて相和せず、依りて其重臣武田正生等、密に書を後見職に呈して、攘夷の事重大にして水戸一藩の力の能く堪ふる所にあらず、公東下ありて、其に力を戮せられんと請ふ、後見職亦上京以來幕府の事、常に朝廷掣肘する所となり、豫期に違ふもの多きを以て、居常快々たりしに、今此書を得て心大に動き、俄かに東下して攘夷の事に當らんと、即ち此由を上奏す、我公之を聞いて大に驚き、急に駕を馳せて後見職に、將軍家未だ年若く事になれず、參内の日過激の



堂上、迫りて時事を論ずるに方り、萬一の失言も他日の證となり、遂に不測の患を生せば悔ゆるとも及ぶべからず、故に後見職決して將軍家の左右を離るべからず、且攘夷の事たる慶篤卿既に任ず、今又公東下あらば、權兩岐に分れ反りて事の滯滞を來さんと、再三東下を止むると雖も、後見職斷じてこれに應せず、蓋し自ら信じて決する後、更に他言を容れざるは卿の特性なり、或は云、後見職十七日の張札に激せられ、自ら攘夷の局に當りて、其因循に非ざるを示さんとの意に出たりと、十九日傳奏衆より書を以て、攘夷督促の勅旨を傳へらる、其大意は、外夷拒絶期限之儀、五月十日を以て必ず斷行すべき由、先達て奏聞に付いては、猶列藩にも此旨を布告し、敵愾の氣を鼓舞すべし、且往年幕府各國に和親通商を許可せしは、奏聞を経ざるを以て、大に天下の人心を激し、遂に今日の形勢に至る、仍て一橋中納言東下の上は、斷然拒絶の實効を奏すべし云々、後見職これに激せられて四月二十二日遂に發程す、大目付岡部駿河守これに従つて東下し、曉天土山驛を發せんとせるに、賊數人ありて之を襲ふ、從者これを追退く、用人某傷を被ふる、其何もの、所爲なるを知らず、蓋し後見職を襲はんとし

て、誤りて岡部に及べるなりと云ふ、

後見職既に東下ありしを、以て、我公幕府に建議して尾張慶勝卿を以て、留まりて將軍家を輔翼せしむ、幕府これを採納し直ちに上奏あり、二十六日允裁あり、然れ共慶勝卿敢て請けず、我公強ひて勤諭し漸く之を請け、慶喜卿に代りて權に後見職の事を攝す、始め公武一和論の有力者中、慶勝卿は慶喜卿、慶永朝臣と善からず、慶勝卿の名聲、諸堂上間に噴々たるにも關せず、公武一和の大議あるに際し、獨り慶勝卿に及ばず、卿平かならず、其臣長谷川惣藏等の如き、切齒して慶喜卿、慶永朝臣を憤る、我公は慶勝卿の近親卿は我公の伯兄なりなるを以て、特に調停の勞を取られし事屢あり、爰に於て公武一和の有力者、悉く京地を去るを以て、公建議して、慶勝卿をして將軍家を補佐せしめしなり、時に英佛の軍艦、攝海に來航するの說、京中に紛々たり、然るに攝海の警備未だ整はざるを以て、將軍家親しく巡視ありて、これが充實の規畫あるべしと、即ち事由を上奏して、四月二十一日二條城を發す、先に我藩に隸屬する所の浪士新選組二十餘人、駕に從はんと請ふ、公乃ち外島義直、廣澤安任をして之を率ゐて扈從せしむ、彼等一定の



服装に大刀を佩び、状貌雄偉見るものこれを畏る、此行將軍家汽船に駕して紀州に赴き、加多和歌の浦より淡路を過ぎ、明石を経て兵庫に至り、時々徒歩す、至る所民人歡喜してこれを迎へ、或は父老涙を垂れて、大城城代の行装にだも及ばずといふ、亦以て其勞を想ふべし、既にして大坂城に還り、有司を淘汰し、金二萬兩を賜はりて市民を賑し、又先に因幡藩天保山の守衛を、土佐藩堺の警備を罷めんことを請ふを以て、將軍家二藩の重臣を召して、時勢の急要を諭し、二藩重臣之に感奮して遂に其請を止む、且近畿譜代の諸藩を糾合して、攝海の警備に充つる等處分粗定る、時に朝廷姉小路公知朝臣を遣し、將軍家に尾して攝海近傍を巡視せしむ、蓋し將軍家下坂の後、旗下の脱士朝倉幸之助、密に堂上家に出入し、關東の密事を告ぐと稱して種々の妄説を吐く、中に將軍の攝海を巡視するは、其實これに托して東歸するなりと、諸公卿之を信じ、急に公知朝臣を遣し、これを抑留せしめんとせられしなり、將軍家巡視を畢り、大坂城に還るに及びて、公知朝臣亦大坂に來り、次す、其館伴の人に向ひて、將軍來りて予を訪はるべきや、予先つ往いて將軍を訪ふべきやと問はる、當時堂上の倨傲にして、幕府

を蔑視する概ね此類なり、尋いて公知卿登城して謁見せるに、將軍家親しく其勞を慰し、猶他に巡視すべき所あり、貴方共にすべきかとありしに、公知朝臣これを辭して歸京せらる、蓋し將軍家の輕装にして其難險を冒すを聞いて、これに伴ふを欲せざるなり、其怯懦も亦概ね此類なり、

初め將軍家下坂あるや、殿下及び傳奏衆より、我公に示さるゝ所、往々猜疑に涉り、意外の事多く窃に其所以を究むるに、彼朝倉幸之助の欺罔に出でたり、時に幸之助又近衛前殿下に入謁して、將軍家東歸の由を告ぐ、因りて前殿下書を裁して、幸之助に托し、下坂して將軍家を抑留せしめんとす、慶勝卿前殿下に謁して、具さに幸之助の身上を明かし、尊貴の近づくべからざるを諫む、前殿下大に驚き、直ちに人を馳せて托する所の書を收む、我公乃ち町奉行に令してこれを捕へしむ、會ま彼れ近衛家に詣る、其衣服の美、僕從の員等頗る僭上を極む、町奉行の同心等之を歸路に要して捕ふ、國事參政寄人等の公卿之を聞いて大に憤り、即ち傳奏衆より、我公及び慶勝卿へ書を寄せて、朝倉幸之助は前殿下親書を托して、周旋を命ずるものなるに、恣に之を捕ふるは何ぞと、これを詰り并せて



其放釋を求む、我公亦書を以て、朝倉幸之助は幕府脱籍の者、今や禁を犯して京師に闖入す、其罪一、自ら身上を偽り高貴の門に出入して、朝威を憚らざる、其罪二、僭上の服器儀従を用ゐる、其罪三、幕府の罪臣猥りに輦下を徘徊するは、天朝に對し恐悚に堪へざる所、諸公亦彼如き罪臣に旨を授けて、なさしむる所あらんとするは失體の甚しきなり、依りてこれを捕へて、典刑を正さんとすと答ふ、慶勝卿答ふる所亦同じ、且朝議將軍の去留に付いて、苟も危疑する所あらば、慶勝不肖と雖も將軍輔翼の職に在り、命あるに於ては、必ず叡慮を貫徹せしむべし、然るに反りて無頼の徒に依頼あるは、貴意抑、如何、或は慶勝を以て事を托するに足らずとなすかと、これに依りて過激の堂上輩、又一言の抗するなく、事即ち寢む、

石清水行幸は眞の叡慮にあらずし事

是月<sup>四</sup>二十三日主上宸翰を中川宮に賜ふ、其大意は前月石清水行幸は、過激の公卿等強ひて奏請ありしを以て、御惱あるにも係らず、枉げて之に従ひ給へり、然るに頃日御親征の説ありと、聞こし召さる、是れ決して叡慮にあらず、依りて宮の御計らひを以て、此際國事係參政寄人等を廢して、過激の朝議を一掃せん

事を御依頼あらせられたりといふ、吁、畏くも恐れ多き事の極みといふべし、五月二日に至り、尾水兩卿の書京師に達し、償金を英國に與ふ可きの件、關東に於て議決したるの報あり、

英艦一條に付諸有司共段々申合候處一體生麥之事は、全別事に有之攘夷應接と相混候ては、曲直名義之筋相立不申候に付、英國へは償金差遣し、然る上拒絶の談判に取懸候筈評決相成申候償金之儀兼ての見込とは相違仕候得共事情不得止慶篤へ兼て被仰出之御主意も有之大樹よりも外夷所置振之委任被致候事に付、臨機の取計仕候段宜御推察被成下置候様奉願上候<sup>四月廿八日</sup>

日附關白殿下宛兩卿連署

然るに殿下を始め、實美卿一派の人々、大に怒り、翌三日幕府に左の命を傳ふ、英夷申立償金之儀、尾張大納言水戸中納言以取計叡聞候右償金之儀者御許容難被遊旨先達て御沙汰の次第も有之候處事情不得止臨機之取計とは乍申不容易事柄勅意に相背候取扱方如何に被思召候間、幕府處置振言上可有之候兼て被仰出候外夷拒絶之儀、彌以無相違叡慮貫徹候様屹度應接有之候



様御沙汰候事

右の嚴命關東に達するや、徳川慶篤卿は狼狽して、左の書を殿下に送る。

生麥一件に付償金出候筈にて尾州初役々一同評議仕候處於京師は指出不申方宜との思召に付償金は一圓指出不申候様決定に相成候間此段宜敷被仰立被下候様奉希候五月七日附

五月十一日將軍家二條城に還り、十八日參内あり、徳川慶勝卿我公老中板倉勝靜朝臣等之に従ひ、具さに攝海警嚴の概況を上奏す、時に傳議兩奏國事參政等の諸公卿、關東攘夷決行の報遅々するの事由を詰る、先きに十六日傳奏衆書を以て、慶勝卿に外夷拒絶の事は月十日を以て期限と定めしに、未だ其報告なし、速かに促すべきを傳ふ、故に是日將軍家參内を時として、これに迫れるなり、慶勝卿既に急使を以て、之を促す事再三に及ぶ、猶遅々に於ては、將軍急に東下して決行すべしと、答へしに、諸公卿大樹の去留に付ては、今議するに及ばずと、又迫らず、蓋し將軍家の東歸は、叡慮にあらざるを以て、其去留を廷上に議するを得ざりしなり。

翌二十日に至り、江戸の報京師に達し、償金三十萬兩を英國に支拂たるを告ぐ、我公忠精朝臣勝靜朝臣等と、參内して之を奏す、其大意は、

償金三十萬兩之儀決て不遣様精々被仰下候處小笠原圖書頭以一存去る五月九日於横濱差遣候儀是迄度々厚御差留被仰下候處右之次第故尊慮之程何共恐入且不都合之儀は飽迄承知仕候得共能々無據事と御察し可被遊候尤圖書頭不少見込も有之由申居候事且三港拒絶之應接去る八日圖書頭可及應接之所不致面會夫れ故書狀殘し置き申候

右自關東以書狀申越候

公等又前書に副書して曰く、

前件之次第對天朝申譯無之何共深恐入存候此上は老中歸府應接致候ても迎も難及大樹自身小田原驛迄罷越奸吏共相討し一橋水戸等呼寄關東之情實篤と聞正し候上急速攘夷成功可奏上何分にも大樹自身發向相願候事抑々償金の件と、通商拒絶の件とは自ら別問題に屬し、彼に償ふ可き相當の義務あらんには償ふて、而して後拒絶の議を提出す可きなり、過激の堂上等、此見



易き事理をも顧りみず、朝議遂に償金を支拂ふを幕府に許さず、遂に長行朝臣等をして、違勅の處置に出づるの止むを得ざるに至らしむ。我公等爰に至り、公武の一和を謀るには、過激堂上を斥るの外、道なきを歎息するのみ。  
二十日夜初更の頃、姉小路右少將公知朝臣朝を退き、朔平門外に至りし時、突然三人の賊出で、之を害す。從者留りて賊を防ぐ者僅に一人、他は皆遁走す。賊刀及び木履を捨て、奔る。其刀を検するに薩摩鍛工の鍛ふる所刀装亦薩摩藩士の多く佩用する所にして、且柄頭に藤原の二字、縁に鎮英の二字を金にて嵌入す。木履の製作亦薩摩藩士の好みて用ふる所なり。少將年壯にして、伶俐辯才あり、學習院に出る堂上數人ありと雖も、之に及ぶもの少なし。故に浮浪の徒多くこれに歸し、三條實美卿に次いて名聲噴々たり。是夜三條實美卿の邸門に張紙あり、姉小路少將に同意し、公武一和を名として、其實天下の騷亂を企つ、依りて速に退職せざれば、天誅を加ふべしと書せり。蓋し浮浪の徒等、故らに實美卿を激するの手段なり。我公これを聞いて大に驚き、家臣を派して、公知朝臣暗殺の賊を搜索せしむ。又傳奏衆諸藩に左の命を傳へて九門を守らしむ。

清和院門	土州	寺町門	肥後
堺町門	長州	下立賣門	仙臺
蛤門	水戸	今出川門	備前
乾門	薩州	中立賣門	因州
石藥師門	阿州		
禁門			
南門	薩州	建春門	米澤
朔平門	奥平	唐門	會津
清所門	所司代	准后門	所司代

昨夜於朔平門邊姉小路少將及傷之儀有之甚以不容易候間右九門今晚より固之儀人數之儀者相被仰付候

我公左之書を上る。

此程御築地内狂暴之所行致候者有之御場所柄と申不憚重貴絶言語候次第に御座候就而者九門等夫々御固被仰付候處兼而御所並御築地内共御警衛



向御手薄に奉存候是迄も爲御警衛人數差上置度愚考仕居候處當職に罷在此度之儀出來仕候而は寸刻も不安奉存候間御所内御築地内へ人數差上置度候間此段御聞置被下度仍而は右差置候御場所至急に御差圖被成下度奉存候

但御所内相應之御番所御貸渡被下御築地内之儀學習院歟白川明き御殿に而も拜借被仰付被下交代爲致度奉存候以上五月廿二日

爰に於て水戸藩の守衛を免じ、蛤門及び唐門の守衛を我藩に命ず、初め我公上京以來黒谷に館し、禁闕を距ること遠く、緩急に應じ難きを慮り、禁門附近に我兵を置かんことを請ふと雖も允されず、こゝに至り始めて九門内に我兵營を置くことを得たり、越えて二十五日深更傳奏衆坊城俊克卿命を我公に傳へて、薩摩藩田中雄平及び仁禮源之丞を捕へしむ、蓋し鎮英は雄平の實名にして、彼刀亦雄平常に佩ぶる所と、同臭のもの密に訴へ出でしに依りてなり、我公即ち士卒を遣し雄平等を捕へ、之を町奉行に命じて監禁せしめ、外島義直を俊克卿の第に遣す、俊克卿我藩に囚人を預らしめんとす、義直守護職は斯る徒を預る

べきものに非ざるを陳じ、以て町奉行に致す、時に薩摩藩邸留守居役内田仲之助後政馳せて我營に來り、雄平等を捕へし事由を詰り、辭色頗る勵し、外島義直徐かに事勅旨に出で、且つ之を捕ふる一に士道の禮を以てせしを告ぐ、政風慚懼厚く謝して去る、蓋し彼れ我藩士の、或は疎暴の行爲ありしかを疑へるなり、翌日傳奏衆我公及び上杉齊憲に、雄平等を糺問すべきの命を傳ふ、我公乃ち罪因を糺問する固より其職あり、守護職は輕々敷斯る事に預るべきに非ず、又上杉齊憲朝臣は京都參勤の一諸侯のみ、宮門守衛の如きは當然の任なりと雖も是亦訴獄の事に預るべきに非ずと、これを受けず、當時堂上の輩、事體の輕重を辨せざる概ね此類なり、是夜雄平自盡して死す、これに依りて薩摩藩、乾門の守衛を罷められ、且其藩士の九門内に入るを禁ず、是より平素薩摩藩と協はざる、堂上を始め下浮浪の徒に至るまで、之を厭惡すること甚しく、爲に中川宮嘗て薩摩藩に依頼ありしも、こゝに至りて亦嫌疑を避けて一人も其邸に入るを許さず、薩摩藩の聲望殆ど地に墮つ、

六月二日我公召に依りて、參内せしに傳奏衆、忿忙として勅旨を傳へ云、老中小



笠原圖書頭朝長臣行決する所ありて、俄に汽船にて上京すと聞こゆ、急ぎ兵士を發して之を留むべしと、言辭反覆頗る周章せり、我公これを恠しみ、先づ其決するとの意義を反問するに、死を決して京師を侵すの意なり、我公笑ふて圖書頭を留むるは一价の使を發して可なり、決して多衆を要せず、且圖書頭敢て命を拒むものに非ずと啓す、然れども其事曾て幕府諸有司の知らざる所なるを以て、其事由を推し、に、傳奏衆其知らざるといふを疑ふもの、如く、恠然として辭色穩ならず、我公又これを究むるに及ばず退朝す、幾許もなく江戸の報告に接して、其顛末を詳にせり、そは初め尾張大納言茂徳卿江戸城留守たりしに、攘夷の勅旨下りしより、府下の人心恟々として之を鎮靜するも成らず、且英國軍艦横濱に來航して償金を要求し、これが決答を促す事頻りなり、依りて幕府は將軍家の東歸三月中といふを以て、これが延期を求む、既にして四月朔日英國公使書を贈りて、將軍家東歸遲延に於ては、これを待つ能はず、速に決答を聞かんと迫る、外國奉行竹本甲斐守等横濱に至り、彼に應接し將軍家未だ遽に東歸に至らず、故を以て償金の事決する能はざるを述べ、彼大に怒り、此上は直に薩摩

に往き、生麥の仇を復すべし、但し償金は速に政府より之を受けん、若し肯せざれば兵器を開かんと、竹本等懇諭再三、僅に數日を延べて江戸に歸り、之を啓す、時に徳川慶篤卿攘夷の勅旨を奉じて東下せるを以て、これを慶篤卿に謀るに、卿亦如何ともなすこと能はず、依りて徳川茂徳卿上京して、將軍家の旨を執らんと、蒼皇として途に上る、前大納言慶勝卿京師にあり、之を聞いて大に驚き、家臣を遣しこれを途に止む、茂徳卿病と稱して名古屋に歸り又出でず、而して英國の督促益酷しきを以て、留守居の老中松平豊前守信篤朝臣、井上河内守正直朝臣等其處置に苦み、病と稱して出でず、爲めに老中の登城なきこと數日、慶篤卿止むを得ず、老中と謀りて、太田備中守資功の父隱居入道道淳備後守資を起治朝臣として老中となすに至る、會ま小笠原長行朝臣東下して、外國の事に當る、尋いで道淳朝臣罷む、長行朝臣償金拒絶の勅旨を銜みて東下するや、是より先老中の人々英國の要求に對して議論紛々として決せざりしが、徳川慶篤卿東下し、尋いて要求を容るべきの議に決せしを以て、其旨を通牒したり、後數日にして長行朝臣東下し、これを聞いて其早計に失せるを難論するも及ばず、尋いで後見



職東下の途次より人を馳せて、五月十日以前に於て、諸外國と通商拒絶の商議を開始すべきを命せらる。因りて長行朝臣自ら之に當らんとし、先づ三港通商拒絶の通牒を調へ、松平信義朝臣以下同列の連署を求む、同列其成らざるを痛論して之に應せず、依りて長行朝臣獨名にて、勅旨に依りて三港の通商拒絶の旨を通牒せしに、諸外國公使敢て應せず、英國の如きは之に對して、日本は不信不義の國なりとして更に日を期して償金の受領を迫る。因りて長行朝臣横濱に至り、外國公使を引見して共に商議せんと求めしも、彼等不信不義の人見るに及ばずと敢て出でず、長行朝臣已むを得ず、先づ償金を與へて信義を示し、然る後商議せんと決し、書を英國公使に贈る。英人猶出でず、長行朝臣遂に償金を英國人に交附し、尋いで外國奉行井上信濃守、目付向山榮五郎後ち華人正と稱し、維新後黄村と稱す、水野癡雲等を率ゐて、海路西上して償金交附の始末を上奏せんとし、途に上る、井上等三人は當時有爲の材、之と共に上京せるは、外國交際の範例より宇内の大勢を詳細に陳述し、死を以て之を争ひ、大に局面を一變せんと欲せるなり、後見職長行朝臣の決する所あるを察して大に驚き、書を裁し、水戸藩士梅澤孫太

郎をして、之を齎して密に鷹司殿下に呈し、後見辭職の意を致す、其書に云く、拙書奉拜啓候向暑之節に御坐候得共、益御清安被遊候由、恐悅之至奉存候然者、私義不肖之身分當職罷在奉恐入候間、御免相成様内願之趣、先便大畧奉申上候處、攘夷之儀被行兼候意味合並御地出立後昨夜迄之事情、左に奉申上候。一、去月廿六日御地出立仕候廿六日熱田に着仕候處、目付堀宮内と申者上京途中同所へ着仕候に付、江戸表之模様並償金之儀相尋候處、償金相渡候方に致評決候由申聞候私儀、大に驚愕仕右者兼々御所へ申上げ之趣も有之。天下へ布告に相成候義に而、今更變改致候義は、不相成次第右様致評決候は、定て江戸表に而之取計に可有之と推察仕候間、償金決而遣申間敷旨相認、江戸表老中一同へ荒々申遣候得共、猶不安心に付、彌以償金遣間敷拒絶之應接早々取懸り可申、尤一日も早き方可然旨相認家來へ口上委細申含濱松宿より大急便を以て圖書頭方へ申遣候得共、返書到來不致候間、心配仕去八日神奈川宿通行之節、同所奉行淺野伊賀守山口信濃守呼出し、英夷之様子相尋候處、兩人申聞候者、當月三日償金相渡し可申旨證書迄先月中



英夷へ相渡置私旅中より申遣候兩度之差留有之候に付三日當朝に至り  
 俄に償金遣す間敷旨圖書頭より兩人迄差留申越候依之償金渡兼候趣奉  
 行共より英夷へ及談判候處英夷殊之外立腹致候一旦證書迄差贈り候儀  
 今更變改致し候は甚以不信之至此上は存寄有之候間最早閣老に而も誰  
 に而も面會不致申切戰爭取懸可申體に付佛朗西人を頼み當時談判中之  
 由申立候間左様に而は償金相渡申間敷旨申付候處左候は、今晚にも必  
 戰爭相始可申戰爭相成候節は私共より相渡不申候共必差遣し候もの出  
 來可申旨申し取合不申候拒絕之義も手強之應接可仕旨爲申聞候處兩人  
 怒色相發し如何成る譯に而私攘夷之御請致し歸府仕候哉と種々及評論  
 候故御趣意之委細相咄此度は是非共攘夷不被遊候而者第一將軍家御請  
 之證も難相立職掌へ對し不濟次第且將軍家身之上之事も熟考可仕旨段  
 々爲説聽候處將軍家之儀は如何様相成候とも皇國之御爲には難換旨申  
 張り是亦一向取合不申却而兩人申聞候者強而攘夷を主張致候は、私儀  
 刺客之害に逢可申杯申聞餘り不審之事に存候處圖書頭上京致候由に而

既に出帆致し未だ此邊に居可申と兩人申聞候何故上京仕候と相尋候處  
 子細は不存候得共償金之事にも可有之哉と申聞候跡に而承り候得者圖  
 書頭償金獨斷相渡候由此日神奈川着者八時之事にて問答中七時過相成  
 候間兩人共先爲引取申候一體九日着之積に御座候處江戸表之様子如何  
 にも被案思候間川崎宿より乗切に而近習計召連同夜四時歸着仕翌日登  
 城之上老中並諸役人一同面會御趣意之趣委細申聞拒絕之義是亦具に爲  
 申聞且大樹御請申上候次第並私へ全權被授候證書迄内見爲致候得共諸  
 役人一同皇國之御爲不相成候故御請難仕旨一同申述候間天勅君命に相  
 背候様當可申と再應申諭候處攘夷之義御爲不宜と奉存候故御請不仕候  
 得共是非共攘夷被遊候は、夫は別段之事と答候迄に而取合候者無之候  
 一體老中を始め諸役人何故歟此間中より引込多殊により候得者登城一  
 人も無之日も御座候由右不審と存じ短氣に議論不仕先づ其日を退出仕  
 候其後風聞承り候得者諸役人之内私心底を疑ひ候者有之種々取沙汰仕  
 候由又承候得者私禍心包藏仕候故攘夷を主張仕候由大嫌疑を生じ候説



も御座候由又度々於横濱人拂之應接有之候故姦計有之と申風評も御座候由に而有志のもの共痛心仕候由承及申候素より雜説に候得共諸役人心底は分り兼候間先づ圖書頭横濱より呼戻し諸役人一同申立之品も有之候間長崎箱館之義は先づ差置横濱鎖港早々可及懸合旨爲申聞候處其儀は兎も角も圖書頭に爲任置私儀は重大至難之攘夷御請仕候得共當時之形勢開國論に無之候而者不相成候間早々上京建白仕候様老中並諸役人舉而申聞候間左候は、夫々存寄見込之趣委細書面に相認め差出可申右之書面を篤と熟考之上尤之次第に候は、上京言上可致候間早々差出可申旨申渡候處書面差出候儀は迷惑の旨一同申聞候間左様之節は有之間敷右書面早々差出可申旨嚴敷申諭承知爲仕度及催促候得共十二日より今日迄書面差出候者一人も無之候右者如何なる次第に候哉畢竟私を疑候故に候哉と奉存候私儀先年以來嫌疑之際に相交甚以痛心候得共誠以天恩身に餘り候身分窺慮貫徹仕候様乍不及心掛只今當職に罷在候得共前文之模様故攘夷之儀は先づ差置人心鎮定之處も深々心配仕候次第

に御座候依之先便奉申上候通何卒當職御免相成候様偏に奉懇願候出格之御垂憐を以内願之通被仰出候は、實以大幸奉存候右奉申上度如此に御座候誠惶誠恐頓首再拜

五月廿五日

慶喜

殿下

別紙奉申上候本文之趣委細梅澤孫太郎へ申合候事に御座候又餘に認兼候風説等は同人より御承知被遊候様奉願上候謹白

五月廿六日

同時孫太郎へ慶喜卿の命せられし件同人の心覺の件々

- 一 小笠原公威力を以て公卿方を取締候積に而歩兵千人程既に道中に在り
- 一 神奈川奉行橋公へ申上候事
- 一 小閣老京師よりおかしな書付來候とて取合不申公卿方首刎云々
- 一 小閣老上京之義は攘夷を破り開港説を申上右御聞濟無之節は公方様を御連御歸府取計候事



- 一 關東申立通り出來不申候節は御所へ火を掛け公卿方を縛し候積云々
- 一 長薩へ軍艦差向け京師を屠候事
- 一 小笠原獨斷償金相渡候事且又同人一人に而夷人と應接に及候事
- 一 一橋公天下を奪候底意有之と申觸候事
- 一 若老酒井飛驒爲引籠候様二條城より御沙汰有之候處小笠原閣老大立腹に而其儘爲勤置水野癡雲一同乗船致し京師へ罷越候様申觸此節横濱に滯船致居舟中へ政府を開き人撰等之評議有之由
- 一 小栗豊後藥師寺等罷出候風説有之候事
- 一 獨公ひさり公にて慶喜卿を指す鎖港説を唱ひ御下向なれ共關東には無之而は右等之徒を掃除して萬世永久之交易を結故夫迄は鎮靜致吳候様夷人へ小閣老より談有之候由

已 上

右の書中長行朝臣上京し、兵力を以て朝廷を壓せんといふは、是時攘夷決行といふを以て、幕府の歩騎兵等數隊、將軍家從兵の少數なるを危ぶみ、守衛の爲續

々西上せるを附會したるなり、蓋し水戸藩士の此言あるは、曩きに慶篤卿書を鷹司殿下に呈して償金を與へず、攘夷を決行すべきを報せしを以て、殿下直ちにこれを上奏し、且公卿一般に公示ありしに、長行朝臣東下せるや、慶篤卿これに反して、既に償金を與ふるの通牒を英國公使に致せしを以て、長行朝臣これを責むる事頗る勵しく、後見職東下するに及びても、亦屢々これに抗す、而して兩卿共に勅旨を實行せず、言の謝すべきなきを以て、遂に書を殿下に呈して後見職を辭し、并せてこれに及びしなり、されど幕府に對しては深く秘せるを以て、我公及び老中の人々も初め此事情を知らず、大に怪しみたる所以なり、さるにても慶喜卿身將軍家の後見職に在りながら、幕府の顯職しかも有爲の士が至當の處置をなせるを、反りて取るに足らざる浮説を條陳して、これを朝廷に讒誣せるが如きは奇怪の極と云ふ可し、又堂上の人々も、平素好みて過激の議論を喋々するに似ず、斯る風聲鶴唳の如きにも周章狼狽せるは、殆ど兒戯に類すと雖も、是れ長袖者の常套深く咎むるに足らざるなり、後長行朝臣が我公に送れる陳情の書を見れば、其事實慶喜卿の云ふ所と、其趣を異にするに似たり、



其書に云く、

一償金不得止次第有之以獨存差遣候始末申上候様奉畏候右者最初者尾張殿水戸殿より先償金差遣候上に而攘夷之應接に取懸り候様度々被仰聞候得共夫に而は甚御不都合に付縱令償金遣候に致せ先一應者攘夷之應接仕候後に無之候而は不宜旨遮而申上候處然らば證書計に而も先遣置候様強而被仰聞候間是以不宜旨再三申上候得共御聞入無之其外豊前守殿河内守殿も是非差遣候様被申終に豊前守殿私連名之證書丈け差遣候然處四月廿二三日頃之事と奉存候彼より四萬ドル丈先御遣被下候様願出候に付又候是非遣候様尾張殿水戸殿被仰聞其外滿朝不殘遣候様申聞實に喧事に御座候然るに私一人不承知申張候に付既に寺社奉行坏者私前に詰掛け大議論仕漸之事に而差押へ其日差遣候見合相成候得共尾張殿水戸殿大に御立腹何れも立腹之様子に御座候其後水戸殿より償金は決治定候趣京師へ被仰上候由跡にて承知仕候御引込迄は右之義は私に御一言も伺不申候 其後も日々償金遣不遣之論のみ烈敷既に五月四五日頃と相覺候償金之儀者暫差延一先攘夷之應接致

度面會之儀英之船將へ申遣候其節之書翰は豊前守殿河内守殿御連名者堅く御斷に付無據私一名に而書翰差遣候處最初遣候證書最早本國へ相贈候間日延之儀何分承引難仕旨のみ申出應接日限之義は更に答も無之甚當惑仕候間先其儘に致置候尤是は私少々不快に而引込中之事に御座候證書本國へ相贈候儀は四月廿二三日頃菊池伊豫柴田貞太郎横濱へ參候節軍艦にて護送仕を隨に見請候旨其頃兩人より申出有之候 其後三港拒絶之儀被仰出候に付早々右應接に可取懸所一橋殿よりは五月十日前に而も應接に取懸り候様御旅中より被仰越候得共武田耕雲齋何分不承知に而十日後に無之而者御不都合之旨強而差留候間一旦者其意に任せ應接見合罷在候處私儀折角應接御委任も有之候事一橋殿御着前一應接も不仕候而者不相濟義と心付候間横濱へ罷越面會之義申込候處斷に付猶又再三申込候得者何分承引不仕其頃は最早償金之儀杯は一言も不申只々日本者不信不義之國とのみ申居既に各國よりも觸流し候哉の趣承候是者全最初之證書中償金相渡候日限迄殆ど相認有之候處追々延引相成候故右様の惡評申ふらし候事に御座候是迄日本者信義を貴候國と



申事遠く萬國に被稱是則吾國東海中に屹立して未嘗て人に屈せざる所以に御座候然に今度償金之一條より無上之惡聲を蒙り被致賤惡候事此上之國辱は有之間敷殘念至極奉存候且面會不致と有之候而者差向御差支に相成候夫も曲彼に御座候得者聊頓着不致候得共前文之次第故無據五月九日償金相渡候者私獨存之差圖にて取圖候得共元來者衆議不得止次第に御座候扱同時に近日可及應接段以書翰申入候處以之外激怒之返翰差越し當惑仕候折柄一橋殿より極々秘密之御使として井上信濃守を被遣償金者早々差遣し直様英艦へ乗込各國へ使節として罷越候様被仰候得共御主意も篤と不相辨うかと罷越兼候趣申上候處猶又御使に而早々歸府仕候様被仰下候間即刻歸府仕候仰償金相渡候義衆議不得已任其意候得共一橋殿御沙汰之品も有之候間此上取戻方も可有之歟と種々碎肝膽候得共何分にも皇國を不信不義之國となし候而者右に難換御國之御不爲と存候間輕重厚薄を熟圖仕り無據及差圖相渡候事に御座候右者償金差遣候手續大略如此に御座候併是は極々の大略に而委細之義は口

上に無之而は難盡候間右等之意味合宜敷御推察奉希候尤金川事情丈けは淺野伊賀守へ御尋御座候は御分り可相成哉に奉存候○長行朝臣の此  
る所あり

一 押而上京之上攘夷之叡慮可反と相巧候儀と御疑惑有之候に付委細申上候様奉畏候右者一橋殿御着府之上御目通被仰付種々御談判御座候内償金之儀遣候者上京致候而其次第申上候様度々被仰聞猶役々へも被仰聞候尤一橋殿にも御上京可被成趣に御座候間私義も其節御付添へ上京仕候心得に罷在候處其後一橋殿御不快にて御發途追々御延引相成且者最早御解職御内願も御差出に相成候由乍去御上京御差止と申儀は未暇と者不被仰出候得共右之次第故追々御延引に付而は償金之義申上も彼是遅く相成候に付私儀早々上京仕償金之義并に一橋殿御上京御延引之次第等申上候様猶一橋殿へも一刻も早く御上京之儀御勸め可申上趣豊前守殿河内守殿其外役々も申聞則上京の御達も御座候間御請申上候處折惡敷少々風邪氣にて即日日出立難仕右故一橋殿へ御吹聽御暇乞も遅滯仕



候得共可相成者自身罷出度と養生一向に取紛居候内少々快方罷成候間不取敢無理々々發途仕候次第に而何分御暇乞に罷出候間合も無之依而兼而被仰聞候通り償金手續言上之爲上京被仰付候に付不快に者御座候得共今日推而發途仕候何分御暇乞に罷出候間合無之奉恐入候段相認以使者申上上途仕淺野伊賀守其外爲乗組可申爲め金川へ罷越居候處一橋殿より上京之主意猶又御尋故委敷申上候處終に御會得相成勝手次第上京仕候様被仰聞候間金川出船仕候尤發途之砌差上候書狀未相達内御使被下少々御張込様之義も御座候得共是は全行違に而暫時御了解相成候扱大坂より上陸橋本迄罷越候處私上京御差留之義承知仕候得共同所は小驛にて不都合之事共有之淀者僅一里之事故淀迄罷越差扣愼罷在候義に而元より抑而上京仕候宿意者全以無之御推察奉冀候攘夷之義聊違背等仕候所存は毛頭無之候得共處置之緩急に寄り無量之利害得失を生じ實に皇國之御安危永世之御榮辱にも相拘り候義聊心付候事も有之候間償金之事申上候序公方様へ言上仕候心得に御座候不肖之身分重き御役

柄をも相勤居心付候儀言上不仕候而は不忠之極無此上大罪と奉存候尤御取捨奉上に被爲在候事故只々猷芹之微衷を盡候のみに御座候乍恐奉對御所彼是建白ケ間敷義仕候心底者最初より更に無之候攘夷の叡慮可反と相巧候義と之御疑惑者誠に存も不寄義實に以奉驚入候畢竟叡慮を奉戴仕度至情より愚意をも奉申上度存込候外他事無御座候赤心之段偏に御諒察奉願上候謹言六月十日

今長行朝臣の陳情書を慶喜卿の書と對照するに、井上信濃守密使の件等に於て、相齟齬する所あり、其何れか眞なるを知らず、今は只兩氏の手書を掲げて疑を存するのみ。

是より先き、鷹司殿下後見職辭職の書を得攘夷の行はれざるを見て憂慮措く能はず、先づ近衛前殿下に謀りて、傳議兩奏及び國事係の諸公卿に示し、且これを天聽に達す、朝議此上は將軍家速に東歸ありて、これを決行すべきに一決す、されど叡慮將軍家の東歸を安んぜず、密に宸翰を近衛前殿下に賜はり、將軍家を東歸せしめずして、攘夷決行すべき方策を求めさせらる、前殿下これを徳川



慶勝卿及び我公に示して、叡慮を傳へらるゝこと左の如し、

一一二

唯今は一封何も落手候今日關白殿下と對話之趣申入候半と存候處何も承り候實以て不容易形勢大苦心に候今日關白申入之儀は頓と無致方候水戸家來男也來臨段々目代を辭する事一橋義段々後見職辭退之儀も申談話之處へ老中兩人來談話之事に候尾州も此上は迎も御請不申旨何分老中迄趣意違候間輔翼之詮無之旨段々申入候由此間も右府前關白中川宮内府左大將等集會に而評議之模様も承はり先々其邊ならば又々議奏も評議に可拘と内實は樂み居申候て内々前關白へも以書狀往返致居候所姉小路一件に而薩人は一人も九門内へ入候事無用と嚴鋪相成候て是亦各熟計盡候内實に困り入り候と申話に候其後議奏四人召評議にて三條一鼻立言上と申次第にて今日老中參内にて一橋水戸との處何と無辭職大樹輔翼之模様々申聞け候次第大樹には彌東下之事今日内意にて凡來月二日暇參内と粗治定之事迎も々々此上は予力無と申外無致方悲嘆不過之候尾州之處も承知無哉なから今日一應召候様不參なれば成瀬召寄今一段之處可申聞候と申候

處三條は尾州を捨物に致居候様子に見請候先申付候へ共其後之處如何哉只今は未だ不參候何分右之通薩人も禁制に相成甚以六ヶ敷事より外他無候尾前大にも盡力頼む之外無之何分に大樹今少し留め置き一和にて攘夷祈所に候也

五月二十九日

叡慮右の如くなるも、朝議既に將軍家の東歸に決せるに因り、左なきだに歸心勃々たる幕府の有司等機失ふべからずと、遽に東歸を促して又他を顧みず、我公叡慮の在る所を説いて、切に有司の人々に將軍家の滯京を勸むると雖も、敢て之を耳にせず、會ま小笠原長行朝臣西上の事、一時朝廷を驚かし、を以て幕府の有司等、將軍家下坂ありて、之が來意を訊問し、其輕忽を罪し、更に上京して、其顛末を上奏し、然る後東歸して攘夷を決行するに決し、六月三日將軍家參内、此由を上奏し、八日二條城を發して大坂に往く、是に於て、我公幕府有司等の將軍家更に上京すべしといふも、元來一時の口實にして、事の結局は東歸にあるを察すると雖も、亦如何ともなし難く、而して朝議攘夷に銳意なるを以て、反り

一一三



て將軍家の東歸を喜ぶ、獨り叡慮はこれに異にして、徳川慶勝卿を東下せしめて攘夷の事に當らしめ、猶將軍家を輦下に留めて、公武一和の實を擧げさせしめんと、近衛前殿下に宸翰を賜はりて、これを謀らしむ、前殿下即ちこれを慶勝卿我公に示し、叡旨を體して將軍家の東歸を止めしむ、我公乃ち家臣小野權之丞、松坂三内に旨を授けて大坂に遣し、有司に建議せしむ、宸翰如左

扱關白に唯今面會様子考候處關白之口振に而は尾州之申條ツケわるき方に而も無之實は私も滞在し方宜敷と存候得共三條徳大寺兩中納言其外參政之處不承知中々申出し候ても採用不成と申居候是事工合ならば先々關白之心は宜敷や乍去むらゝ致候關白之心故不<sub>レ</sub>一定候其節申居候は尾州大申候には何卒御直に申入叡慮も何度と申居由申候間是こそ寔に予の所望當時勅諭之と申而眞實予の心頓と不貫徹中妨に成候間兼而むらゝ存居候處故尾前大と直對誠に好む所に候乍去嚴重之場所にて各列座にては迎も十分に不成候間非常之沙汰にて頓と差向ひ關白中川其公共ならば十

分に予の心底申度と申居候關白も隨分に被<sub>レ</sub>存候様子ながら迎も議奏參政など不承知申立候事と申居られ候是は左も有べき事に候何卒其公深勘考に而先内之掃除議奏<sub>徳大寺三條</sub>參政と此處にて引しめ而篤と熟談は不成哉又引すきみにて無之は長土之兩藩尻押致さぬ様手段にて次に一向尾州之同志之者と各強情の堂上を引付候手段は成間敷哉何卒三郎上京之事並官位推任叙之儀も予も存候へども當時何分不立時節故迎も六ヶ敷と心配候何卒其公中川等同志之輩を御拵にて申立は成間敷哉何分初發よりの予存意此處に而歸府實以不好候へ共無致方候何卒尾州いづく迄も申張候様内々御申遣し予極意は公武眞實一和此處にては滞在又は浪華城成共何分歸府は不好候何分當時權威は下にあり予申出し候儀不立候間苦心不斜候尾州と直談は至極所好と申儀を内々其公より申入丈成頼入存候此段内々申入置候尙又勘考之上可承候又々承候儀も候は、内々申入候事

蓋し是時島津三郎及び薩摩藩士は、姉小路公知朝臣の事ありしより、嫌疑を避けて一時京師を去り、更に公命を待ちて入京せんと請ふ、爾來長門藩及浮浪の



徒等憚る處なきを以て、頗る疎暴を極む、聖上これを憂へ給ひ、三郎を召して守護職に力を戮せ、之を制させしめんと思されしも、滿廷の議論紛然として起り、長州荷擔の公卿等百方力を盡して之を拒む、唯近衛前殿下、二條右府、徳大寺内府、近衛左大將等叡旨を遵奉せんとするも、鷹司殿下及び實美卿等大に之を争ふ、聖上逆鱗甚しく、朕が不徳の故を以て、汝等常に朕が意を拒むとありしも、遂に行はれざりしなり、謹みて此宸翰を拜讀すれば、當時議奏國事參政等の諸公卿所謂過激の堂上中にも、三條徳大寺の兩卿常に朝議を左右し、叡慮を矯めし一班及び過激堂上に對する叡慮の在る所と、并せて公武一和即ち幕府信任の優渥なるを知るに餘りあり、既にして朝廷内命を下して、三郎を召したまふ、

始め小笠原長行朝臣入京せんとするや、老中水野忠精朝臣これを淀に迎へ、其來意を問ふ、我藩小野權之丞、秋月胤永亦我公の旨を齎らし、朝旨を示して入京を止む、長行朝臣其厚意を謝して、來意の如きは親しく將軍家に言上し、然る後死を賜ふも敢て辭せず、但し豫めこれを餘人に告ぐれば、或は流傳して徒らに物議の紛擾を來さんと敢て口を開かず、忠精朝臣亦これを強ひず、權之丞等私

かに井上向山等に其來意を叩く、彼言亦これを詳言せずと雖も、攘夷の遽かに行ひ難きと、諸外國公使應接の情況より外交の通義を概論す、これに依りて聊か一班を知るを得たり、將軍家の下坂を聞くや、長行朝臣即ち下坂して後命を待つ、權之丞等亦大坂に往く、

初め我公小野權之丞、松阪三内を大坂に遣し、幕府萬一我公の建議を容れず、將軍家東歸の事あらば、御袴の裾に取付ても留め奉るべしとの内旨を授く、因りて二人切に我公の旨を陳述して、有司の間に奔走せしが、圖らずも江戸より外國奉行柴田眞太郎後日向守急行着坂ありて、曩に通商拒絶の事に付て、我所置悉く外交の通義に悖れるを以て、各國使臣大に之を憤慨し、我を以て無禮なりとし、目するに不信不義を以てす、加ふるに五月十日米國商船馬關海峽を通過の際、長門藩無謀にも之に發砲したりと訴へ、其償を得んと迫り、萬一遲延して之を等閑に附せば、斷然戰端を開くべしと、事體極めて切迫なるに、府下の市民之を聞て恟々として安んぜず、荷擔して東西に奔る、且旗下有司の輩にありては、台駕久しく京師に駐り、事々に付て威嚴を損するの外、他の得策なく、反りて



本根の紛擾を顧みざるは何ぞと、或は御迎として西上する等、物議日を追うて喧囂を極む、宜く速に東歸ありて鎮靜するなくんば、遂に臍を嚙むも及ぶべからず、言々痛切真に止むを得ざるの状況歴々として目睹するが如し、元來歸心燃ゆるが如き幕府の諸有司、今此言を聞くに及びて何條猶豫すべき、長行朝臣を處置するに違あらず、後事を慶勝卿我公及び大坂城代松平伊豆守信古朝臣に托して、俄に十三日六、瀛船にて東歸に決す、時に權之丞等之を聞いて、板倉勝靜朝臣に就いて之を諫止せんとせしに、疾くも將軍家出城ありしかば、之に追隨して船中に至り、勝靜朝臣に謁して、いふ所ありしも、茲に至て又如何ともなすべからず、僅に陳謝の書を得て空しく歸京せり、兩閣老署名の返書左の如し、

然は今日御東下之儀は昨日委細及御文通候次第不得止事にて御治定に相成候事、今日船中迄權之丞三内罷越心配之趣段々申聞尤之事に候得共、何分今更御見合にも相成兼委細の事情も申聞置候御聞取可被下候餘は東下之上萬々可申上候、前後畧六月十三日附兩閣老署名

尋いて紀州大島港より、兩閣老左之書を贈れり、

從大坂書面を以て委細申上置候通無餘儀御場合に而水路御東下被遊候次第御承知と奉存候然る處段々御承知之通從江戸御親衛之歩兵騎隊等追々上京大名にも阿部播磨酒井若狹永井肥前杯已に上途之趣其餘も罷登候趣右者永々御滯京種々風聞承込御案じ申上候餘り御警衛御迎に出候心得に候得共事情行違圖書頭一同引續に相成候故彼之兵威を以迫候状態にも聞取れ上にも甚以御心配被遊御差留有之候而も逆も止り不申勢ひ多人數上京以前御東下被遊候者一同無是非下り可申上方に御滯在之限りは陸續と出京御所向御疑ひ御辨解甚以御六ヶ敷御暇後國事之重き御因循諸藩へ被爲對候而も不相濟且先頃も申上候長州一條に而横濱夷人共も不穩趣も候得者彼是御勘考被成候ても御東下被成候得ば諸事一旦治り可申との御見据殊に圖書一件も大凡取調も付候事故御東下と相成候次第實に以無御據場合に御座候御家從に托し一封上候得共船中取急ぎ不盡事情候間尙以一書得貴意候此旨前老公勝卿へも可然被仰上御所向之處可然被仰述可被下候尙圖書死刑に至り不申様飽迄御周旋相願候萬々一死刑等相成候而は實



に天下之御政道は相立不申則天朝之御不徳と相成恐入候次第と奉存候其邊は可然御取計偏に奉願上候前後畧六月十四日附兩閣老署名

江戸の形勢右の如くなるに書中いふ所或は疑ふべきものなきにあらずとも江戸人心の紛擾は本根の動搖として幕府諸有司の最も憂ふる所なりと雖も大勢の上より觀察する時は是れ反りて枝葉なりとす何となれば聖上切に幕府に御信任の叡慮なるを以て將軍家亦これを體し京師に留まりて時々天顏に咫尺し奉り益御信任を蒙るに至らば縦ひ過激の堂上等妬心を逞くすと雖も事の施すべき所なからん彼攘夷の如きも三港通商拒絶の商議を五月十日を過たず開始したる上は元より無謀の舉は朝廷の戒めたまふ所なるを以て事兵端に移るまでは自ら順序あり況や外交に於ては素より猥りに疎暴の舉をなすべきにあらざるをやよし滿朝外國を指して夷狄視するも夷狄も亦道あり夷狄のために笑はるゝは國辱これより大なるはなし公武の一和誠に能く熟するに於て幕府徐ろに此理を上奏したらんには聖明必らずや照鑒を垂れ給はん是に於て乎過激の輩物議の紛擾を醸すとも之を處する何の憂ふる

所あらん彼江戸府下人心不安の如きは憂は即ち憂なりと雖も其根原外交の紛亂に出でたるを以てこれが方針一定して彼れ又猥りに我に加ふる所なきに至らば自然鎮靜せん事疑を容れざるなり惜哉幕府の有司眼をこゝに注がず擧りて枝葉に恟々して大勢を挽回することを得ざりしぞ遺憾なる

此時副啓を以て又左の件々委托の命を傳へらる

儲は御所向始御増進之儀中條信より段々掛合取調付候上は伏見まで中

條罷出伺之上御治定相成候筈に申聞候處海路御東下に付ては其儀も出來

不申候間貴所様御覽被成候て早々被仰立候様御取計可被成中兼而御承

知之通浪華城尾張大納言殿徳御守護之儀は被仰遣候得共兎角御不快に

て急に御出之儀御斷に付ては其間は先老公慶浪華へ御出之處御下坂前

も度々被仰遣候得共御斷に付田沼玄蕃頭を以て御使にて被仰遣候事故貴

所様も右之趣意厚く御含み前老公浪華へ御出之儀吳々被仰出候様御願申

候以上

水野板倉兩閣老大坂よりの書狀爰に揭すに我公の返書は



二條御發輿前御取計殘之由に付拙者へ取計候様被仰聞承知仕候事件内援兵攘夷之義に付傳奏より御下の御書付御請取申上其節御所置方一應可相伺之處御取込之節にて伺落申候其後勘考中中條中務大輔義外御用にて参内之折傳奏を拙者へ傳言には過日和泉守へ達置候御沙汰之次第于今布告不相成由已に朝廷よりは夫々御沙汰に相成候儀に候處大樹家より御達無之候而は御不都合に候間早速御運に相成候様被成度との御催促有之候右之勅書此節柄捨置候事柄にも有之間敷候間急便を以て申上候外藩等へ夫々朝廷よりは已に御沙汰に相成公邊に而被仰出無之候而は御不都合に御座候間急に御評議の上御布告に相成候様仕度奉存候尤右は重大の事件故前大納言殿へも相伺町奉行見込も相尋評決之上申上候義に御座候前後副翰呈上仕候然者去る十三日俄に御出帆の御様子大坂へ差遣し候家臣共を申遣誠に以驚愕之至直に早追にて家臣差出候へ共至々極殘情此事に御座候依之御所向御都合深く心配仕候へ共詮方無之罷在其内留坂の御目付より當町奉行へ御出帆の趣通達有之即御届仕置追付水野彦三郎尾州藩士へ爲

御持之御狀相達し委細拜誦仕兎角御疑念も難計候間直様使を以御書狀の儘殿下へ差出候處却而御放快相成候御様子に御座候

一 十四日拙者参内御據無之御東下の次第申上且圖書頭殿一條書付尾公御差出の書付等御同方御申聞に付小子を御同人御差出の譯を以て差出候處篤と一覽の上と申位の事にて相濟申候中今日尾州殿にて承り候には

長州にて兵端も開候折柄御東下も無御據義と鷹司公御話の趣隼人○成瀬朝臣承申候其後尾州殿を御手紙にて中條参り承候には御増祿一條も至

極御都合宜敷様子にて大慶致候圖書一條も同様の由被仰下先以恐悅安心仕候事に御座候右等の事も嘸御心配被成候事と實に御察申上候今日迄は私へ何等の挨拶も無御座候

一 前大公○慶勝卿浪華へ御移之義御進め申上候様之趣委細拜承仕候處俄に御歸國被成度趣にて已に明日は御暇乞御参内と申事承り實驚愕直に前文申上候通今日罷出種々申上候處何分御不承知にて迎も六ヶ敷御様子責て御滞京の義申上候へ共是以尙更六ヶ敷無據隼人へ猶篤と相頼み退殿仕候



重役參殿隼人へ強而申候處兎に角御六ヶ敷隼人も心配の様子に御座候實に小子も不行届の段何共恐縮の至に御座候攝城に御出御座候はゞ大きに心強く御座候處御歸國にては小子も心痛仕候次第に候偏に御憐察奉希候  
前後畧六月十六日附

大島港よりの書狀に對する返書に

尾州殿御事先書にも申上候通り御歸國之思召にて甚だ當惑種々申上候處何分御承引無御座心配仕居候處へ此度の貴書相達已に一昨夜家臣が段々申上候處最早今日は出立と御決心の事故何分六ヶ敷尙昨日御暇乞罷出猶くごく申上候得共不相叶今朝早く御出立に相成申候何共不行届の段御憐

察奉希候  
前後畧六月廿一日附

閣老の書中に云御所向始め御増進の儀とは初め我公上京ありて第一に恐悚の感を起せしは供御の御料薄きと小祿の堂上家窮乏の狀是なり依りて幕府に其増進を建議せしに諸有司素より京師の事情に暗く始め之を以て意外の事となしゝものゝ如く唯一時金帛米穀を獻せんと議ありしも後ち年々米

警七萬俵を獻せんとこれを朝廷へ内奏せしに國事係參政寄人等の堂上之を不足となして斥けたりしかば幕府の諸有司案に相違して又なす所を知らず既にして我公密に聞く所は七萬俵といへども堂上家これを受けん事を欲せしも一二の抗議に壓せられて敢て望を口外する事能はざりしのみ後更に勅を下して堂上一般増祿せしむべしとの議ありしかど少額を斤けて多額を徴せりとの誹を慮りて其事寢むといふ因りて我公更に幕府に年々米十五萬俵を獻納あるべしと建議せしも未だ裁可に至らず將軍家東下ありしを以て今これを裁可して其處理を命せられしなり尋いてこれを上奏して其事決す又浪華城云々に付ては我公直ちに此書を以て切に慶勝卿に勸めしかど卿は疾と稱して遂にこれに應せざりしは我公の書中に記する如し又小笠原圖書頭云々に付ては先に其處置のため將軍家下坂ありしに傳奏衆書を老中に贈りてこれを促す事再三且其官位を停む依りて先づこれを大坂城代松平伊豆守信古朝臣に預け置かれし儘に將軍家東下ありしを以て今此托ありしなり我公乃ち家臣を遣し其上洛の意思を訊問せしに圖書頭を以てこれに答ふ其事



理明白にして毫も罪すべき所なし陳情書前依りてこれを鷹司殿下に呈し、且傳奏衆に就いて救解する所ありしに、幕府尋いて書を我公及び大坂城代に贈りて、圖書を東下せしむ、我公未だ朝譜の釋けざるを以て東下を止めんと、大坂城代に其意を通せしに、城代既に七月これを東下せしめて今は追ふも及ばず、止むを得ず、此由を殿下及び傳奏衆に開陳せしに、恰も嫌疑了解したる折なるを以て、長行の官位を褫奪するのみにて、事寝むを得たり、

長藩外船砲撃

是より先き、長門藩馬關海峽を通過する外船を砲撃するも、小倉藩小笠原左京大の應援せざるを罪となし、狀を具して朝廷に訴ふ、これに依りて朝議小倉藩を以て違勅となし、將さに問ふ所あらんとす、小倉藩君臣大に驚き使を遣し、我公に就いて其違勅に非ざるの狀を陳じて救解を求む、公乃ち慶勝卿と謀り二條齊敬公に依りて、幕府攘夷の勅を奉ずと雖も、未だ戦端を開かざるを以て、諸藩に於て外國船舶を見るに從て砲撃すべきにあらざれば、小倉藩を以て違勅と見做すべからずと、具に條理を開陳せしに、公亦然りとして朝議を翻へし、其事寝む。

長門藩外船砲撃の奏聞あるや、過激の堂上交々勸呼して、攘夷實行の盛舉となし、第一の忠勳と賞譽すると共に、之に應せざる諸藩を目して因循と罵倒す、遂に朝議亦これに傾き、是月六月十六日正親町少將公董朝臣を以て、監察使として長門へ遣し、尋いて傳奏衆より直ちに諸藩へ、長門藩既に叡慮を遵奉し掃攘に及びしに付、外夷の來るに隨ひ、諸藩に於て二念なく打拂ひ、且警衛の藩々互に相援け、力を盡して防禦すべし、萬一因循傍觀の諸藩これあるに於ては、嚴重御咎あるべしとの勅諭を傳へらる、爰に於て長門藩隣國の傍觀を絶叫して止まず、而して各國使臣は此暴舉を憤り、交々幕府に迫りて其贖償を要求するに、朝議これを意とせず、曩に攘夷の事及び諸藩統率は、一切幕府に委任あるに係らず、直ちに諸藩を促がして、長門藩の所爲に倣はしめんとす、朝議是乎、幕府非乎之を論ずるに及ばずと雖も、公武の議相表裏せること斯の如くなれば、尾張慶勝卿も此難局に當るを病み、加ふるに大納言茂徳卿先に江戸の留守を誤まられしより、國中多く慶勝卿を慕ひ、爲めに漸く人心二派に分るゝの情勢に赴くより、内顧の情切にして、遂に病と稱して出でず、我公目下の大勢を説いて、共に



協力あらんことを懇告再三に及ぶも、卿敢て應せず、忿々として二十一日、六月に還る、是に至りて公武の間に立て、兩議の表裏を調理して一和を圖るは、獨り我公あるのみ、しかも一旦大事あるも、他にこれを謀るべき有力の人なく、守護職は全く孤立の勢となれり、

始め我公の登京せらるゝ時、幕府より委任の條件あり、此條件に關し論すべきものありしが、將軍家の上洛近きに在るを以て、將軍家にして永く滯京して、禁闕を守護あらんには別に論するに及ばずとせられしなり、然るに將軍家は急遽に東下ありしに依り、今は黙止すべきにあらずと、此月<sup>六</sup>二十二日特に家老田中玄清を東下せしめ、左の書を老中の人々に送る、

此後之勤向之儀に付、歎願箇條家臣爲持差下候何分にも右箇條之通り御許容被成下度偏に奉伏願候、左も無御座候而は、此後之勤向何共覺束なく、自然御免相願候段にも無據可相至と、深心配仕候宜敷御汲取被下候様奉希候、尤右家臣へ此表之事情等委細申含置候間、何卒御聞取被下候様奉希候

別紙

我公より老中に送りし書面に

一尾州前大納言様將軍様御目代として亦々京地へ被差置被下度事

一大小御目付御勘定奉行奥御右筆の類をも被差置被下度事

一御所へ被仰聞候筋御入費相掛候共大概之義不伺手切之取計致度事

一關東へ相伺候義無遲滯御答被下度事

一柵外の全權爲御任被下以來所司代始地役人とも選舉賞罰は勿論黜涉

等御委任被下其餘非常の節京地御固め近國の諸侯方大坂奈良伏見奉

行始役々共守護職の得差圖相勤候様御沙汰被下度事

一守護職附高家衆兩人程被差置被下度事

一同附屬の與力同心被差置被下度事

玄清旨を銜みて江戸に至り、老中の人々に謁して、委細に京師の事情を開陳すと雖も、諸有司多く京師の情勢を知らず、中にも朝廷の事費用多分と雖も、守護職に一任すとの項に於ては、特に反對多く、遂に事財政に關すといふを以て、これを允さず、又尾張慶勝卿の事、縦へ命ずるも、卿は受けずといふを以て、是又裁可せず、其他は大抵請ふまゝにこれを裁可せらる、蓋し高家目付奥右筆等を以



て守護職に附屬せしむるは、敢て其要なきが如しと雖も、當時幕府の諸有司概ね京師の事情を知らず、往々我公を以て只管朝議にのみ阿附し、毫も幕府の情勢を顧みずとなすものあるを以て、今是等の役々を附屬となし、守護職の内苦辛の情況を知らしめ、漸を以て諸有司の猜疑を釋然たらしめんためのみ、尋いで守護職附屬の目付戸川鉾三郎、奥右筆小野田吉次郎、齋藤錠三郎、徒目付水本龍太郎、山本喜六、岩田三藏、其他小人目付六人京師に着す。

是時に當り、縉紳家の人々國事に容喙して、幕府を掣肘すと雖も、未だ曾て國家の實務に當らざりしを以て、其處置事件の大小輕重緩急に於て、當を失するもの頗る多し、今其一を記さんに、元來兵庫は畿内の要港なるを以て、始め幕府長門藩に其守衛を命じ、後ち久留米高松岡等の諸藩を以て、之に代へんと議既に決するに、朝廷より直ちに脇坂永井の二侯に命を下して、之に代らしむ、依りて我公議を上り、脇坂永井の如きは小藩にして、僅に其封境を守るに過ぎざるのみ、然るを今至要の地を守らしむるは、實に其任に堪ふべくもあらず、宜しく有力の藩に命せざるべからずと、然れども朝命一度下るを以て、又如何ともなす

守護職東下の  
御下命並に幕  
府への御沙汰  
書

能はず、夫れ既に萬機を舊の如く、幕府に委任あらせられたるに、猶政令二途に出づる事斯の如し、我公此間に介立して、苦心經營するも其功なく、唯時事の非なるを慨歎するのみ、

時に、京師には守護職の孤立を見て、過激の堂上相議して、先に將軍家大坂より、再び上京あるべき由を上奏し乍ら、急遽に東歸ありて、玄かも攘夷の事未だ實行せざるを以て、これが訊問の勅を齎らして、守護職を東下せしめ、尋いて勅命を以て其職を罷め、餘人をしてこれに代らしめんと巧み、二十五日六月容保を召して東下を命じ、并せて勅命を傳へらる、

大樹東下以後關東之形勢如何御不安心被思召候間事情熟察可有言上且攘夷之儀叡慮貫徹可致周旋御沙汰候事

六月

別紙、幕府への御沙汰書

大樹二百年來の廢典を興し、上洛有之萬事恭順君臣名義改正之儀は、深叡感候處去九日賜暇下坂有之候以前奏聞之件々始末不分明殊に、蒸氣船に而遽



に歸府且第一攘夷期限之儀に於て不都合之次第非一候に付吃度御糺可有之候得共深思召被爲在候間追而御沙汰之議も可有之候事  
 我公此勅旨を拜し、驚愕痛心云ふ所を知らず、謹みて勅に従つて東下せんか、漸く基礎を定めたる、公武一和は忽ち昔時の夢と化し去るは疑を容れず、これを辭せんか、或は嚴謹を蒙るは計るべからずと、百思千考殆ど腸を斷つが如し、既にして寧ろ一旦の勅命を辭するも、公武一和の趨勢を維持するの重きに如かずと決し、謹て左の書を上る、

此度爲御使關東下向曲に言上可仕且攘夷之儀叡慮貫徹可致周旋との御沙汰不肖之私萬々難有仕合朝に蒙朝命夕に就途可盡微力筈に御座候處何分落意難仕儀有之不行届に候ては却而奉汚重命候儀に付退而熟々勘考仕候處當職相勤候儀は固より重大の義に有之初發以來私は勿論家來共迄も決心之上罷發候儀にて爰元を墳墓之地と定め力之及候限りは輦轂の下風波穩に宸襟御不安之儀聊も無之様精々仕度志願に御座候是迄萬々不行届之事共にて右様之義申上候も恐懼之至に御座候得共無腹藏心底打開奉申上

候此段御海怒奉願上候然處一昨日之御沙汰を蒙り候に付如何にも重大の義に候故私存意は其節申上候通に候得共家來共存意をも相尋候處格別之御人撰を以て重き御用を蒙候段重々難有仕合には候得共此度長州に於ては外夷兵端相開候儀に有之將又攝海に乗入候風説紛々有之有志之徒殊更登京可致儀に候處當職掌に乍居一步も輦轂之下を離れ候事於武門固所不爲にして且大樹東下之節も厚く申置此節柄別段心を付奉守護様との命猶耳底に有之東下以來之模様一も不申來候内に爰許を離れ候ては大樹遵奉之意にも有之間敷候間此邊篤と御勘考被遊御使者之儀は御附武家町奉行の内へ申付猶家臣をも相添關東へ至急に差下後見職年寄共之内早速罷登逐一申上御用をも相伺候様可申遣候間暫之間御猶豫遊し被下私に於ては一心に當職掌相勤候様幾重にも歎願可申上旨家來共一同決心之上申出候に付私熟考仕候處攘夷之儀叡慮貫徹致し候様周旋仕候事は一昨日申上候通初は水戸中納言次には小笠原圖書頭續て一橋中納言何れも叡慮貫徹致し候様周旋仕候事に候得共不行届に候は其間定而不得止形勢有之儀にて



私下向仕候とて行届候見込は無御座候萬一世上風説之通關東下向之折に於て外夷攝海へ入寇等も致し候而は恐懼之至に候間重き當職を以て一日も爰許を離れ申間敷儀は勿論前段に奉申上候通に御座候間此邊厚く御熟考之上御沙汰被成下候様奉歎願候誠恐誠惶敬白六月廿七日

これを上りしに、傳奏衆今此勅旨を幕府に傳へしむるは、守護職の外更に其人なし、且東下に付いては、既に恩賜の品々さへ備はりたれば、これを變更せん事も憚ありと、愆愆再三回に及ぶと雖も、我公固く前旨を述べて、これが執奏を請へり、

是より先き、主上傳奏衆に勅書を賜ふ、其大意は元來容保を東下せしむるは、朕が望む所にあらずと雖も、如何せん朕之を支ふる事能はず、止むを得ず東下の命を下せるも、是れ朕が眞意にあらざるを以て、容保若し辭するに於ては、朕が尤も悦ぶ所なれば、再命せざるを豫め汝等に知らしめ置くなり、今後若し再命の勅出る事あるも、是れ朕が眞意にあらざれば、汝等此書の寫しを容保に示し、朕が眞意を知らしむべしと、傳奏衆恐懼爲す所を知らず、然れども今我公東下

我公及近衛前  
殿下に賜はり  
し御宸翰

の命を偽勅とせば、今日に至る迄の勅或は皆偽勅となり、忽ち衆心の疑惑を惹き起し、遂には天下の離亂を生ずべしとなし、書を上りて、眞勅を我公に傳達する事を宥恕せられん事を、請ひしこそ畏しければ、主上今は詮方おはしませず、二十九日近衛前殿下を以て、密に我公に左の宸翰を賜ふに至る、

今日其方召設候は關東事情檢知並に大樹所置感答之兩端にて其方便として下向申付る由に候尤攘夷之次第尋問左も可有儀には候得共此頃守護職之其方便として下向之儀於朕不好候得共當時之役人並に堂上之風として申條言張候次第迎も愚昧之、朕申出候とも無詮事故各申す通りに相成次第に候間唯今如此嚴重之沙汰之様ながら實勅に無之候間左様承知其方領掌之可否は任存分可返答決て下向強て申渡す所存には無之候事

六月秘々

是時前殿下にも、亦左の宸翰を賜へり、  
今會藩ヲ東下セシムル者ハ過ル日申セシ如ク勇威ノ藩ナルニ因テ是ニ居



レバ奸人之計策行ハレ難キガ故ニ之ヲ他ニ移シ事ニ托シテ守護職ヲ免セ  
ントスルナリ關白モ亦之ヲ疑ヘリ是則朕ガ尤モ會津ヲ頼ミトシ遣スヲ欲  
セザル所ニシテ事アルニ臨ミテ其力ヲ得ント欲スルナリ今僞勅甚タ行ハ  
ル、ガ故ニ此後何等暴勅ノ下ルモ測リ難シ眞僞ノ間會津能ク察識スルヲ  
要ス

そも我公入京の初より至誠を盡して、公武の一和に心力を勞し、汲々として勅  
旨遵奉に勵精すと雖も、素より之が先容をなすものあるにあらず、且は君臣共  
に野朴の武人にして京縉の習風を諳んせず、所謂暗中的を射るが如くなるに  
反對の徒四邊を圍繞し、動もすれば之が爲に陥られんとし、公武一和論の侯伯  
相前後して京師を去り、私かに顧みて天譴に觸れんとを恐れ、惴々として恰も  
薄氷を蹈むの思をなし、に再應の宸翰を拜戴するに至りて、天恩の優渥に感  
泣し、且は聖明常に姦人の爲に蒙蔽せられ、畏くも御憂悶の中に過ぎさせ給ふ  
を憤慨し、唯倍死を矢つて萬一に報じ奉らんと期するのみ、叡慮既に右の如く  
なるを以て、我公の上奏を採納あり、然るに我公に代りて、東下すべきは所司代

なるも、是時牧野忠恭朝臣職を辭し、未だ後任者の任命なく、町奉行永井尙志水  
正は姉小路公知朝臣暗殺の嫌疑にて、召取りたる田中雄平自殺の罪によりて  
屏居し、同役瀧川具舉播摩守は任を離るゝ能はず、禁裡附武家小栗正寧始め長門守後ち下  
守をして、勅を齎して東下せしめ、家臣小室當節を之に隨伴せしむ、蓋し是時三  
條實美卿威權滿朝を壓す、而して卿が最も信用する者を眞木和泉となす、我公  
東下の策を建て、以て將軍家を譴責せんとするの勅書を作り、卿に勧めしも亦  
和泉なり、後實美卿京師を脱走するに當り、狼狽の餘一の文函を遣せり、之を開  
くに中に和泉の認むる所の建策にして、他見を禁ずと題せる小冊子あり、彼の  
勅書を首に載せ、深き思召云々の語を以て、幕府を威すの題目とすと注せり、即  
ち勅書の出所亦知るべきのみ、宸翰に眞勅に非ずとある、蓋し之を指すなり、  
小栗下總守の東下に引き違ひて、七月十二日江戸より使番牧野鋼太郎上京し  
て、我公に老中よりの内狀及び將軍家の上書、慶篤卿慶喜卿の兩殿下に宛てた  
る書狀等を致せり、其狀は、

攘夷一條御東下後早々御取掛り可相成處當時之人心にては、迎も難出來水



戸殿一橋殿へも御相談有之候處急速攘夷は逆も御六ヶ敷萬國之形勢篤と御熟慮有之兩公上へ御建白有之右に付ては別紙之通上より關白殿へ御差出に相成申候就而は貴所様にも御主意柄篤と御了解之上方今之時勢實に皇國之御一大事故篤と御熟慮不一方御周旋何卒御成功相成候様奉祈願候  
前後翌六月二十九日附老中連名

將軍家上奏の大意

今度攘夷の儀水戸中納言一橋中納言申談叡慮貫徹仕候様被仰付謹承仕候然るに右兩家申談候處方今海外萬國の形勢皇國人心の居合等熟視詳察仕候へば當今の場合攘夷の儀輕舉妄動にては必勝の成算無之のみならず却而夷狄の術中に陥り皇國の御耻辱相成候ては何共奉恐入候間内治相整人心一致仕候機に臨み闔國の力を以而掃攘仕叡慮徹底相成候様可仕奉存候就而は攘夷期限の義は一切御委在被下置候様奉願候依之水戸一橋兩家より差出候書面相添奉入叡覽候恐惶謹言六月廿九日

此上奏たる誠に至當の言なりと雖も、當時攘夷に勃々たる朝議に反抗し、即ち

局面を一變せんとの議なるを以て、後見職若しくは老中、上京して之を上ると同時に、規畫の順序方策の次第等、巨細上陳するを至當とす、既に前日攘夷督促の勅命を下されしに、これと引違ひに斯る上奏をなすに於ては、過激の堂上忽ち口を違勅に藉りて、いかなる變を生せんも計るべからざるに、幕府の有司等京師の事情を諳んせず、唯往昔の慣例に依りて、一の文書を以て事を濟さんとす、迂も亦甚し、因りて我公將軍家の上書は執奏せず、此旨を鋼太郎に含めて直ちに東歸せしめ、且書を老中に贈りて、これを辨ずる如左、

此度御直書被差上御使者牧野鋼太郎持參致し拙者關白殿下へ右御使相勤候様被仰下將又御直書寫拜見被仰付隨而周旋致し候様被仰下候趣謹而承知仕候直様殿下へ罷出周旋可仕筈に候得共何れにも重大の事柄故篤と勘考仕候處攘夷之儀は叡慮始終不被爲易深く思召被爲込既に昨年勅書御受被遊其上上様親敷叡慮をも御伺御決心被遊候は勿論其最初水戸中納言殿一橋中納言殿何れも叡慮御遵奉被成候儀實に至々極々重大之事件に御座候處御直書之通方今時勢人情不得止儀には御座候はんれども叡慮始終



不被爲易御儀に候得は右之時勢人情不被爲得止件々何故方今萬國之形勢皇國之居合方掃攘不相成何故夷狄之術中に陥り何故皇國之耻辱と相成と申儀將又然如何致し候て此末内治相整人心一致に赴き如何致し候て闔國の力を以て掃攘可致なと申成算之大略如此に御座候間期限一切御委任被下度旨一々演說御歎願被成就而は御尋に相成候廉は隨而御辨折被成候は自然叡慮御感動之道も可有之哉先達而小栗下總守被遣候儀も右等視察可致との御旨意に御座候然は何れ事柄着實に御取扱被成候御方に無之ては御誠意も貫徹仕兼候間上様へ被仰上一橋中納言殿爲御名代至急に御上京右へ各様の内事情貫通之御方御付添御登京御座候上被仰上候て當然之御義と奉存候拙者一通り御使者相勤候は容易なる儀に御座候得共當表之模様只今は御書差出候節には無之假令拙者演說仕候とも御地之御様子御書面外之儀は想像致し候のみに候へば何か口實之様にも相響き却而御不都合も難計其間の深意筆紙に難盡事ごもに御座候尤も朝廷御尊崇の儀に於ては重大之事柄爰元よりの勅使は三條中納言姉小路少將○前年攘夷督の勅使なり

へ被仰付候處此度御使番被差登候も餘り不次之御儀旁事實御不都合を生じ候而は如何と奉存候に付御直書は至重之儀に御座候へ共上様御爲筋奉存候上より乍恐拙者一先御預り罷在候間早々御登京偏に奉待候右は畢竟

七月十日

事柄を重んじ事實成就を期し不顧忌憚奉申上候五月十日

猶家臣野村直臣を隨伴せしめて、委く京師の事情を陳上せしめ、猶曩に我公に代りて東下したる小栗下總守に左の書を送り其幹旋を囑す、

一筆申進候殘暑之節長途之御旅行彌御障りも無之候哉御苦勞千萬御察申候然者此度牧野銅太郎爲御使差登候に付閣老より其表之事情も被申遣候儀も有之候得共何分貫通難致次第に而御所へ申上候程之儀には不相成候間尙又同人へ御用被仰付直に引返し家來も相添へ差下候に付尙以彌御留府事情熟察被致右同人等下着次第一同盡力被致度候尤其以前御自分御出起御上京等有之候而は御所向御不都合之次第も有之候間萬一御出起候は途中よりも被引戻候様致度存候事情之儀は跡より牧野下向並家臣へも申聞委細申合候右申進度態と飛脚差起如此候以上七月十三日